

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第22号
2005.7

目次

- 巻頭言** カンボジアに行ってきました
高松高等検察庁検事長（前法務総合研究所長） 大塚 清明 ……1
- 国際研究**
- I 日中知的財産権の保護に関する法制度の比較研究について
国際協力部教官 伊藤 隆 ……5
- 講演録
「日中知的財産法制度の比較と展望」（2004.12.8 & 10開催）
北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー 魏 啓学 ……9
- 研究報告書 魏 啓学 ……48
- II 第9回国際民商事法金沢セミナー（2005.2.17開催）
国際協力部教官 伊藤 隆 ……72
- 講演録
「家族法のグローバル化と日本の民法」
弁護士・元札幌高等裁判所長官 野田 愛子 ……75
- 「インドネシアの海外投資環境」
インドネシア大学法学部長 ヒクマハント・ユワナ ……82
- 「タイにおける海外投資を取り巻く環境—投資紛争解決制度—」
タイ最高裁判所長官府判事 ソラウィット・リンバランシー ……86
- 外国法令**
ラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令
解説 神戸大学大学院国際協力研究科教授 松永 宣明 ……92
- 国際協力の現場から**
私の国際協力日記（石の上にも7年？）
武蔵野区検察庁統括検務官（前統括国際協力専門官） 植田廉太郎 ……126

～ 巻頭言 ～

カンボジアに行ってきました

高松高等検察庁検事長（前法務総合研究所長） 大塚 清明

昨年7月、法務総合研究所に所長として着任してから、法総研の国際協力部が、市場経済化の推進を目指すアジア諸国に対する法整備支援等を行っていることを知りました。

そして、着任後9か月目の本年3月、かねて国際協力部が、JICAの技術援助の枠組みの下、財団法人国際民商事法センターや、最高裁、日弁連、学界と協力しながら、民法及び民事訴訟法の法案起草と、王立司法官職養成校における裁判官及び検察官養成のための支援等を行ってきたカンボジア王国を、財団事務局のK次長等3人と一緒に訪問することになりました。カンボジアに行くのは初めてでした。

成田空港から、タイのバンコック経由で、カンボジアのプノンペン空港に到着し、かなり暗くなった午後7時少し前、乗用車で市内のホテルに向かいました。

舗装された国道に出ると、国際女性デーの休日だから平素より多いとのことでしたが、沢山の乗用車やバイクが走っていて、バイクの半数近くには、2人以上が乗っていました。

お父さんが運転し、その前に子供、後ろにお母さんといった3人乗りがよく目に付き、運転するお父さんの後ろにお母さんが座り、胸に抱いた赤ん坊にミルクを飲ませているのを見て、ほのぼのとした感じだと思っていたりしているうちに、運転するお父さんの前に小さな子供、お父さんの後ろに大きな子供、その後ろにお母さんという4人乗りを見たときは、本当にびっくりしました。

やがて、同じような4人家族(?)が乗っているのにも慣れましたが、女性ドライバーも若干いて、中には、女性ばかりの4人乗りも見掛けました。

翌日から、JICA長期専門家のKさんとSさんに案内していただくなどしながら、国際協力部と関係のある機関等を訪問したのですが、JICAカンボジア事務所を訪れたとき、T所長から伺った話では、バイクでタクシー営業をするのに営業許可が要らないので、個人でバイクタクシーを営業している人が多いとのことでした。そして、バイクタクシーの料金は、客が1人でも3人でも同じとのことでした。私が4人家族だと思った中に、3人家族プラス個人タクシー業者という組み合わせもいたようです。

また、通訳のAさんの説明では、帽子をかぶり、排気ガス避けのマスクをして、1人でバイクに乗り、道路の左右に注意しながら運転していれば、客を捜しているタクシー

だと思って間違いないとのことでした。言われてから、その気になって見ていると、道路にはかなりの排気ガスが漂っている感じで、帽子をかぶり、マスクをした運転手の前後に乗っている人は、運転手と家族関係はなさそうに見えてきました。

その後カンボジアを離れるまでの間、最初の日ほど乗用車やバイクで混雑していた日はありませんでしたが、それでも、いつ見ても、沢山の乗用車やバイクが道路を走り回っていて、活気がありました。なお、私は、5人乗り以上のバイクは見ませんでした。T所長は、大人4人と子供3人の7人乗りを見たことがあるとのことでした。

そんな状況で、道路の乗用車やバイクを見ている限りでは、活気があり、子供や若者が多くて人口が増加しつつあるように見受けられ、1970年のロン・ノル将軍によるクーデター以降の20年以上に及ぶ紛争、中でも、ポル・ポトの独裁による恐怖政治や、ヘン・サムリン政権と三派連合政府の対立による内戦等の間に、大勢の人が殺害されたことの影響は、もう薄れてきているのかなと思わせるような感じでした。

しかし、T所長の話によると、殺害された人の多くが、広く各分野で専門的知識を生かして活躍していた有能な人材であったことの後遺症で、社会の各層における人材不足が、まだ深刻な問題となっていて、他の国の支援とは異なった困難な面があるとのことでした。

また、日本大使館を訪問したとき、親日的なカンボジアの人に対する熱い想いを語っておられたI公使も、人材不足を深刻な問題と認識されているようでした。

カンボジアを離れる前日、S地裁を訪問し、P所長から伺った話では、S地裁は、カンボジア国内で2番目に事件が多いと思われるところなのに、裁判官の数が少なくて大変忙しいようで、ここにも人材不足の影響が見られました。

なお、P所長の話では、そうした事情から、事件が多くて裁判官のやりくりがつかないときには、最高裁の指示で、検察官が裁判官の仕事をするところがあるとのことでした。



地裁所長との協議を終えて

それでも、王立司法官職養成校と司法省を訪問した際の話から、司法の分野での人材育成が着実に進展している様子と、人材育成のための新たな取組が伺われ、明るい兆しも見られました。

王立司法官職養成校では、日本で1度お会いしたK校長と再会しましたが、K校長の話では、養成校の第1期生55人は、2年間の教育を経て本年10月に卒業予定であり、将来は、1年間に55人ずつ養成校からの卒業生が出るようにしたいとのことでした。

また、K校長は、日弁連が支援している弁護士養成校から、かなりの数の、自分が見ても優秀だと思われる若い弁護士が誕生していると言われていました。



王立司法官職養成校にて

司法省を訪問した際、A司法大臣は、急用で首相のところに行かれているとのことでしたが、日本で2度お会いしたHさん等3人の次官と会談した後、司法省から引き上げようとしていたとき、A大臣が帰ってこられ、大臣とも会談ができました。



司法大臣と会談を終えて

A大臣やHさん等3人の次官の話では、民法及び民事訴訟法の法案については、土地法等との調整が必要であるが、本年中に、この2法案を含めた8本の法案を成立させようとしているとのことであり、また、裁判所の書記官養成のための学校と、執行官養成のための学校を設立しようとしているとのことでした。



司法省次官3名への記念品贈呈

自然が豊かで恵まれた環境にあるため、あくせく働くことを余り好まないと言われるカンボジアの国民性の影響か、ゆっくりとした速度ではありますが、法整備と司法の分野での人材育成は、着実に進んでいるなど実感しながら、カンボジアを離れました。

最後に、カンボジアの法整備支援等に当たられている多くの皆様方の御健勝及び御活躍並びにカンボジアの健全な発展を祈念いたします。

法総研といたしましても、出来る限りの努力を続ける所存であります。

～国際研究～

日中知的財産権の保護に関する法制度の比較研究について

法務総合研究所

国際協力部教官 伊藤 隆

中国は、2001年12月のWTO加盟後、知的財産保護及び管理に関する政策を強力に推進し、知的財産関連の法制度整備を急速に進めておりますが、このことは、我が国にとっても重要な関心事であります。一方、我が国においても、いわゆる「知財立国」の確立に向け、知的財産を積極的に創造し、活用しようとの動きが活発化しており、日中両国における知的財産を取り巻く状況は、正に大きなうねりの中にあります。

また、日中間の貿易取引額は着実に拡大の一途をたどってきましたが、それに伴い、両国間における知的財産権をめぐる問題も増加しつつあります。

このような状況下において、同じアジアに位置する隣国であり、密接な関係にある日中両国が今後も協調関係を築いていくためには、互いの国の知的財産法制度を深く理解し、より良い知的財産法制度を模索していくことが求められているといえます。

そこで、法務総合研究所では、2004年（平成16年）10月4日から同年12月22日までの間、同年3月12日に当所等主催により開催した「第4回国際民商事法シンポジウム～アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント）の現状と課題～」(本誌第14号152ページ参照)の海外パネリストとして招へいされた実績を有し、中国を代表する知的財産関係実務の専門家であり、かつ日本の知的財産制度にも精通している中国弁護士・弁理士ウェイ・チーシェーの魏啓学氏（現：北京林達劉知識産権代理事務所シニアパートナー）を専門家として招へいし、日中の知的財産権の保護に関する法制度の比較研究を実施いたしました。

本研究の実施に当たっては、日本あるいは中国の知的財産制度に精通された研究者、実務家の皆様との意見交換の実施や、知的財産関係団体を訪問させていただき、最新の知的財産関係情報の提供をいただいたりするなど、皆様御多忙にもかかわらず多大な御協力をいただきました。この機会をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

そして、本研究の成果の発表の場として、法務総合研究所では、財団法人国際民商事法センターとの共催により、2004年12月8日に東京において（於：法曹会館）、また同月10日には大阪において（於：大阪中之島合同庁舎の当部「国際会議室」）、「日中知的財産法制度の比較と展望」と題する公開講演会を実施いたしました。

本講演会では、魏講師から、日中の知的財産法制度の比較や日中両国の知的財産法制度の問題点などについて講演いただくとともに、日本側からも、第一線で御活躍されている知的財産関係実務の専門家にコメンテーターとして参加いただきました。東京会場においては中村合同特許法律事務所代表パートナーの熊倉禎男弁護士・弁理士に、大阪会場において

は三協国際特許事務所シニアパートナーの川瀬幹夫弁護士にコメンテーターとして参加いただきましたが、両コメンテーターからは、豊富な実務経験に裏打ちされた大変示唆に富んだコメントをいただくことができました。

魏講師による講演内容も、また日本側専門家によるコメント内容も、日中の知的財産関係実務上の諸問題についてはもとより、今後の日中間の知的財産関係の在るべき姿についても深く言及されており、まさに本講演会の題目にふさわしいものであったと思います。

講演会の参加者は、弁護士、弁理士、企業法務の方々を中心に、東京会場、大阪会場とも約40名の参加をいただき、それぞれ活発な質疑が行われました。

以下、本研究の成果につき、上記講演会「日中知的財産法制度の比較と展望」の講演録及び魏講師作成の研究報告書を掲載いたします。日中の知的財産法制度をめぐる諸問題を知る上で有益な資料と考えますので、ぜひ御参照いただければ幸いです。

なお、講演録については、東京会場及び大阪会場における魏講師の講演内容はほぼ同じであることから、魏講師の講演内容については東京会場のものを収録し、日本側専門家からのコメントについては東京会場及び大阪会場におけるコメント双方を収録しています。



2004年12月8日 法曹会館「富士の間」にて



2004年12月10日 大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」にて

「日中知的財産法制度の比較と展望」講演会プログラム

(東京会場)

平成16年12月8日(水) 13:30～16:50

於：法曹会館3階「富士の間」

主催：法務省法務総合研究所、(財)国際民商事法センター

13:30～13:40 開会あいさつ

大塚清明(法務総合研究所長)

岡村泰孝((財)国際民商事法センター理事長)

13:40～15:30 講演「日中知的財産法制度の比較と展望」

魏 啓学(中国弁護士・弁理士)

15:30～15:45 休憩

15:45～16:20 日本側専門家からのコメント

熊倉禎男(中村合同特許法律事務所)

代表パートナー 弁護士・弁理士)

16:20～16:50 質疑応答

16:50 閉会

「日中知的財産法制度の比較と展望」講演会プログラム

(大阪会場)

平成16年12月10日(金) 13:30～16:50

於：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

主催：法務省法務総合研究所、(財)国際民商事法センター

13:30～13:40 開会あいさつ

相澤恵一(法務総合研究所国際協力部長)

岡村泰孝((財)国際民商事法センター理事長)

13:40～15:30 講演「日中知的財産法制度の比較と展望」

魏 啓学(中国弁護士・弁理士)

15:30～15:45 休憩

15:45～16:20 日本側専門家からのコメント

川瀬幹夫(三協国際特許事務所

シニアパートナー 弁理士)

16:20～16:50 質疑応答

16:50 閉会

講演録

講演会 「日中知的財産法制度の 比較と展望」

《東京会場》

日時：平成16年12月8日（水）

13:30～16:50

場所：法曹会館3階「富士の間」

《大阪会場》

日時：平成16年12月10日（金）

13:30～16:50

場所：大阪中之島合同庁舎2階
「国際会議室」

《東京会場》

- 司会（伊藤） ただ今より、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター共催による公開講演会、「日中知的財産法制度の比較と展望」を開催いたします。

開会あいさつ

- 司会（伊藤） 始めに、法務省法務総合研究所の大塚所長からあいさつがございます。
- 大塚法務総合研究所所長 法務総合研究所所長の大塚でございます。主催者の一員といたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日はお忙しい中、「日中知的財産法制度の比較と展望」をテーマとした講演会に多数の御列席を賜り、誠にありがとうございます。この講演会は、財団法人国際民商事法センターとの共催により、東京及び大阪で開催するものでございます。

さて、今回の講演会のテーマは、次の二つの点にかんがみ、まさに時宜を得たものと言うことができます。

まず、現在日中両国間の経済関係の進展が、かつてないほどの勢いを見せていることとあります。日中間の貿易取引額は着実に拡大の一途をたどっており、それに伴って両国間の交易をめぐる公的紛争も増加しております。日中関係の安定した発展のためには、両国において関係者の権利、利益を保護し、紛争を効果的に解決するための法制度の充実が求められております。

第二に、日中両国において知的財産法制度をめぐる動きが極めて活発になっているということです。中国では、2001年のWTO加盟後、経済法分野を始めとした法整備が着々と進められていますが、この動きは知的財産法の分野とも密接に関連しております。一方、我が国では、政府が中心となり、知財立国の確立に向けて知的財産を積極的に創造し活用しようとする動きが活発であり、知的財産法制度の整備を急ピッチで進めているところです。

このような状況下において、日中両国が「知的財産の世紀」とも言われる21世紀において協調関係を築いていくためには、互いの国の知的財産法制度をよく理解するとともに、より良い知的財産法制度を考究していくことが求められていると言えます。法務総合研究所では、このような日中両国の知的財産法制度をめぐる動きの重要性にかんがみ、この度中国を代表する知的財産法実務の専門家である魏啓学先生を招へいし、日中両国の知的財産法制度の比較や問題点について研究を行っていただいておりますが、本日同研究の発表の場として本講演会を開催することといたしました。

魏先生は、これまで中国の主要な知的財産法の立法作業に携わられてきた御経験をお持ちですが、一方で我が国との関係も大変深く、1970年代から現在まで毎年のように来日されており、大変流暢な日本語を駆使され、長年日中両国の知的財産法分野における架け橋としての役割を果たしてこられました。本日は、その豊富な御経験に裏打ちされた示唆に富んだお話が伺えるものと思います。

また、本日は、知的財産法の分野で我が国を代表する存在である中村合同特許法律事務所の代表パートナーをお務めの熊倉禎男先生にも、コメンテーターとして御参加いただいております。皆様御承知のとおり、熊倉先生はこれまで数多くの著名な事件を手がけられた御実績をお持ちですが、そのような第一線で御活躍されている知的財産法実務の専門家からコメントをいただくことにより、本日の講演の内容が一層充実したものになるものと確信いたしております。

本講演会が、御列席の皆様にとりましても、また日中両国の知的財産法制度の発展にとりましても大いに意義のあるものとなることを期待し、私のあいさつとさせていただきます。

○司会（伊藤） 続きまして、財団法人国際民商事法センターの岡村理事長からあいさつがございます。

○岡村国際民商事法センター理事長 国際民商事法センターの理事長の岡村でございます。本日の講演会の開会に当たりまして、法務総合研究所長の大家所長のごあいさつに引き続きまして、共催者の一員として一言ごあいさつを申し上げます。

本講演会の開催の趣旨やその意義、目的等につきましては、ただ今大家所長がごあいさつで述べられたとおりであります。日中両国の当面する重要な問題の一つである知的財産法制度をめぐる、両国の法制度の比較や問題点等につきまして相互の理解を深めるということは、両国の法制度を一層充実させ、その適正、円滑な運用を行う上において必要なこととあります。当財団は、発足以来、日中両国間の各種の法制度をめぐる問題につきまして相互に研究し、意見を交換して理解を深め合うことの重要性にかんがみ、法務総合研究所を始め関係機関の御協力を得まして、日中両国間の当面する諸問題をテーマといたしまして毎年1回東京と北京で交互に日中民商事法セミナーを開催し、本年9月には北京で9回目のセミナーを実施したところであります。

また、アジア諸国との間でも、同様に当面する諸問題をテーマとして研究いたしまして、シンポジウムを開催し、その成果を発表しているところであります。本年3月には、知的財産権の行使に関する問題につきましてアジア6か国のパネリストを始め日本側からも参加を得まして、第4回の国際民商事法シンポジウムを開催いたしまして、それぞれ成果を挙げているところであります。

本日の講演会の講師を務めていただきます魏啓学先生には、この第4回国際民商事法シンポジウムで中国側のパネリストを務めていただきました。また、コメンテーターをしていただきます熊倉禎男先生には、第8回の日中民商事法セミナーでコメンテーターを務めていただいたところでございます。御両名は知的財産問題に関しまして、研究面でもまた実務面でも第一人者でありまして、有益なお話を伺えるものと期待いたしております。

終わりに、本日の講演会に御参加いただきました皆様方に厚く御礼を申し上げますとともに、当財団といたしましては今後と

も法務総合研究所など関係諸機関とも連携いたしまして、アジア諸国の法整備の支援や法制度の相互理解を深め合うことなどの事業の推進に努めてまいりますので、引き続き御指導、御支援のほどをお願いいたしまして、私のあいさつといたします。本日は、どうもありがとうございました。

○司会（伊藤） ありがとうございます。

それでは、講演会に移りたいと思います。

本日は、第1部で「日中知的財産法制度の比較と展望」というテーマで魏啓学先生に講演をしていただいた後、第2部で日本側専門家からのコメントを発表していただき、そして第3部で会場の皆様からの質問を受けた質疑応答を行う予定です。質疑応答の際には、本日お集まりの皆様からの御質問にできる限りお答えしたいと考えておりますので、活発な御質問をお願いいたします。

第1部 講演（東京・大阪共通）

「日中知的財産法制度の比較と展望」

講師：中国弁護士・弁理士
魏 啓 学

○司会（伊藤） それでは、第1部の講演に移らせていただきたいと思います。

第1部の講演をしていただく魏啓学先生は、先ほどのあいさつにもございましたとおり、中国の知的財産法の立案に長年携わり、また日本の知的財産法制にも大変精通していらっしゃいます。それでは、魏先生、御講演をよろしくをお願いいたします。

○魏 ただ今御紹介にあずかりました、中国の弁護士・弁理士の魏と申します。

それでは、お話を進めたいと思います。

本日の講演内容につきましては、私が作成した研究報告書がありますので、基本的に研究報告書に従ってお話を進めたいと思います。

まず、研究報告書の「第一 問題提起の背景」について申し上げます。

「1 中日両国知財関係の現状」について簡単に申し上げたいと思います。

全体から申し上げますと、中日両国の知的財産関係はうまくいっております。特に、2000年以後、中国はWTOへの加盟を

果たすために、特許法とか商標法、あるいは関係法律に対して、改正を施してまいりました。現在のところ、中国の法律と日本の法律との間には、違うところは少し残っていますが、共通点が非常に増えてきたということは事実であります。



魏啓学先生の御講演

現在のところ、中国では法改正は一段落付きまして、法律の施行、それから模倣対策の強化に力を入れております。そして、中国での投資環境が更に改善されたことにより、中国で設立された合弁会社や独資会社の数、あるいは技術移転のケースは着実に増え続けております。これに伴って、中国への特許出願や商標出願は大幅に増えております。時間の関係で詳しくは説明いたしませんけれども、研究報告書の表に統計が出ていますので、簡単に説明したいと思います。

まず、「表1」を御覧になっていただきたいと思っております。これは「2003年度中国特許出願件数の統計」です。ここでぜひ留意していただきたいことは、中国の特許制度は1985年に発足いたしまして、現在までまだ20年にもなっていないのですが、中国の特許庁に出されました特許出願は、トータルで約193万件にも上っていることです。

また、この表の「国内」の部分を見ますと、職務発明と非職務発明、すなわち町の発明家個人から出された発明との出願件数の割合が記載されています。今までは個人から出された出願が多かったのですが、2001年から逆転しまして、職務発明が大半を占める状況に変わってまいりました。

外国からの特許出願は、やはり職務発明が圧倒的に多い。特に発明特許が非常に多いわけです。この表で見えますと、中国の国内においては、発明特許出願は少ない

です。逆に実用新案と意匠の出願は非常に多いわけです。これは中国の現段階における発明を開発する能力、技術を開発する能力がまだ弱い証拠になります。特に基本発明の開発能力はまだ弱いです。詳しくは、この「表1」を御覧になっていただきたいと思っております。

「表2」に移りたいと思っております。2003年度に諸外国から中国へたくさんの特許出願が出されました。そのうち、日本の会社から出された特許出願は非常に多いです。一番上には松下電器さんが挙げられています。私はこの表において、全10社を挙げておりますが、そのうち韓国の2社とアメリカの1社を除いた残りの7社は全部日本の会社です。これを見ると、特許出願について日本と中国はどのような関係にあるかということがお分かりになると思っております。

それから、「表3」で2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い国を10か国挙げております。一番はやはり日本で、昨年度は2万4,000件以上中国へ出されております。その次はアメリカ、三番目は韓国ということです。

一つ注意していただきたいことは、中国の特許制度の発足は1985年ですが、1993年から94年ごろまでは、アメリカからの特許出願は毎年日本からの特許出願を超えていました。しかし、2000年以降になりますと、日本からの特許出願が大幅に増えてまいりまして、アメリカからの特許出願の件数をはるかに超えるようになりました。ですから、昨年度の統計では、日本からの特許出願が一番多かったということです。

それから「表4」を御覧になっていただきたいと思っております。例えば、1997年当時の特許出願件数は11万件ちょっとです。しかし、翌年になりますと、これが12万件になるわけです。現在のところ、毎年、大体万件単位で増加しております。昨年は30万件を突破いたしました。今年は、35万～40万件になるのではないかとの予測がされているわけです。

「表5」に移りたいと思っております。特許出願だけではなくて、商標出願も大幅に増えてまいりました。この表は中国の商標登録出願の歴年統計ですが、1982年から記載しています。この点について一つ申し上げますと、1979年までは中国には商標法がなかったのです。商標管理条例という

制度はありました。御存じかと思えますけれども、1966年から1976年まで、いわゆるプロレタリア文化大革命という特別な時期があって、商標制度はストップされていました。1979年に整理されました、その結果再登録しました商標は約3万件しかなかったのです。

しかし、1990年代に入ってから大幅に増えてまいりました。平均しますと、毎年大体3万件ぐらい増加してまいりました。昨年はもう40万件を突破いたしまして、今年は50万件になるのではないかと予測されます。間違いなく世界トップになります。

ところで、特許出願にしましても商標出願にしましても、確かに海外からの出願も増えていますが、やはり国内からの出願が多いです。そして、基本的には特許制度や商標制度が国内の会社に利用されているということは、中国の特許制度あるいは商標制度が非常に成功している、私たちはこのように中国の特許制度や商標制度を評価しているわけです。詳しくは、ぜひ「表5」の統計を御覧になっていただきたいと思えます。

「表6」に移りたいと思えますが、商標の登録件数、私は10か国を挙げたのですけれども、全体から言うとアメリカからの商標登録出願が一番多いわけです。その次には日本、ドイツ、そういう順になっているわけです。

留意していただきたいことは、ここには載っていないですけれども、台湾からの出願は国内の事件として扱っているところ、この表でいえば第4位かあるいは第6位か、こういうところに来る件数が出願されていることです。

「表7」ですが、既に申し上げましたとおり、職務発明の件数は、2001年に既に個人から出された出願の件数を上回るようになってきているわけです。

特許出願と商標出願が増えた原因の一つとしましては、中国の投資環境が改善されたこと、もう一つは、特許制度の発足の当初から、日本の弁護士や弁理士、また学者の方々が度々中国においでになり、中国の関係者と交流を続けてこられまして、中国の法制度に対して非常に良い影響を与えてきたことがあると思えます。

中日両国の弁理士や弁護士、あるいは企業の知財担当者は、長年の交流を続けてま

いりました。特にこの2～3年、活発に交流をしております。両国の特許庁の長官も定期的に交流をしております。2～3年前には法律改正が交流の場の話題となっていたのですけれども、最近は模倣品対策が交流の場の話題となっています。

政府の発表では、1980年代から昨年まで中国で設立された合弁会社や独資会社は50万社を超えているということです。そのうち、日本関係の会社は2万社以上あると言われております。また、50万社のうちかなりの部分は、アメリカや日本の会社が作った合弁会社とか独資会社以外に、香港の資本がたくさん入っているのです。台湾の資本も入っているのです。中国では、これらについては外資系の扱いをしております。このような合弁会社、独資会社は、中国の経済の発展に対して大きな役割を果たしています。例えば、国際貿易においては、3分の1ぐらいは、このような独資会社や合弁会社の輸入や輸出の実績となっているわけです。

「2 中国の模倣品対策」に入りたいと思えます。

正直に申し上げますと、現在、中国では模倣事件がたくさんあります。外国の製品、特に日本の製品を模倣する事件が多いです。アメリカの製品を模倣する事件も多いです。これは、事実です。本当に外国の会社に御迷惑をかけ、損害を与えていると、政府は十分に認識しております。お詫びの気持ちも持っているわけです。

しかしながら、ぜひ御理解していただきたいのは、中国の模倣品が外国の方に与えているイメージは中国の会社が外国製品を模倣している事件が圧倒的に多いのではないかとこのように思いますが、事実はそうではないということです。税関の統計の発表によれば、9割以上は、中国の会社が中国の会社の製品を模倣した事件です。外国の製品を模倣した事件は1割足らずで、特に日本関係の事件は非常に多いですけれども、ヨーロッパとかアメリカ関係の模倣事件もあるのです。

1980年代から1990年代の前半までは、日用雑貨や化粧品とか、あるいは家電関係の模倣品が多かったのですが、2000年以降には大型な商品、例えばオートバイや自動車とか、こういう模倣品が出回るようになりました。もちろん中国政府としましては、非常に重要視しております。

特に自動車とかバイクは、人間の命にかかわるものですから、政府は非常に力を入れているわけです。

これに対応する中国の担当機関としましては行政機関と裁判所がありますけれども、裁判所の場合には、もちろん裁判所に訴えなければ自発的に扱いをしてくれません。一方、主管当局は、例えば、商標ならば工商行政管理局とか、特許ならば各地方に設置されている特許管理局とかは、当事者の対応を待つというのではなくて、もし模倣品を発見しましたら自発的に摘発しております。

件数で申し上げますと、2003年度には、中国の各地方の工商行政管理機関が合計で2万6,000件以上の商標侵害事件を摘発いたしました。2万6,000件、これは確かに多いです。中国には13億以上の人口があり、13で割りますと、やはり大きな件数になります。现阶段では沿海地区が多いです。

それから、一説には、中国の模倣品がたくさん出回っている原因の一つとして刑事罰が軽いという説があります。しかし、諸外国の刑罰と比べても、中国が決して軽いわけではない。もっとも私に言わせれば、もっともっと刑罰を加重した方がいいと思います。

刑罰を受けた人、例えば5年の懲役、5年以下の懲役、また拘役、こういう刑罰を受けた人は551人です。これは最高裁の発表です。5年の懲役を受けた人は、12人です。5年以下は、253人です。

裁判所はたくさんの特許紛争事件を受理しています。一審事件と二審事件で、9,271件を受理しているのです。そのうち、特許関係の事件は、2,110件です。やはり著作権関係事件は多いですね。日本関係の事件もあります。例えば、非常に市民たちによく読まれている小説の海賊版とか、あるいはDVDとかCDとか、こういうような関係の事件も増えているわけです。

もう一つ留意していただきたいことは、植物新品種の侵害事件が非常に増えてきたことです。昨年度は、約100件以上ありました。裁判所に訴えられた9,000件のうち、外国と関係ある事件は約3%弱です。件数的には、約270件ぐらいです。最高裁の発表では、日本関係の事件は、昨年度は94件ありました。台湾関係の事件と香港関係の事件もたくさんありました。

「3 日本の知的財産戦略への中国国民の理解」に移りたいと思います。

日本の知的財産戦略についての中国の国民の理解を、率直に申し上げたいと思います。

中国の国民は日本政府が発表した知的財産戦略について、次のように理解しています。これは、何も、日本の知的財産戦略に対して批判しているということではありません。ぜひ誤解しないでください。日本の知的財産戦略が日本の産業の振興、経済の発展に対して大きな役割を果たすことを私も期待しております。

中国の国民も、日本と交流のある人は、日本政府が知的財産戦略大綱を発表したこと、しかも大々的にやっていることを知っております。そして中国との関係について言えば、日本の知的財産戦略大綱が中国の国民に与えたイメージというのは、中国と毅然と闘いをするという構えをしているのではないかと、中国の輸出を止めさせようとしているのではないかと、こういうイメージを与えているわけです。それは必ずしも正しくないですが、こういうイメージができています。これは訴訟事件の増加や反日感情につながっていると私は思います。

したがって、私がここに申し上げたいことは、後でまた触れたいと思いますけれども、知的財産戦略大綱における中国関係の部分については修正した方が良く、毅然と闘うという構えをすることではなくて、中国と交流を続けまして、中国の模倣品を作っている会社に影響を与えて、徐々に徐々に模倣品をなくすようにして、両国がともに共生する道に結びつけた方が良くのではないかと思います。

私は今回の研究で日本に来てから、日本の大手会社とお付き合いをしていますけれども、そちらの話では、もう毅然と中国と闘わないことにしたということです。例えば、ホンダさんとかベアリングの会社とかは、中国と仲良くしまして、中国の関係団体を利用して、模倣品の摘発に力を入れています。オートバイ、自動車関係は順調に行っているのです。ベアリングも非常に順調に行っています。中国の関係機関の力を借りて模倣品の摘発、訴訟関係に力を入れ、非常に大きな成果を上げております。特に自動車関係とかオートバイ関係とかでは、今までは模倣品を作っていた会社と合弁会

社を作っている例も出ているわけです。事実上、知的財産戦略大綱の対中国の関係の部分は修正されているのではないかと、私はこういう気がしているわけです。

「第二 中国知財制度の歩み」に入りたいと思います。

新生中国ができたのは1949年、鄧小平先生が復活したのが1978年。鄧小平先生が開放改革というスローガンを出したのは、1979年です。1980年から2000年までは、中国は市場経済へと移行する時代でした。2001年以降は、市場経済の時代となっております。

中国では、1978年から知的財産の立法が始まったわけです。同じ年に商標法の立法、特許法の立法、ライセンス関係の立法、それから著作権関係の立法が始まったのです。私はこれまで中国の半官半民の団体におりまして、以上申し上げました法律の立法にも参加してまいりました。

1949年から1979年の間は、いわゆる計画経済という時期でしたが、中国には特許制度はなかったのです。その時代には何が合ったかと申し上げますと、発明者証制度がありました。ソビエトの制度に似た制度です。簡単に申し上げますと、これは権利ではなくて、一つの義務として考えていたのです。要するに、発明者には実施料をもらう権利とか、相当な対価をもらう権利は全然ありませんでした。1949年から1979年までの30年間、中国のその当時の人口は10億ありました。恥ずかしいですけども、その30年間、10億の人口で国に認められた発明の数はわずか429件しかありませんでした。これは、日本の弁理士の佐藤文男先生が中国においてになったとき、私が中国の所管機関に御案内しまして、そこで確かめられた統計です。429件しかなかったわけです。しかし、同じ年に、日本では、1億の人口で1年間に40万件以上の出願がありました。これは、中国に対して非常に大きな刺激となりました。そして、1978年から特許法の立法が始まったわけです。そのような日本の例を、私は政府に提出する特許法の法案の中に入れました。日本という国は、資金もなく人口も少ない。しかし、年間の出願件数は40万件以上。中国は30年間でわずか429件しかなかったのです。これはどういうことか、やっぱり反省しなければならないのではないですか、こういう

申入れを政府の方に出したのです。

そして1980年から2000年まで、中国は経済体制について模索する時期と言いましょか、最初は、例えば商品経済とかそういう言い方はあったのですが、1992年に鄧小平先生が南部視察講話を発表してから、市場経済は経済を発展させる一つの手段であると、これは制度であるという言い方になりました。そういうことで、中国は本格的に市場経済へと移行し始めたのです。

2001年からは市場経済へと移行しつつあります。現在は、まだ完全に達していませんが、沿海地域とか大都市は完全に市場経済の考え方でやっているわけです。

ここに申し上げたいことは、中国の歴史は長く、4,000年あるいは6,000年ありますが、本当に産業の振興に力を入れ始めたのは、わずか20年でしかないのです。したがって、市場経済については、中国は全然経験を持っていないし、市場経済とは何か、資本主義経済とは何か、これについて十分に認識していない人もたくさんいるわけです。

日本の歴史は、明治維新からも100年以上は経っています。経済発展の段階が違うから、今の日本経済の発展の段階の考え方を中国の今の経済発展に当てはめると、なかなか通じない部分があります。そういうことで、中国とお付き合いをする場合には、中国と交流を深めながら市場経済へと導いた方がよろしいのではないかと、これは私の気持ちです。時間の関係で、他の内容は省略をさせていただきます。

「第三 知財法の位置付け及び変化」に移ります。

知財法律の位置付け及びその変化について申し上げます。時間の関係で詳しくは申し上げられませんが、簡単に申し上げたいと思います。

知的財産という言い方については、中国では、1978年までは知的財産という言い方はなかったわけです。それまでは、中国には知財法律としては商標管理条例がありました。1980年代に入ってから、初めて商標法ができたわけです。特許法もそのときはなかったわけです。ライセンス法も、その当時はなかったわけです。やはり鄧小平先生の時代になってから、初めて制定されたのです。

1980年代、その当時は経済立国とい

う考え方がありました。そして、経済関係の紛争事件が多発していました。そういうことで、経済立法は活発に行われていたわけです。その当時は経済立法、経済法という言い方があったわけです。そして、中国では、知的財産法についても経済法の一つではないかという認識がありました。

その後、知的財産は非常に重要視されてきて、1980年代にアメリカはプロ・パテント政策を出しました。この時期に、中国では知財関係の訴訟事件も侵害事件も話題となっていました。そして、1990年に入ってから、特にアメリカから知財関係について中国に強いプレッシャーがかけられたこと、国民の知財に対する意識が高揚したこと、知財関係事件が増加したことに伴い、知的財産法を独立した法系統とし、「知財法典」を立法すべきとの主張がされるようになりました。

しかしながら、WTOに加盟してから、中国の考え方は変わってまいりました。やはり民法の一部分として位置付けた方がよいということです。最高裁を始め、中央の諸機関では知的財産法は民法の一部分であると主張しています。そういうことで、知的財産法の位置付けは民法の一部分であるという説が支配的なものになったわけです。

例えば、1990年代に最高裁は知的財産裁判廷を発足させました。北京市の高等裁判所とか中等裁判所、あるいは地方の裁判所で、全部50何か所ぐらいで知的財産裁判廷を発足させました。しかし、2001年以降にはどんどん改名されております。民事第三廷とか民事第五廷と改名されています。知的財産法はやはり民法の一部分だという認識を持つようになったのです。

「第四 法の目的」に移ります。

法の目的、特許法や商標法、不正競争防止法などの立法の目的について申し上げます。

中国では、特許法は新しくできた法律であり、「特許権の保護をする」、こういう目的が明らかですが、商標法とか不正競争防止法は、「管理する」という認識が非常に強いのです。権利者の権利だから保護しなければならないということではなくて、まず管理を強調しているわけです。中国では、新生中国ができてから、主管官庁が主導的な地位にありました。これは、旧ソビエトの影響を受けていたことによると思います。裁判所よりは主管官庁が主導的な地

位にあったのです。すべての面において主管官庁が大きな役割を果たしてきまして、特に紛争解決については独占的な地位にありました。

そういうことで、中国の官庁の公務員は役人意識が非常に強いのです。俺は国民を管理する立場にある、という意識が非常に強いわけです。現在でも、主管当局の公務員の認識は、まだ十分に変わっていないと思います。

中国の公務員の認識はまだ遅れている面があります。例えば、日本では、公務員は、国民の税金から給料をもらって仕事をしている、国民のためにサービスをしているという認識を持っています。中国でも、口では同じような言い方をしているかもしれませんが、しかし、公務員の本当の話を聞きますと、必ずしもそういうふうに認識しておりません。やはり、俺は役人で、国民を管理するという認識を持っているようです。

提言としましては、中国で模倣品対策を講じる場合には、裁判所だけではなく、主管機関とも仲良くした方がよいと思います。商標関係ですと、侵害事件の大半は工商行政管理局という主管機関を利用しています。残りの10%未満の事件は裁判所に行っています。特許侵害事件ですと、裁判所に行った事件は約半分ぐらいです。現段階では、中国の主管当局を利用した方が効率的、効果的に摘発してくれると思います。

「第五 法律の構成」に移りたいと思います。

中国の法律の構成について申し上げたいと思います。

中国の法律の特徴の一つは、法律の条文が少なく、施行細則の条文が非常に多いことです。これは、日本の法律とは全く違います。日本ですと、特許法と商標法の条文が非常に多いです。逆に施行細則の条文は少ない。中国は逆です。施行細則の条文は非常に多いです。かなり重要な問題について、施行細則の中に定めが置かれています。したがって、中国の法律を研究する場合には、施行細則を絶対に無視してはいけません。

それから、もう一つの特徴というのは、最高裁の司法解釈です。

ぜひ理解していただきたいことがあります。例えば、中国の北京市ならば、中等裁判所と高等裁判所があります。これは日本の地方裁判所、または高等裁判所に相当す

る裁判所です。そこも意見とか通達を出していますけれども、それは司法解釈になりません。例えば、高等裁判所とかが、特許侵害の認定基準について意見を発表しております。これは、あくまでも北京地域にある裁判所を拘束するだけで、他の地方の裁判所に対しては拘束力を持っていません。

一方、中国の最高裁判所は数多くの司法解釈を出しています。例えば、法律に定めていない、あるいは明確でない、あるいは地方の裁判所から上がってきた問題について、司法解釈という形で多くの実務問題、あるいは手続の問題について解釈をしています。そして、各地方の裁判所、下級裁判所は、判決を言い渡す際に最高裁の司法解釈を適用して、それを引用して、いわばこれを法的根拠とすることができます。

例えば、知的財産の分野について申し上げれば、特許法、それから商標法、著作権法については、最高裁判所は相前後して20数本の司法解釈を出しています。したがって、事件がある毎に、法令だけを検討しても十分ではありません。ぜひ最高裁が発表しました司法解釈に注意していただきたいと希望しております。

また、中国では判例主義の国ではありません。例えば、高等裁判所がこういう判例を出したから下級裁判所は必ず従わなければならないかといいますと、必ずしもそうではないです。判例はあくまでも参考に過ぎないです。最高裁の判例についても、例えば、最終的に司法解釈あるいは法条文になっていけば下級裁判所はそれを引用して法的根拠とすることが可能ですが、判例そのものは拘束力が弱いです。その点について、ぜひ注意していただきたいと思います。

中国各地区の裁判所は毎年約600万件の判決を言い渡しております。そのうちの各地区の裁判所の参考になる判決については、その一部分を最高裁公報に載せています。

「第六 行政主管機関」に移りたいと思います。

中国では、模倣対策を講じる場合、裁判所ルートと行政ルートの二通りのルートが利用できます。

行政ルートにおける行政主管機関について申し上げます。

先ほども少し申し上げたのですが、中国には、特許法もあるし、商標法もあるし、不正競争防止法もあるわけです。中国では、

特許は特許庁、今は改名されて知的財産権局という名前になりましたが、知的財産権局が担当しています。商標は商標局が担当していますが、商標局の上級機関は工商行政管理総局です。不正競争も日本の公正取引委員会に相当する部署がありますが、これもやっぱり工商行政管理総局の中にあります。工商行政管理総局の下には公平交易局が設けられまして、各地方にはこの局の出先機関が設けられて、不正競争事件を担当しています。

商標を担当する工商行政管理機関の職員は全国で60万人います。模倣品対策の担当者は、8,000人います。このような機関は各地方に設立されております。例えば、広東省ならば、広東省の工商行政管理局があります。その下に行きますと、省と県の間地域がありますが、例えば佛山地域ならば佛山工商行政管理局があります。もっと下へ行きますと県があります。例えば、中山県に中山県工商行政管理局があります。ですから、商標の侵害事件について、場合によっては、県あるいは県クラス以上の工商行政管理機関を利用することも考えられます。

特許管理機関は、こういうクラスがありません。これは特許制度発足の初期にできたもので、全国全部で94か所です。各地方の都、例えば、広東省ならば広州、江蘇省ならば南京に、必ず特許管理機関が設けられています。あるいは、大都市にも設けられています。前述のとおり、現在、中国特許庁は知的財産権局と改名していますが、これに伴い、地方の特許管理機関も知的財産権局と改名しております。広東省ならば広東省の知的財産権局があります。

また、もし商品が製造段階でまだ流通に出されていない場合には、中国では技術監督局の担当になります。流通に出されますと、工商行政管理局の担当になります。日本流で申し上げれば縦割り行政になります。

したがって、中国で行政庁による摘発を請求する場合には、どの主管機関の管轄になっているのか、ぜひ調べて確認した方がよいと思います。でないと、対応してくれないのです。例えば商標でしたら、その各地方の工商行政管理局の商標課という商標を管轄する部署が必ずあります。そこへ請求すべきです。また、不正競争は、広東省ならば広東省の工商行政管理局の中の公平交易課、そこへ請求すべきです。間違わな

いようにしていただきたいと思います。

そういうことで、中国と言えば縦割り行政といいますか、分割されていて、しかも、それぞれが独自の体系となっていて、横断的なつながりが非常に弱いです。

そこで、十数年前に一本化したらどうかという意見も出されまして、副総理クラスの宋健先生が統合作業を進めてまいりましたが、失敗に終わりました。将来どうなるか、今は分かりません。このため、模倣品の対策で、各主管機関を指導するもう一つの上級機関を作る必要があります。実際、各機関を指導する模倣対策の管理委員会という指導グループを作っております。

「第七 紛争解決ルート」について申し上げたいと思います。

もう既に申し上げた部分もありますので、簡単に申し上げたいと思います。

中国では、発明特許、実用新案、意匠、これら全部を含めて一括して特許と言っています。この特許の紛争事件は、各地方に散在しています。「知的財産権局」に訴えることができます。

商標は、同じ広東省に工商行政管理局があります。広東省の工商行政管理局に訴えるべきです。不正競争事件も、やっぱり同じ局の傘下の日本の公正取引委員会に相当する部署が設けられていますから、このような主管機関に訴えるべきです。

もう一つ、先ほど申し上げたように、もし製造段階の模倣品、粗悪品が発覚した場合は、これは技術監督局の管轄になります。製造されて流通に出された場合には、工商行政管理局の管轄になります。しかしながら、これは非常に厳格な分担というわけではないです。地方によっては、流通段階の場合でも技術監督局も担当できる、当事者からの摘発請求を受理することができるという状態になっています。

著作権関係は、中国ではまだ完全に改名されていないですけども、一部分の地方においては「著作権管理局」と改名され、一部分の地方においては版權管理局という名前がまだ存続しています。ですから、著作権関係の事件がありましたら、その地方の著作権管理局あるいは版權管理局へ訴えるべきです。例えば上海でしたら、上海市版權管理局があります。

ところで、中国がWTOに加盟してから一つの変化がありました。それは、裁判所の役割が重要視されているということです。

今まで、商標の出願事件は工商行政管理局の商標の審判委員会の審決が最終的なもので、裁判所に提訴することはできませんでした。発明特許はその審決に対して裁判所に訴えることは可能ですが、実用新案と意匠は裁判所に訴えることはできませんでした。しかし、2001年に中国がWTOに加盟してから、法改正により、いずれも裁判所に訴えることができるようになりました。したがって、裁判所の権限は、ますます大きくなっています。裁判所は重要な役割を果たすという時代に来ています。

それに伴い、裁判所に提訴される事件も徐々に増えています。例えば、商標でしたら、今までは95%以上は工商行政管理局に請求がありました。商標侵害事件がありましたら、まず工商行政管理局を利用しようということで、裁判所に訴えられた事件はごく僅かでした。しかし、現在は徐々に増えています。特許関係ですと、半々ぐらいです。半分ぐらいは裁判所に行っています。著作権関係は、ケース・バイ・ケースですが、損害賠償を求めて場合は裁判所に訴える場合が多いわけです。

以上のほかに、仲裁方式や調停方式を利用することも可能です。

仲裁について申し上げますと、中国の仲裁制度に対して私は満足しておりません。仲裁機関が乱立しているからです。仲裁機関は約180以上あります。一本化されておりません。

国際事件を扱っている仲裁機関は、私が所属していた中国国際経済貿易仲裁委員会です。これは、日本の商事仲裁委員会とお互いに窓口になっています。海事関係については、日本では、海事海運仲裁所が、船舶が衝突した場合の事件を受理しています。中国には、海事仲裁法委員会があります。

各地方には、必ずその地方の仲裁委員会があります。仲裁法によれば、地方で設立された仲裁機関は、国内事件は扱えますが国際事件は扱うことができません。しかし、最近、特に中国がWTOに加盟してから、すべての国際仲裁機関は、国際事件であろうと国内事件であろうと全部の事件を扱うようになりました。

つまり、こういうことです。

中国国際経済貿易仲裁委員会は昔からの仲裁機関で、昔は唯一の仲裁機関でした。国際仲裁をやっていました。しかし、1980年代の後半になってから、国内では商

品経済というか、市場経済というか、経済体制が変わってきたため、経済紛争が増えてきました。そのようなことから、各地方の工商行政管理局が国内の仲裁機関をあちこちで設立しました。しかしながら、これは国際仲裁とは全然違う制度です。当事者が仲裁人を指定することもできなくて、いわば裁判所みたいに行政機関の責任で紛争を解決するというものです。しかも、例えば一審とか二審、そういう制度は全然ありませんでした。1990年代に入ってから、国際化を図るということで国内仲裁制度をなくしまして、新しい仲裁制度が発足しました。立法者には昔の考え方が残ってしまって、国際仲裁と国内仲裁を区別するという考え方があったために、昔の仲裁機関は国際事件、新しくできた仲裁機関は国内事件という考え方を持っていました。しかしながら、1990年代に入ってから、国際仲裁か国内仲裁かを問わず、それぞれの仲裁事件を全部扱うことができるようになったのです。法改正はしていないですけども、実際には法律に決められた分担を無視して、国内仲裁と国際仲裁を扱うことができるようになったわけです。

ここで、仲裁についてちょっと注意していただきたいことは、仲裁条項が完璧ではないものが見受けられるという点です。

例えば、この契約の履行について紛争が生じた場合は、双方の当事者はまず友好的に打合わせをし、それで解決に至らなかった場合は仲裁にかける、という条項があるとします。これは仲裁条項としましては、完璧ではありません。

例えば、もしも紛争が生じた時に、一方の当事者がこの仲裁条項を無視して裁判所に提訴し、もう一方の当事者は仲裁にかけた場合に、裁判所が先に受理して、しかも既に手続は動き出した、このような場合には、裁判所も審理することができます。もし仲裁が先に受理された場合には仲裁になりますけれども、相手はどうしても応じてくれない場合は仕方ありません。したがって、仲裁条項を作成する場合には、やはり完璧な仲裁条項を契約に入れた方がよろしいのではないかと思います。

もう少し説明します。今までは、例えば1993年までは、仲裁機関は一つしかありませんでした。これは中国国際経済貿易仲裁委員会です。私はそこの仲裁人として20数年やってきました。その中国国際経

済貿易仲裁委員会が諸外国の当事者に推薦した条項として、仲裁機関の名前、仲裁地などを必ず明記しなければならない、というものがあります。例えば、中日間の仲裁条項としては、この契約の履行について契約双方の当事者間で紛争が生じた場合には、仲裁にかけるものとする。もしも日本側の当事者が申し立てる場合には、中国で仲裁する。逆の場合には、日本で行う。中国で仲裁にかける場合には、中国の北京にある中国国際経済貿易仲裁委員会に依頼する。日本でしたら、日本国際商事仲裁協会に依頼する。こういう明確な条項を置いた方が良い。その上で、仲裁機関の判断は最終的なものであり、双方の当事者を拘束する効力を持つものとする、という条項を契約に入れば、更に完璧な条項になります。中国においては、もしも完璧な条項がある場合には、裁判所に行っても裁判所は受理いたしません。

仲裁人についてですが、地方の仲裁機関には、リタイアした公務員とかあるいは一部は学者が入っていますけれども、中国国際経済貿易仲裁委員会の中には、専門家がたくさん入っています。年配の人が多ですが、外国の方も入っています。日本の方は今のところ3名入っていると思いますが、大阪の、もともと京都大学の谷口教授も入っています。ですから、仲裁人を指定することができるわけです。仲裁人は全部で今のところ498名で、外国の方は199名いると思います。300名ぐらひは中国国内の専門家です。国内の専門家は立法担当者であったとか、あるいは法律の権威者とか大学の教授とかであったとか、神様というような人が多いです。したがって、こういう機関を利用した方が公正に判断されることが期待できます。

また、最近の特徴として、紛争が生じた場合に調停方式を利用する傾向にあることが挙げられます。仲裁委員会も、極力、調停方式を推薦しています。

最近、中国は、アメリカとかカナダ、それから南米の一部分の国、全部で20か国と、両国間で発生した経済関係、貿易関係の紛争を調停方式で解決しようという協定を結んでいます。

調停については、日本の和解とはちょっと違うという感じがしています。和解というと、例えば日本の裁判所の場合、裁判所が介入し当事者間で和解を進めることが可

能です。しかし、中国の場合は、和解と言ったらあくまでも当事者間で、裁判所とか仲裁機関の介入を受けないで、当事者間で自発的に交渉した上で妥協するという事になります。

中国での調停はこうです。例えば裁判所において、当事者が出頭しまして、口頭弁論をします。証拠調べをします。一段落終わってから、双方の言い分を言い尽くした段階において、当事者に対し、調停を望んでいるかどうか言いなさいと、裁判官から調停の勧めがあります。

当事者間で紛争が発生した場合に、仲裁にかけるとか、あるいは裁判所へ提訴するという事ではなくて、直接いきなり調停方式を利用することも可能です。

ところで、中国で特許の侵害事件、商標の侵害事件が発生した場合、ほとんど仲裁方式は利用されていません。調停は利用しているかどうか、これは統計が出ていないので分からないけれども、基本的には侵害事件は行政官庁に摘発を請求するか、裁判所に提訴しています。注意していただきたいことは、行政機関が行いました処分決定に対して不服があれば裁判所に提訴することが可能ということです。また、損害賠償を求めることを目的とする場合は、行政機関ではなくて最初から裁判所に提訴した方が望ましいです。要するに、例えば損害賠償について、行政機関は強制的に「お前は幾らを払え。」と言いつ渡すことはできませんから、もしも当事者間で損害賠償額に争いがあれば、裁判所に訴えた方が良いです。

ただ、知的財産関係でもライセンス関係の場合であるとか、あるいは合弁事件、独資事件などについては、仲裁を利用するケースはかなり多いです。特に中国と日本との間の商品の売買契約、あるいは合弁契約などには、ほとんど仲裁条項が入っています。貿易関係で紛争が生じた場合、ほとんど仲裁事件を利用しています。私は、仲裁人として毎年10件ぐらいの仲裁事件を審理しています。日本関係の事件も多いです。私は日本語が少し分かりますから、仲裁委員会、あるいは当事者は、私をよく仲裁人として指定してくれます。

「第八 水際措置」に移りたいと思います。

中国には税関本部があります。税関本部の下には、大きな税関が40か所あります。末端の税関としましては全部で300か所

以上あります。1995年に、水際対策として、税関における知的財産権の保護条例が発足しました。それ以来、現在のところ、約3,000件以上の知的財産権、つまり特許権、意匠権、あるいは商標権などが税関本部に登録をされています。

登録をしますと、税関本部はオンラインで全国の税関に知らせます。そして、例えば、ある模倣品が広東省の広州の黄浦の税関を出入りしたとすると、黄浦の税関は権利者に連絡します。「あなたの権利を侵害するおそれがある貨物が税関に来ていますから、ちょっとチェックに来てくれ。」という連絡が来ます。それを受けたら、早目に税関に行った方がいいです。そのような場合には、当事者が迅速に対応する必要があります。短い期間内に、それは真正品なのか模倣品なのかをはっきり説明しなければなりません。必ずこの保護条例に従って手続をしなければなりません。

税関の方は輸出業者にも知らせます。「あなたの貨物を税関で押さえました。これは真正品か偽物か正直に説明してくれ。」と。もし輸出業者が、「これは模倣品じゃないですよ。誰の権利も侵害していない。商標侵害といっても俺の商品はあの商品と全然違う。全然類似関係にない。」と主張すれば、税関は、明らかな場合は別としまして、類似かどうか判断が難しい場合には、「じゃあ、あなたたちは裁判所か主管当局に行きなさい。そこで結論が出ましたらまた税関に来てくれ。」と当事者に勧めます。模倣品か模倣品でないか、これ自体の判断には税関は関与してくれません。当事者に対して、裁判所に行きなさい、あるいは主管当局に行きなさいという勧めが必ずあります。そして、裁判所又は主管行政機関において、これは侵害品であるとか、商標の場合は同一商標あるいは類似商標であるなどと判断されます。裁判所や主管行政機関において結論が出されれば、税関がその結論により通関をさせるべきか否かを決めます。

税関で止められる事件は、商標事件、意匠事件が非常に多いです。著作権関係の事件も非常に多いです。特許関係の侵害事件は少ないです。特許関係の事件については、どうしてもコンテナを開けて貨物を出して、バラにして分析して鑑定しないと本当に特許の侵害に当たるかどうか分からないです。税関は製品の外観を見るだけではなかなか分かりません。

提言としては、とにかく税関本部に登録
手続をするとともに、できれば当事者は出
入り可能性の高い税関に対して情報を提供
した方がいいです。税関本部は、自発的に
当事者の代わりに情報を集めることは不可
能です。ある模倣品は中国のどの税関を出
入りする可能性が高いのか、その辺りの情
報を税関に提供していただきたい。模倣品
のかなりの部分は中国の浙江省で製造さ
れています。例えば寧波という税関があり
ます。上海の税関もあります。寧波の税関
を出入りする可能性が高いというような場
合には、寧波や上海の税関にできるだけ詳
しい情報を提供した方が、税関は摘発がや
りやすくなります。例えば、大体いつから
いつまで出入りする可能性があるのか、ど
の輸出業者の名義で輸出するのか、その
辺りの情報を税関の方に提供できれば、
税関は素早く対応してくれます。

日本のベアリング業界は、中国でかなり
税関を利用しています。偽物のベアリング
の輸出について本当に効果的に抑えるこ
とができています。他の商品、例えばオート
バイとか家電関係についても、効果的に摘
発をしているようです。

最近、僕は日本の税関とお付き合いをす
る機会があったのですが、日本の法律によ
れば、税関では輸出向けの商品、輸入向
けの商品の両方をチェックすることになっ
ていますが、実際には、やはり輸入向け
の商品について厳しくチェックしているよ
うです。輸出向けの商品については、日
本の税関はあまりチェックしていないよう
です。中国の場合は、輸出入商品双方を
厳しくチェックしています。

先ほども申し上げましたが、中国の模倣
品の大半は、中国国内の会社の製品を模
倣したものなのです。外国の商品を模倣
した事件は少ないです。10%にもなっ
ていないです。したがって、模倣品の販
売、製造、輸出は、中国の経済の発展に
対して大きなマイナスをもたらしています。
中国の国民は、一番大きな被害を受けて
います。

私は中国で買物をする際には非常に疲
れます。店員に「これは真正品ですか。」
と詳しく聞きます。そうすると、もちろ
ん「これは真正品ですよ。」と答えてく
れます。しかし、店員の言い分は信用し
ていいかどうか、まず疑問を持ちます。
嘘をつく店員もいるからです。十分に識
別した上で、初めて買うことができます。

朱鎔基総理は、在任当初に「私が在任
中に、市民たちが買物をする際に偽物な
のか真正品なのかを識別する必要なく、
安心して買物ができる状態に持っていき
たい。」というポリシーを出しまして、大
々的に模倣対策に力を入れてまいりまし
た。したがって、中国の各官庁が力を入
れているわけです。しかし、現実には、山
奥に隠れてファミリー又は夫婦二人で
模倣品を作ることも可能ですし、販売者
はずるくなっています。販売方法も非
常に巧妙になっています。摘発や調査
は必ずしも容易ではありません。この
ような状況において、どうやって模倣
品をなくしていけばいいのか、もしも
可能ならば御来席の皆様のお知恵を貸
していただきたいと思っております。

「第九 特許制度の構成」に入りたい
と思っております。

注意点を申し上げます。特許の種類
の言い方は日本と違います。日本では、
「特許」というと「発明」の意味です
が、先ほども述べましたとおり、中国
では、「発明、実用新案、意匠」すべて
を「特許」と言います。特許立法の段
階では別々に立法した方がよいという
意見がありましたが、複雑な条項にし
てしまうと立法機関で採択されにくく
なるとの心配もあって、一本化しまし
た。ぜひ注意していただきたいと思
います。

もう一つ注意していただきたいことは、
審査制度が違います。発明については
実体審査をしています。実用新案と意
匠については、実体審査を実施してい
ない。方式審査が主で、実体審査はほ
とんどしない。審査官の判断で、公序
良俗に違反した場合には拒絶します
けれども、そうでない限りは方式審査
だけで済むわけです。この点について
も、ぜひ注意していただきたいと思
います。

それから裁判所への提訴ですけれども、
先ほども申し上げましたが、今までは
実用新案、意匠、商標については裁判
所に提訴する道がありませんでした。
現在は、法改正により裁判所へ提訴す
ることができるようになりました。

このように、実用新案や意匠は無審査
制を採っているため、権利は安定して
おりません。もちろん、国民から不満
が寄せられています。現時点では改
善をしていますけれども、完璧では
ありません。また、例えば、日本で
実用新案権を行使する場合には

必ずサーチレポートを提出しなければならず、この点では、中日両国は同じですが、意匠にはこういう制度がありません。

したがって、もし訴えられた場合には、必ず無審査制という点に注意していただきたいと思います。場合によっては、無効審査制度を利用する必要があります。しかし、相手の当事者が無効審査制度を利用する可能性もあるのです。十分に注意していただきたいと思います。

「第十 損害賠償」に入りたいと思います。

基本的には、損害賠償については、中国は日本とほぼ同じで、「補てん主義」と言いますか、侵害により穴が開けられた場合、訴訟事件でその穴を埋めることができれば十分であると、こういうような考え方が非常に根強いです。現在でも基本的には変わっておりません。私は、今回日本に来てから、日本の弁護士や知財関係の専門家と交流したところ、日本では、懲罰的損害賠償、三倍賠償まで持っていくことは非常に難しい、やはり罰というのは刑法の管轄で、損害賠償はあくまでも債権関係ということで民法の管轄だ、という認識が根強いようです。中国の場合も、基本的には穴を埋める、つまり「補てん主義」を採っていますけれども、知的財産権への保護が強化される中で、裁判所にしましても主管機関にしましても、三倍賠償ではないですけれども、侵害、特に悪意で侵害事件を起こした当事者に対しては懲罰的な損害賠償を命じた方がよいのではないかという声が非常に強いです。

このような声を受けまして、最高裁は次のような司法解釈を出しています。つまり、侵害者の不法所得を基準とする、あるいは権利者が受けた損害を基準とする、このような二通りの方式で計算が難しい場合には、裁判官の判断でロイヤリティの数倍に相当する損害賠償を命じてよいとしています。基本的には、やはり補てん主義です。しかし、どれだけの損害を受けているかの算定については、計算の技術や方法によります。例えば100万円で済むのか、あるいは150万円で済むのかは、裁判官の計算方法によります。今のところ、中国では、ロイヤリティの1倍から3倍に相当する金額を言い渡してよいわけです。もしもいずれによっても計算が困難な場合又は計算ができない場合には、5,000元～50万円の

金額以内で裁判所が決めることになります。これは中国の会社にとっては、大きな金額になります。

中国も三倍賠償まで至ってないですけれども、考え方としましては、三倍賠償まで持っていった方がよいのではないかという意見が非常に強いです。もちろん反対もあります。

三倍賠償まで持っていった方がよいという意見の理由としましては、こういうことなのです。三倍賠償、懲罰的な損害賠償を命じないと、知的財産権の保護の強化につながりません。例えばライセンスを得る場合には、ライセンシーはライセンサーと何回も何回も交渉した上で、数か月、1年、2年かかるかもしれません、最後によりやくライセンス契約にサインします。しかし、侵害者は全然交渉もしないでコストも出さないうで、勝手に実施し、発覚した場合でも同じような金額を出せば済みます。これは合理的でない。ですから、やはり懲罰的な損害を命じた方がよい、そういう声が非常に強いわけです。将来どうなるかはわからないですけれども、現在のところでは最高裁の司法解釈では、やはり権利者にとって有利な方向へ動いていることは事実です。ですから、損害賠償についての司法解釈とかあるいは中国の主管機関の考え方に、ぜひ注意していただきたいと思います。

日本の場合には、基本的にはやはり補てん主義であり、懲罰的な賠償を命じることは非常に難しいです。しかし、私は、勝手に申し上げたいと思います。御参考になるかならないか、自信はありません。日本政府は知的財産戦略大綱を出しています。プロ・パテントを強調しています。しかし、私は、日本の法律を読んでいる中で、損害賠償のこの部分については、どうもプロ・パテントという政策と合っていないという気がしています。もしも本当にプロ・パテントを実施するならば、損害賠償についてやはりアメリカのように、3倍じゃなくても2倍でもよいですけれども、懲罰的な損害を命じた方がよいのではないかと思います。もし日本が法改正をしましたら、中国の法改正に対してよい影響を与えることができると、私は期待しております。

「第十一 優先審査制度」に移ります。

中国の特許法には、優先審査制度はありません。審査ガイドラインにはごく簡単な規定が設けられているだけで、制度としま

しては完璧なものではありません。例えば、その出願にかかわる発明が中国の経済の発展に対して大きな意義を持つ場合には、当事者が優先審査を求めることは可能です。しかし、現実的にはこの制度を利用することはかなり難しいです。私は外国の方の依頼を受けまして、特許庁と何回となく交渉してみたのですが、失敗しました。特許庁は、国内の発明に対しては、数は少ないですが、優先審査を実施しています。しかし、外国の発明については優先審査制度をほとんど実施しておりません。私が主管官庁の証明書を出してもなかなか認められないのです。ですから、審査のガイドラインではなくて、特許法の中に優先審査制度に関する条項を入れた方がやりやすくなります。

ですので、皆さんが中国においてになった場合には、中国の主管官庁に強いプレッシャーをかけてください。強く提案してください。よろしくをお願いします。

「第十二 職務発明」について申し上げたいと思います。

法条文としましては、日本の法律と似ている部分と似ていない部分があります。とにかく、職務発明は中国で大きな話題となっています。そして、日本において職務発明の相当な対価について何百億円の対価を支払えとの判決が言い渡されたことは、中国に対して、刺激とといいますか、ショックを与えています。中国でそこまで至ることは非常に難しいですけれども、中国の職務発明事件の増加につながると思います。

両国の法律を比較すると、似ている部分と違う部分があります。似ている部分を見てみると、まず、発明者に対価を払う点で似ています。ただ、中国では対価とは言わない。「報奨金」と言います。日本では「相当な対価」と言います。

二番目としましては、願書に発明者の名前を記載しなければならない点です。特に中国の場合は、中国では「知識分子」と言いますが、大学の教授や技術関係要員には階級があります。例えば、大学の教授の場合、講師、助教授、教授という階級があります。一級上に昇格するためには、論文発表をしたかどうか、著書を出したかどうか、業績を上げているかどうかのポイントになります。そして、例えば発明特許を出願した、権利を取得した、これらも大きな業績になります。評価の基準になります。したがって、もしも発明者の名前を願

書に記載しなかったら、大問題となります。それから、職務発明の成立要件も、日本とはほぼ同じです。

違う部分としましては、中国の場合には、職務発明が開発された場合、原始的に最初からその会社に帰属します。発明者に帰属することはありません。しかし、その見返りとして、会社がその発明者に対して報奨金を払わなければなりません。これは法律で定められているわけです。

二番目としましては、法改正で原則を非常に緩和し、発明者と会社との間で職務発明の規則についてあらかじめ契約で定めることができるとしていることです。

中国でも、やはり職務発明の権利の帰属についての争いが増えています。例えば、最初は、発明者の研究テーマについて会社は全然関心を持たない、興味も持っていない。発明者に対しては、「どうぞ研究していいよ。」と。一方、発明者は、会社の物的条件を少し利用したかもしれませんが、本当に力を入れて、ほとんど自分の時間と自分の試験で研究を達成しました。しかし、研究が成功した時点で、会社は、これを実施したら儲かると見て、それは職務発明にしなければならないと争いを起こします。つまり、職務発明として会社に帰属すべきか否かについて争いが起き、このような事例が増えています。したがって、法改正により、発明者と会社との間で職務発明の規則についてあらかじめ契約で定めることができるとして、原則をかなり緩和しました。

もう一点違うことは、日本では、条文に「相当な対価」と定められています。しかし、「相当な対価」とは何か、漠然とした条項です。発明者と会社との間に争いがある、しかも解決できない場合には、事件を裁判所に持っていきます。もしも毎年何万件、何十万件かの職務発明の事件が起きると、裁判所は処理し切れません。ですから、中国の特許法はそういうことを予測した上で、特許法の施行細則の中において発明者に支払うべき対価の金額について定めたわけです。

例えば、発明特許出願の最低額は2,000元、意匠は500元と。また、自社で実施した場合、あるいは他社にライセンスを与える場合は、パーセンテージで定めているのです。例えば、特許、実用新案は、自社で実施した場合は納税後の利益の2%、意匠は0.2%、他社にライセンスを与え

た場合には、納税後のロイヤリティの10%以上払わなければならない。これは容易に計算することができます。日本の場合には、最後までどうしても妥協が成立しない場合には、裁判所に行かなければなりません。

外資系の会社については、特許法施行細則第77条に、外資系の会社が中国の国内の会社について定めた条項を参照として適用することができるという規定があります。100%そのまま適用するというのではなくて、その外資系会社の独自の職務発明に関する規定を置いてよいということになります。

つまり、必ずしも中国の会社のようにパーセンテージを定めて適用するというのではなくて、例えば、就業規則、ボーナス、昇給、あるいは抜擢、いろんな面で配慮してバランスがとれていればよいということです。外資系の会社だから中国の国内の会社と同じような扱いをしなくてよろしいと、こういう意向があったわけです。

以上のように、職務発明については日本の職務発明に関する法制度と大分違うというところにぜひ留意していただきたいと思えます。

実は、私が今回日本に来てから、職務発明についても多少研究してまいりましたが、日本の一部分の会社は次のようなやり方をとっているようです。例えば、会社がその職務発明の特許を受ける権利を承継できる、本当に承継したかどうかは本来ならば契約を結ばなければならないのですが、会社の就業規則中にそういう1か条が設けられています。職務発明が開発された時点で承継の手続があったかどうかは別として、承継があったとみなされます。こういう例があるようです。そういうことで、職務発明の発明者と会社との間でトラブルが発生します。

それであれば、一つの提案になりますが、中国の特許法のように、最初から職務発明の権利を、特許を受ける権利を会社に帰属させた方がよいのではないかと思います。承継の手続をしなくてよくなります。そうしますと、日本の職務発明に関するトラブルは大分減るのではないかと私は予測します。ただ、日本の実情に合っているかどうかはちょっと分かりません。

「第十三 著名商標認定制度」について申し上げたいと思えます。

中国では、今までは完全に異なる二種類の著名商標認定制度を実施していました。1996年に著名商標認定制度が発足しました。その目的は、中国では商標の侵害事件、特に著名商標を模倣した事件が非常に多発していることから、著名商標への保護を強化するためです。そして、2001年の法改正までは、まとめて著名商標を認定する制度でした。このようなやり方で認められた著名商標は、トータルで196件ありました。いずれも国内の会社の商標で、外国の会社の商標は1件もありませんでした。

また、これと同時に、中国では別途、重点保護商標制度がありました。この制度において認定されました商標は、280件あります。外国の商標は150件ありました。日本関係の商標は、40件以上ありました。ほとんど私の手を経由して認定されたものです。

著名商標又は重点保護商標として認定されることの意義を申しますと、例えば、地方で侵害事件が発生し、主管当局にあるいは裁判所に提訴する場合に、私の商標は著名商標あるいは重点保護商標として認められていると言え、地方の担当官は非常に素早く対応してくれます。侵害者に対して、重い罰を与えることが可能です。もちろん著名商標ではないと保護されないということではありませんが、やはり著名商標として認定した方が有利になります。しかしながら、これらはまとめて認定する制度です。1回に何十件も認定していました。これに対して、外国からの文句もありましたし、国内の会社からも文句がありました。

そういうことで、政府はそういう認定制度に終止符を打ち、法改正に伴い新しい著名商標認定制度が発足しました。日本と同じように、侵害事件があった場合、あるいは異議申立事件があった場合に、その都度認定する、そういう制度に切り替えました。ぜひ注意していただきたいと思えます。

なお、元の制度と違うところの一つとして、例えば、元の著名商標認定制度においては、同じ商標、同じ指定商品の場合にも認定が可能でした。しかし、現在のところ、これは認定されません。これについては、研究報告書の「表8」を御覧ください。

これは日本の防護標章制度に似ていますが、やはり違うのです。著名商標の指定商

品以外の商品について、他の人が出願し登録をした場合には、自分の商標は著名商標であると立証できる場合には、その不正登録を抹消することが可能です。しかしながら、「表8」に載っているように、商標は同じで商品も同じような場合には認定されません。私は納得しておりません。しかし、中国の商標局あるいは裁判所は、明らかに侵害事件だから、侵害行為をやめさせることが十分可能だから、著名商標として認定しなくてもいいと解釈しているわけです。この理由は、どうも納得できません。パリ条約の中には、そのような前提を置いて著名商標の認定を判断する、そういう条文はないわけです。しかし、現状は、中国の商標局や裁判所はこのように解釈をしています。

また、著名商標への保護を強化するために、例えば、その商標は中国で商標として登録されていなくても、確かに著名に至っている場合には、他人による出願事件があった場合、あるいは侵害事件があった場合には、著名商標として認定することが可能です。認定されれば、第三者による出願をやめさせることが可能です。もちろん、その使用もやめさせることも可能です。

中国で侵害事件があった場合、あるいは不正競争行為があった場合には、著名商標認定制度を利用する価値がありますから、その辺りの事情についてぜひ留意していただきたいと希望しております。

それから、著名商標認定制度を利用するためには、日ごろから著名に至った証拠を保管しておいた方がよいです。例えば、取引に関する書類、登録の状況、出願の状況、それから広告の状況、販売の実績、諸外国における登録の状況などは、いずれも証拠になります。注意していただきたいことは、中国における事実がなければ、外国における事実だけでは、ちょっと弱い。やはり中国における事実、著名に至った事実を重要視していただきたいと思います。現在、中国では、裁判所も認定できます。訴訟事件ごとに商標局も認定できます。それから商標の審判委員会も認定できます。いずれにいたしましても、中国における事実は重要視されております。ぜひ注意していただきたいと思います。

最近の認定の状況について申し上げたいと思います。2001年の商標法改正案が施行されてから現在まで、事件ごとに認定

された商標は69件ありました。商標審判委員会が認定した事件は11件、裁判所が11件、残りは商標局が認定したものです。商標局が認定した事件のうち、アメリカ関係の事件は8件、フランスは1件、イギリス1件、スイス1件、イタリア1件、ドイツ1件、日本関係の事件は1件もありません。残念です。どういう理由によるのか、私はまだ調べておりません。

私の提案としましては、前々から中国の商標局に提案しているのですが、中国はやはり防護標章制度を導入した方がよいと思います。

現在の著名商標認定制度では、事件の都度認定することになりますから、次に侵害事件があった場合に、もし相手の当事者が「あなたの商標は確かに有名です。」と認めてくれれば認定する必要はありませんが、もしも向こうが、「いや、あなたの商標は有名じゃないですよ。」と著名商標として認めてくれなかった場合には、再度、著名商標の認定を申請しなければならないです。これは権利者にとっては非常に大きな重荷になります。立証する場合には簡単な作業ではないのです。書類とか証拠をたくさん集めなければならないでしょう。そういうことで、もしも中国が日本のような防護標章制度を導入しましたら、やりやすくなります。その商標が確かに有名でしたら、指定商標以外の商品について使用する意思がなくても、防護標章として登録を認めた方が権利者にとってもっと有利になります。私はそういう考えを持っています。しかし、反対意見もあるところです。

「第十四 商品形態の保護」に入りたいと思います。

特許法の発足は、1984年です。立法作業は1978年からです。中国の商標法、特許法、ライセンスの法律、それから弁理士法、著作権法などの知的財産関係の法律の立法作業には、私は全部参加しました。立法者の一人として参加していました。もちろん私一人ではありません。グループで作ったのです。

立法者の考え方としましては、商品の形態について保護を求めるならば、意匠出願をしなければなりません。意匠以外に、例えば著作物になっていればいいのですが、そうでない場合には、意匠出願もしないで商品の形態について保護を求めるということは納得できない。

商品の形態について、意匠を出願しなくとも日本の不正競争防止法のように発売から3年間は保護される、こういうふうには思ったら間違いです。中国では認められません。例えば商品の名称とか包装とか装飾とかであれば、これは不正競争防止法の第5条第2項になりますが、不正行為として成立すれば認められますが、これはあくまでも商品の形態にはならないわけです。例えば、オートバイについて、装飾とか包装とかで適用するのは、ちょっと難しいです。やっぱり一体となっていますから。そういうことで、日本のメーカーさんから中国に何回となくそういう要望が出されていますけども、中国の主管当局や裁判所は一向に認めておりません。

仕方がありませんから、私は最高裁の判事に来てもらって、これについて解説を求めました。一つの方法としましては、民法の第2条ですね、誠実で信用を守る、こういう条文を適用する方法はありますけれども、立証する責任があります。しかも、その形態は有名でなければ、あるいは新しい商品でなければ難しい。この民法第2条の適用については、具体的な事件になれば、例えば、公正取引委員会あるいは地方の裁判所、そこに訴えまして、地方の裁判所から最高裁までその事件が上がってれば、最高裁は司法解釈としてこの問題についての解釈、最高裁なりの見解を十分に発表することができるかも知れません。現段階では、具体的な事件がないために、最高裁はこの点に関する司法解釈を発表しておりません。

したがって、意匠権を持たないで、装飾、包装を適用する余地もない、このような場合には、商品の形態について保護を求めることは非常に難しいです。ぜひ注意していただきたいと思います。

日本の特許庁の最初の駐在員の関先生、特許庁の審査官ですけれども、最初に中国に赴任したときに、私は全面的に協力いたしました。ある日本の業界のメーカーさんの会合で、私達二人も出席していました。日本のメーカーさんから、「いやあ、中国は本当にけしからん。我が社の商品の形態を模倣している。」との発言がありました。その場合に、関先生はこういうような解釈をしました。「我が国の特許法の目的からは、権利がなければ他人の模倣を認めるべきです。権利があっても、もし権利が切れまし

たら、他人の模倣を認めるべきです。中国においては、商品の形態についての法律は特許法だけで、他の法律はありませんから、このような場合にはまず出願することをお勧めしたい。」と。その説明は正しいと思います。ですから、ぜひその辺りの事情にも注意していただきたいと思います。

なお、現在、中国においては不正競争防止法の改正作業を行っています。国内でヒアリング作業を行っています。しかし、最高裁の意見は、やっぱり商品の形態については消極的なようです。

次の「十五 意匠類似判断」に移りたいと思います。

中国における意匠の類似の判断基準については、今のところまだ固まっておられません。混同説か創作説か、どちらにも決まっています。昨年までは、混同説が強かったのです。要するに、意匠が類似か類似でないかを比較する場合には、混同を生じさせた事実があったかどうか、混同を生じさせるおそれがあるかどうか、これがポイントになります。しかも一般の消費者の目を基準とするのです。もちろん要部観察をしますけれども、最終的には全体観察をいたします。全体観察したところで、もし類似関係になれば、両意匠は類似しないと言わざるを得ない。中国の特許庁あるいは特許庁の審査委員会はこのような審査基準で審理してまいりました。多くの事件は、この審査基準で解決されております。

しかし、遂に変化のきっかけが来しました。これはホンダさんの事件です。これは私が扱った大分前の事件ですけれども、そのときにホンダさんからの依頼で、意匠の類似事件、侵害事件がありました。最初に僕は上海に赴いて、当事者と和解を勧めてまいりました。その人は、「確かに侵害している。申し訳ない。これはやめます。」と約束しました。しかし、二週間経ちましたら、「いや、俺は侵害してない。もうお前の意匠と全然類似関係にない。」と反論したのです。そこで、仕方がありませんから、我が方としましては、提訴しました。提訴したところで、侵害者は無効審判を起こしました。

引用意匠は台湾の事件です。侵害者が言うには、ホンダさんのオートバイにかかわる意匠は、台湾のある雑誌に発表された意匠に類似しているのではないかと、だからホンダさんの意匠を無効にすべきだと主張しました。審判でホンダさんは負けました。

第一審に持っていったところで、また負けました。

私たちはじっくり検討しました。二か所で負けました。その当時、中国には部分意匠制度はありません。しかも意匠類似の判断基準は変わっておりません。そういうことを研究した上で、大胆に高裁まで持っていった方がよいという決意を固めました。

高裁では、要するに、引用例の先行意匠に対しては、部分的に各要部について改善をしました、という主張をしました。高裁での争いのポイントは、要部改良です。審判と第一審が言うには、要部の改良があったにもかかわらず、全体で観察する場合にはやはり類似関係にあるということであれば、両者が類似関係にあると言わざるを得ないということです。

しかし、一般の消費者の目という基準で考えても、例えばオートバイを見たことのない、オートバイに乗ったことのない人の目を基準としても仕方がないです。やはりオートバイを使った人、見た人、買った人の目を基準とすべきです。私はこのような主張をしてきたのです。そして、私は若手の弁理士を中国の広東省に連れて行って、公証人の立会いで、オートバイに乗っている人に来てもらって、2台のオートバイを置いて、両意匠は類似関係にあるかないかということについてアンケートをしてみました。そこで見てもらった人は全部で約300人ですけども、8割以上の人これが識別できると言ったのです。これを証拠として裁判所に提出したのです。

結論的に申し上げますと、北京市高裁の意見は、要部観察をして良いということですが。オートバイの場合には、要部は一つではないです。例えば、ハンドルの部分、あるいは椅子の部分、いずれも要部になる可能性があります。したがって、要部について改良があった場合には、要部観察におけるイメージが全体観察をしていても強く残っていれば両意匠は類似関係にないと言わざるを得ない。こういう判決を言い渡しました。結局、ホンダさんは逆転勝訴しました。

この勝訴は、中国の特許庁の審判委員会の意匠類似審査基準の改正につながりました。現在のところではまだ中途半端ですが、結論的に申し上げますと、混同説から徐々に創作説へと移行しつつあります。最近の改正では、「一般の消費者」とはその商品に

ついてある程度常識を持つ人でなければならない、こういう言い方をしています。類似判断については、北京市高等裁判所の判決を受けまして、全体観察をした場合に、要部を観察して受けたイメージが全体観察した場合に強く残っていれば類似関係にないと審査基準の改正をいたしました。

ここで申し上げたいことは、例えば中国で審判で負けましたら、あるいは第一審で負けましたら、あきらめないで、高裁まで行った方がよい、必ずしも負けるとは限らないということです。高裁で争われた事件で第一審裁判所の判断が覆った割合は、これは正確ではないですが、パーセンテージで言いますと、30%ないし40%ぐらいです。やはり自分の権利ですから、最後まで争いをした方がよいと思います。これは自分の権利の確保、権利の保護につながると思います。

「第十六 裁判官、公務員の任命制度」について簡単に申し上げたいと思います。

日本の裁判官、検察官や公務員の一部は、日本全国を転々としています。単身赴任が多いです。非常に不便なのではないかと私は見えています。中国の場合は転勤しない。しかし、転勤させた方がよいと私は考えております。でないと、その裁判官、その検事、あるいはその公務員は、地方の経済に密着するおそれがあります。地方保護主義は、このような密着により発生しているのです。模倣品も、税金の面で、あるいは就業の面で地方の経済の発展に寄与していますから、もしもその裁判官や公務員が、その模倣品を作る会社の人と何らかの親戚関係とか親友関係を持っていけば、地方保護主義は避けられません。もちろん、地方保護主義を採っている裁判官や公務員はごく僅かですが。

とにかく中国の裁判官、公務員の任命制度には、弊害があります。改革もなかなか難しいです。例えば、裁判官を転勤させると、奥さんの就職の問題、子供の教育の問題など難しい問題が起きます。広東省の人が北京に行きましたら困るのですよ。南の方の人はお米だけで、饅頭とか餃子とか全然食べられない。雑穀類は食べられない。米しか食べられないのです。北京の人が広東に行きますと、広東の言葉が分からない。私も、何十回も広東に行ってきたのですが、そっちの言葉は全然分かりません。中国の標準語である北京語と全然違う系統です。

転勤させることは、ちょっと難しいです。最高裁は研究していますけれども、まだ転々として上がるという制度にはつながっておりません。公務員制度も同じです。

しかし、最高裁は真剣に考えているようです。例えば、最高裁の裁判官は、地方の下級裁判所に行って、そこで経験しなければ、最高裁の判事として抜擢することができないという制度を実施しています。

ついでですが、中国の裁判所には裁判委員会があります。例えば、最高裁の中には、裁判委員会があります。最高裁の長官、副長官、それから各裁判廷の廷長から成っているのです。通常、最高裁では13人です。重要な問題、例えば、司法解釈、重要な事件については、裁判委員会に討論をかけて、パスしましたら司法解釈として公表します。最高裁の司法解釈は中国の法律の一構成部分となっているわけです。

「第十七 知的財産戦略」に入りたいと思います。

日本の知的財産戦略について申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたが、日本の知的財産戦略に対しては、批判するつもりはありません。しかし、中国との関係については、特に模倣対策では、毅然と闘う構えを取らない方が良くと思います。日本のベアリング協会とかオートバイ協会とかは、中国と仲良くしてセミナーや研修会を開催しまして、真正品と偽物の識別方法を中国の関係担当官に教えてやっています。これは、模倣品がなくなることにつながります。闘いをして中国と対立関係に入ってしまったら、日本にとって危ないと私は思います。中国という巨大な市場を失うことになります。

そういう姿勢を変えて仲良くすれば、例えば、日本の1950年代、1960年代に模倣品がたくさんあったではないですか、自動車もオートバイも、それから他のすべてのものも、ほとんど欧米にならって改良をして、模倣して出発したではないですか、その辺りの経験、あるいは失敗例を挙げて中国の方に説明しましたら、模倣品がなくなることにつながります。

繰り返しになりますが、何も私は日本の知的財産戦略大綱に対して批判を言っているわけではありません。私は、30数年にわたる中日間の法律交流、特に知的財産の交流の架け橋として努めてきました。将来も同じようなつもりでやっていきたいと思

いますが、特に知的財産については、両国は転換期を迎えています。ぜひ仲良くして、お互いに手を取り合って、共生関係でやっていきたい。これは私の気持ちです。

中国は、今のところ、製造業、あるいは加工業を中心として考えています。知的財産権の保護は強調していますが、プロ・パテントとか知的財産戦略とか、まだそこまですべてに至ってない。今、中国の一番重要な課題としましては、13億以上の人口の食事の問題を解決させることです。沿海地域の一部の人は豊かになったのですが、本当に金持ちになった人は1%程度にも達しておりません。大半の中国人、例えば上海とか北京とかの都会の人は、食事については全然問題がないのですが、中部地方や西部地方の貧しさは、御在席の皆さんには想像できないと思います。1年で200元あれば、これは3,000円ぐらいですね、もう食事はできるのです。しかしながら、200元を稼ぐことも不可能です。困っています。真冬に4人家族で布団1枚しかない、このようなところもあるのです。

中日間の貿易額は増えています。しかし、私に言わせれば、中国と日本はまだ相撲取りはできない。日本は横綱。朝青龍です。中国はまだ十両にもなっていないのです。まだ入幕もしてないです。そして、中国は、例えば横綱にならなくても大関になれば、中日間の貿易はもっと伸びると思います。テレビで見たのですが、この3年間、中国からの輸入は増えていると小泉総理が言っていました。逆に日本からの輸出も増えています。中国と日本は本当に共生の関係で結ばれています。

「第十八 中国へ進出する場合の注意すべき問題」について簡単に申し上げたいと思います。

時間の関係で、3点ばかり申し上げたいと思います。

まず、「1 商標と商号の抵触」です。例えば、ある人が三菱という商標を自分の会社名として登録を受けた場合、商号権と商標権は別々ですから、商号権の中の三菱という屋号の登録を抹消することは容易なことではありません。商号の登録は、中国の会社法とかあるいは会社名称の登録に関する法律により登録を受けているのです。商標は、もちろん商標法により登録を受けているのです。法律は完璧ではありませんから、もしもその商標が著名商標でないと、

他の人がその商標を自分の会社名の一部分として、つまり、商号として登録を受けた場合には、抹消は難しいです。現在のところでは、他人の著名商標を自分の会社名の一部分として登録した事件が非常に多いです。何件あるか分からないですけれども、とにかく多発しているわけです。ですから、さっき申し上げました著名商標の認定制度とか、証拠の収集とかにぜひ注意していただきたいと思います。

「2 調査会社の利用」ですが、中国には調査会社はありません。しかし、なぜ調査会社という言い方をしているかについて申し上げれば、たくさんの方が「調査」をしているからです。しかし、調査会社の看板を出していません。というのは、中国の会社登録の主管当局、あるいは中国の警視庁は、調査会社の設立を認めていません。探偵の存在を認めない。この理由はいろいろ挙げられますが、とにかく現状はそうなっています。しかしながら、かなりの人は「調査会社」を作りまして、コンサルティングとか知的財産とか、そういう看板を掲げて調査をしています。信用できるところと、信用できないところがあります。一部は、地方の模倣経済に密着しているかもしれません。一部のメーカーさん、日本のメーカーさんですけれども、調査会社の料金が安いから利用しようじゃないかとして、結局失敗して、また我々のような弁護士事務所、弁理士事務所に戻って来ました。ですから、調査会社を利用する場合には、調査会社に対して調査をした方がよいのではないかと提案します。

「3 審査官への新発明についての説明」について説明します。一部分の発明、例えば、デジタル関係について、中国の審査官は必ずしもすべてを知っているわけではないです。審査官も人間です。新しい発明について、特にハイテクについてすべてが分かっているとは限りません。ですから、一会社でなくて、一業界として、必要があれば中国の特許庁の審査官に対して、新しい発明のポイントについて説明した方がよいと思います。そうしないと審査が延び延びになることが考えられます。

実際にそういう事件を私は扱ったことがあります。合弁会社はできました。その発明を実施したい。しかし、中国のライセンスは、特許として認定されるかどうか分かりませんから、工場ができて実施は延

びに延びて仕方がないわけです。特許庁に要求したところで、先ほど申し上げたように優先審査制度はありませんから、なかなか難しいです。ですから、必要な場合、審査官を説得して、審査官の判断で、新しい発明について特許庁の中で説明会を開催した方が成果が上がります。それは審査の促進につながると思います。

最後になりましたけれども、「第十九 まとめ」についてお話をさせていただきます。

私は日本関係を始めまして来年で40年目になります。知的財産関係では30数年一筋でやってまいりました。本当に日本の方々に感謝申し上げたいです。私は日本の幾つかの事務所で研修をいたしました。例えば熊倉先生の事務所、中村合同特許法律事務所でも研修を受けたことがあります。

1970年代から90年代までは、中国では弁理士事務所はごく僅かだったのです。私が経営していた事務所は国営の事務所です。どちらかというと独占の地位にありました。その当時、私は一生懸命仕事を集めてまいりました。独占しようとしてまいりました。しかし、その後の中国政府の方針は変わりました。そこで私の考え方も変わりました。政府もどんどん弁理士・弁護士事務所を増やしています。競争原理を導入しています。特に最近、中国では、特許明細書の翻訳の間違いが話題となっています。競争原理を導入してたくさんの方々の事務所を増やして競争させた方が、結果的には品質の向上につながると思います。

私は今後も引き続き中日間の知的財産権の分野の懸け橋として努めていきたいと思っています。そして、今までどおり、中国の知的財産権の専門家として信頼できる、品質が保証されている、こういうイメージを維持していきたいと考えております。

しかしながら、今までは私は最前線で交流をし、通訳をし、あるいは日本の方のお世話をしてまいりましたが、今後はちょっと方向を変えて、新しい人材の育成にもっと力を入れようと、こういうふうを考えているわけです。

今、中国では、涉外代理権をもらった事務所が非常に多いですけれども、新しい人材がどんどん出てきて、育てられていて、私は非常に喜んでおります。そして、中日両国の知的財産関係における関係は新しい転換期を迎えているのではないかと思います。

本日は、本当に大勢の方に集まっていた

だきまして、また、このような機会を作ってくださいましたことに対して、心からの謝意を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○司会（伊藤） 魏先生、大変御熱心に御講義いただき、ありがとうございました。

（休 憩）

第2部

日本側専門家からのコメント

中村合同特許法律事務所
代表パートナー

弁護士・弁理士 熊倉 禎男

○司会（伊藤） それでは、第2部に移らせていただきたいと思います。

第2部では、日本側専門家からのコメントということで、中村合同特許法律事務所の代表パートナーをお務めの熊倉禎男先生からコメントをいただきたいと思います。熊倉先生は、特に知的財産関係の実務経験が豊富で、知的財産関係の論文も多数発表され、大変精力的に御活躍されていらっしゃることは皆様御存じのことかと思えます。それでは熊倉先生、コメントの方をよろしく願いいたします。

○熊倉 熊倉でございます。よろしく願いいたします。

本日は、大変有名な魏先生の「中日知的財産法制度の比較と展望」という詳細なレポートをいただきました。私自身は、本日、中国知財の専門家が多勢いらっしゃる中で、こうしてコメントを申し上げるのは僭越だと思っておりますけれども、魏さんとの長いお付き合いで御指名をいただいたと理解しておりますので、どうか御容赦願います。

魏先生は、1980年の初めのころに中国が特許法を制定する準備段階で我が国にお出でになりました。我々の事務所も含めて、法律の調査、実務の研修等をなされたわけです。以来20年を経過しましたがけれども、その間の中国の経済発展とともに、知財関連の法律と制度の発展は大変目覚ましいものがあると思います。実際、魏先生は、日本の企業のために多くの事件を扱っておられまして、また、日本や中国で実務的な講義もしばしば行われています。本日

は法務省の法務総合研究所の招へいを受け入れられた、その研究の御成果ということで御報告をいただきましたので、普段と少し違って、知財実務に加えて大局的な展望をお話しいただいたわけです。

以下、魏先生の御報告を受けて私の若干のコメントを申し上げたいと思います。

初めに中日間の現状の認識ですが、1980年代の当初に制定された一連の知財立法は米国、日本、欧州等、いろいろな国に調査に行かれて、それらの法制度を参考にされた独特な法律の印象を与えたものでした。その後TRIPS協定への参加、WTOへの参加等を含めて、国際的なハーモナイゼーションが中国において次々に打ち出され、また一方、日本も国際的なハーモナイゼーションについては非常に優等生で、早目早目に導入していったことがございまして、その結果現在の中国と日本の知的財産の立法制度そのものは、かなり近く共通のものが多い点は御指摘のとおりであります。

また、実務家のレベルの具体的な紛争事件の関与は、随分早い段階、1980年代の後半から始まり、実際の事件を通じて苦労をしてきたところですが。また近年は知的財産当局の政府間レベルの会合も頻繁に行われて、全般的に見て日中の知財関係の関係は大変友好的であるというお話になっていた魏さんの認識は正しいものと思っております。

一つだけ申し上げておきたいのは、魏先生の御報告の中に、日本の知財戦略大綱及びその実施が、中国の方々に中日間の対決意識を導くおそれがあるという御指摘がありました。もちろん批判するというのではないとお話でした。知財戦略大綱あるいは知的財産基本法は、御存じのとおり、我が国の産業競争力の低下をどのように活性化していくかという、極めて包括的で大きな展望に立ったものでありまして、内閣をトップとする行政機関の政策として確立し、その政策が幾つかの法律として成立してきました。例えば、知的財産基本法がそれですが、この法律自体は知的財産活動の活性化で国の将来を展望するという行政のプランで、大学研究機関における教育、研究から、特許庁の審査の推進とか、裁判所その他ADRの紛争解決制度の整備という、大変ポリシー的なものであり、直接裁判所が適用するというようなものでは必ずしも

ありません。

したがって、特に中国をターゲットにしたものではないことは、御理解いただけると思います。また模倣品の問題については、中国の名前も登場しますが、この問題は全世界的あるいは国際的な問題の一環でありまして、日本のみが問題としているわけではありません。現に今年に入ってから2回開催されております世界税関機構（WCO）、インターポールが主催した各国政府、国際機関等が参加した世界模倣品撲滅会議、あるいはAPECとかG8のサミットなどでも、国際的な取組が議論されてきております。つまり、模倣品の問題というのは、各国が協調して考えていかななくてはならない問題でありまして、日本のみが中国を対象に考えているという問題ではないということ、ぜひ知日派である魏先生から中国の方々に御説明いただきたいと思っています。

実際、我が国の税関で特許に基づく差止め問題が最近話題になっていますが、これはサムソンとかラッキーゴールド（LG）等韓国の企業、あるいは台湾の企業との、いわば大企業間の特許紛争が税関で問題になっており、この点も世界的な問題として考えざるを得ない状況であります。

いずれにしても、我が国の知的戦略大綱の「戦略」という名前が刺激的な感じがしますが、製造拠点を外国に移してきた日本が今後どのようにして産業力を発展させ、維持させるかという、極めて深刻な問題が背景にあります。先ほどの魏さんの最後の部分の、中国での急激な成長を遂げている一部、一方で貧しい地域があるという問題と同様に、日本が持っている社会的な問題であるということ、中国の方に御理解いただけるようにぜひお願いしたいと思っています。

その辺はともかく、本日のお話の中で「法律の構成について」という部分がありました。この中で興味がありましたのは、知的財産の位置付けについて、2001年以降に「民法の考え方で知財関連法を考える出発点に戻る。」というお話でした。大変興味深いお話なのですが、裁判所の名前が変わった、法廷の名前が変わったということのほかに、具体的に何か法律的な考え方が変わってきているのかどうかを後にお時間がありましたら御説明いただけたらと思っています。

魏さんの御指摘のとおり、中国の法律を

考えるときには、法律施行規則のほかに「最高人民法院の司法解釈」、あるいは管轄行政当局の解釈が法律の適用に重要な役割を果たしていることが注目されており、知的財産関連についてでもかなりの数に上がっているということです。これは中島敏先生あるいは黒瀬雅志先生の共著「中国知的財産権判例100選」の後半にかなりの数が日本語訳として載せられておりますし、また弁護士の谷口由記先生の「中国知的財産権法令集」等にも重要な法解釈、司法解釈が掲載されています。例えば、「訴訟前の侵害行為差止めの法律適用」という司法解釈、これは日本では仮処分手続に当たりますが、その手続の申立人適格、管轄、立証手続、差止の範囲、担保提供、不服申立、違法差止についての損害賠償等が、一つの司法解釈に大変詳細に規定されています。我が国で言いますと、民事訴訟法の一部に相当するものですが、最高人民法院の解釈として公開されている点が異なります。もちろん日本でも民事訴訟規則があり、最高裁判所の規則ですから、似た側面もありますが、法律で本来制定するによりふさわしい事項が司法解釈として出ている点が特徴であろうと思います。

また、実体法に相当するものも司法解釈として多く出されており、タイトルからでは内容がすぐ判断できませんが、「特許紛争事件処理の法律適用問題に関する若干の規定」等「若干の規定」という名前がついているのが多いようです。例えば、法積2001年・21号は損害賠償の算定基準です。権利者の逸失利益、侵害者の違法行為による利益、実施料の1倍から3倍を規定するなど、言ってみれば我が国の特許法の102条の損害額の規定に、さらに若干の実施料の1～3倍というような裁量の幅を明記したものでありまして、実体法的な内容になっているわけです。

聞くところによりますと、また、先ほどの魏先生のお話でも、下級裁判所が具体的な事件の判断のために個別に最高裁の裁判委員会の意見を求めることがあるというお話でしたが、具体的な事件の上告がない限り判断を示すことができない我が国の上告制度とは全く異なるようです。

一方、こうした規定が必ずしも裁判所だけでなく、最高人民検察院によっても出されている点が注目されます。例えば、知的財産侵害罪の訴追の基準を、商標権侵害、

著名商標の盗用、営業秘密の盗用等の各場合に、どの程度の損害があったら刑事追迫をするのかという、金額や数量の基準等を定めております。こうした法解釈の制定は、本来全人代が制定しなければならない立法に比較しますと、下級審が適用する基準への要請に対してかなり迅速に対応が可能であるという意味で、評価できます。また、それが公開されることで、制度適用の透明性の面からも高く評価できると思われま

す。ただ、日本から見た場合に、法律以外にどれだけの司法解釈や、それ以外の解釈が存在するのかが、必ずしも明らかではありません。現在までのところ、例えば中島先生のような個人的な専門家の研究の出版によって、ようやく明らかになる傾向があります。私どもとしましては、できるだけ早く法解釈について、魏先生のような方が日本文あるいは英文での翻訳を公開していただくことで、より国際的な透明性、予測可能性が確保されることを望んでおります。

次に、判例の拘束性についてお話がありました。最高人民法院の判例が拘束力を持たないという説明は大変興味があります。御存じのとおり我が国では先例としての拘束力を持つ判例は最高裁のものだけで（必ずしも魏先生が言われたように判例の国ではありませんが）、高等裁判所の判決も制度的には拘束力を持ちません。最高裁の判例も、その適用範囲について下級審において議論され、下級審判決が適用範囲について明らかにしていく努力が積み重ねられていることは御承知のとおりです。もちろん最高裁判所自身が後の判決において先例を変更することも、知的財産においては、最近はかなり頻繁に起きています。例えば、最近では侵害事件の中で無効の抗弁の判断をできるとしたキルビーの判決、また、均等論等が目立ちますし、ときめきメモリアル事件や中古ゲームソフト事件等のように東京高裁と他の高裁と意見が違ふ、判断が異なつた事件を最高裁で決着したということも周知のとおりです。そういう意味では、最高裁のファンクションが中国と若干異なるかもしれません。

一方で、高等裁判所については、2005年4月1日から知的財産高等裁判所が設立されることとなります。東京高裁の一部としてある程度独立性を持った知的財産高等裁判所が設立され、5人の裁判官の判断もあり得るといふ法律改正が行なわれて

いますが、その場合には、恐らくアメリカのCFCと同じように事実上その後の下級審の判断にかなり影響を与えられま

す。私自身は、そのどちらの制度にせよ、裁判所が多様な意見を示していくことは、必ずしも非効率とは思っておりません。多様な考え方を次第に上級審で統一していくことは、時間がかかりますが、合理的な結論に、あるいは納得のいく結論に達する道であろうとは思っております。

ただ中国の場合ではどうかと言いますと、余りにも地域が広大であり、下級審も多くあり、各地方における知的財産権の専門知識を持つ裁判官の育成も大変な事業であろうと思われま

す。こうした制度のもとで、最高裁の司法解釈が行われるわけですが、最高裁の判例拘束性のルールも確立された方が、当事者の予測が可能となり、紛争の予防につながると思われるわけ

です。そもそも、どういう理由で最高裁の判例が拘束力を持たないのか。恐らく中国の裁判制度全体の仕組みの問題であり、私の理解の及ぶところではありませんが、更に研究に値する問題かと思っております。それから、紛争解決ルートのことですが、知的財産の種類ごとの行政機関別の紛争解決ルートにつきましては、我が国の多くの企業や実務家が既に経験してきて利用してきたところ

です。しかし、裁判所との選択との関係、効率性、スピードにおいて、その都度悩むところ

思われます。

魏先生のお話で、行政機関の統合の試みがなされたという点は大変興味深いところがあります。司法と行政が分離している国から見ると、紛争解決機能と産業の管理機能は本来分離されることが一般的な考え方だと思いますが、今の状況を考えますと、両者のファンクションを早急に分離した場合、紛争解決のパワーというか担保というか、それが低下するのではないかという感じも持っております。したがって、現状の地方保護主義とかいろいろ問題がありますが、やはり管理監督権限と紛争解決のファンクションのバランスから公明性あるいは公平性を維持できる手段を考えていただくことがベストであろうと思われます。

実際、我が国でも、裁判所だけが紛争解決手段ということではありません。例えば、税関で今問題になっている問題は、税関等での輸入差止めの問題を実務的にどうするかという議論です。実際、司法制度と行政での紛争解決のバランスというのは非常に難しい問題で、中国における今後の進展は更に注目していく必要があると思えます。

次に、調停の話が出ましたが、行政機関による調停が法律に規定されている、例えば、特許法自体にも規定されているという点は、大変独特であります。事前にお伺いしたところによりますと、中国は20か国ぐらいと調停方式の利用について取決めがあるというお話がありました。もしこの後の質疑の時間があれば、どんな取決めなのかを御説明いただけたらありがたいと思っております。

水際措置についても大変細かく御説明いただきました。我々も実際に経験しているところで、例えば、申立をしていた模倣品と思われる貨物について通関の申請が出てきたとします。そうすると、税関から通知があり、3日以内に処理しなければならない。つまり、3日以内に権利者側がこれは偽物ですと証明しなければならない。証拠も出さなくてはならない、説明をしなければならない。実際、中国のどこの税関で起こるか分かりませんが、大きい港だとしても、日本の企業が3日以内に対応するということは非常に厳しいものがあります。もちろん、弁護士さん、魏先生のような事務所の方に飛んで行っていただく、あるいはそれだけでは不十分で日本の企業から飛んで行くことになるわけで、非常に厳しい

日程になっております。我が国であれば、函館に飛ぶにしても九州に飛ぶにしてもそれほど大変ではありませんけれども、広大な中国の場合にはその辺が実際上の負担になっております。

1995年の条例の話がありましたが、調べたところでは、2004年の3月1日に新しい条例が施行されているようで、ここでは申請の有効期間が10年に延長され、特許権の侵害のある貨物の留置解除に、貨物の価格と同額の保証金の支払を要すること等が規定されています。新条例では、権利者の申請によって貨物が留置された場合には、20日以内に裁判所の命令がなければなりません。侵害がないと税関が判断したときは、50日以内に裁判所の差止め命令を得ないと留置が解除されるというようなことだと聞いており、この新条例は当事者が極めて短期間に裁判所の命令を得ることを要求しています。したがって、ここでもまた権利者の時間的、費用的な負担が大きいわけで、うかつに手続が開始できないと思われます。

ただ、この問題は我が国の水際措置でも同じような問題があります。特許について事前に裁判所の仮処分命令を得るか、特許庁の判定を得ることを我が国の税関も望ましいと考えているわけです。しかし、それでは時間的な制限（30日）以内では間に合わないことがありまして、より短期間に専門家の意見を求める仕組みが現在いろいろ関係官庁の間でも検討されているわけです。

中国の水際措置の特徴の一つというのは、輸出貨物に及ぶということです。これは私の理解では、中国の特許権、商標権を侵害するものを差し止めるということであると理解しておりまして、外国の特許とか商標を登録することはできないと思っております。仕向国に所在する権利の侵害は、それぞれの国で水際措置を採りなさいというのがTRIPSの考え方です。そういう意味では中国の輸入以外に輸出を規制する、それを中国に所在する権利をベースにして規制するというのは、TRIPSをもう一歩出た形になっています。実際には、ほとんどの事例が中国の国内の企業の商標の問題だというお話もありましたが、他の面では外国企業の中国への特許出願や商標出願を推進するインセンティブになることは明らかです。従って、この狙いの一つは中国

企業の保護もあるでしょうが、特許出願のインセンティブを与えた上で外国の企業の権利を保護することでもあろうと思われま

す。ただ、世界的に著名な商標、著名な商品の模倣品の輸出抑制の制度があってもよさそうな感じがします。これは何度も話に出ましたが、登録されていない有名な商標あるいは意匠登録のできない有名な商品形態の模倣の問題であります。我が国もかつて輸出デザイン検査法という法律の下で自主的な輸出規制を行っていました。これは輸出組合等が自分たちでチェックするという自発的なものでありました。こうしたアプローチもありましたが、いずれにしても世界的に著名な商標あるいは著名な形態の模倣品については、何らかの形で輸出の制限措置がなされることが望ましいと考えます。

次に、職務発明について若干のコメントを申し上げますと、私自身も実は最近話題になった事件、新聞で話題になった事件に関与しておりました。そこでは日本の国内で行われた日本企業の従業員の発明に関する対価が、対応する外国の特許にも及ぶものかどうかというのが問題になっていたわけです。その場合、一方で原始的に法人に帰属する中国のような制度、他方で日本・ドイツのように原始的には従業員に帰属して、その後契約あるいは就業規則等で法人に譲渡するという制度を採った国の2グループがあるということは、御指摘のとおりです。日本国法でも特許法と著作権法はアプローチが違います。ただいずれの制度でも、結局、問題は、どういった対価の支払いが従業員の発明のインセンティブになるのか、また同時に企業の開発研究への投資のインセンティブになるのかという、バランスの問題であろうと思われま

す。実は私は1980年代の前半に、中国の瀋陽とか福建とか、魏さんから見れば田舎でしょうけれども、その地方で知的財産の研修を一週間ぐらいしたことがあります。そのころ必ず長い時間をかけて質問をされたのが、「一体発明者はどうやって決めるのだ。日本の発明者はどうやって決めているのだ。」ということでした。魏さんの話にもありましたように、それによるプロモーションも含めて発明者であるかどうかということは非常に重要な関心であったわけです。当時は今の中国の法律と違ひまして、対価についてそれほど大きな規定はなかつたよ

うに思いますが、プロモーションとの絡みで非常に重要であったと思われま

す。職務発明の対価について考えますと、魏さんのお話の、発明者に対して利益の2%あるいは税引き後のロイヤリティ収入の10%の支払いを法定されていることにつきましても、基準としては明確なのですが、これを日本の事例に当てはめてみますと大変大きな金額になってしまいます。特に今、日米・日欧のロイヤリティのやりとり、パテント・ポートフォリアの紛争の中で、ロイヤリティ収入が非常に大きいものになっており、大企業では1年に100億円を超えるロイヤリティ収入もしばしばある状況です。その場合に、100億円の10%を、つまり10億円を発明者個人に返すという状況になるわけですが、そうした状況が果たして先ほどの企業と発明者のバランスの上で妥当かどうかという問題があります。今後中国からの技術輸出が多くなった場合に、企業に大変な大きな負担になるのではないかと思います。

特にこの問題では、日本法が外国の特許に対して適用があるかというのと同じ問題が、中国ではどうなのであろうか。例えば日本の独資の企業が中国で中国の方の従業員の発明を法人に帰属させた。その場合に、その企業の契約あるいは就業規則でどういった対価にするかは決められるというお話もありましたが、その場合にその対価が法定の対価と非常に離れた場合に、一体契約が完全に優先するのか。優先されないとする、中国法が適用されて10%というような話になってしまうのか、そういう問題が今後出てくると思われます。現に日本の企業が独資で中国に会社をつくった場合に、発明規定をどうするのか大変悩んでいると伺っております。したがって、日本の裁判で問題になっているのと同じことが、今後の中国ではどうなのだろうかという関心を持ちました。

その他に細かな点ではありますが、若干コメントさせていただきます。一つは商号の保護の問題です。これは実際に魏さんにもお願いして私が悩んだ事件です。つまり、他人の著名な商号、例えば三井物産株式会社とか三菱商事株式会社の商号を他人が三井物産有限公司というような形で現地で登記をしてしまった場合に、それが商品の上に顕著に非常に大きく記載されていれば商標的な問題として扱われるかもしれません

が、商品の裏側に通常の企業名の表示と同じように使われることになりますと、いかにも日本の企業が造った製品のように思われるわけですね。その場合にどういう扱いをするのかということが問題です。魏さんの御指摘のように不正競争防止法に著名な商号についての規定がないということ、それから会社法に著名企業の商号と類似の商号の登記の抹消あるいは登記拒絶の規定がない。あるいは商標法で著名な法人名を商標として出願することについての問題等が今一つ不分明でありまして、英米法のパッシング・オフとか日本や大陸法系の不正競争防止法の出所の混同の問題が必ずしも明らかになってないというお話であります。これは実務的に実感しています。

これは、考え方として、魏さんがお話のように、保護できる法律は存在しないということのようですが、もともと不法行為とか不正競争防止法というのは法に明文規定がないけれども、社会的に不法性が認められる場合をどのように救済していくかという法制度でありまして、できるだけ裁判所の柔軟な対応が望まれるわけです。これは勝手な想像ですが、企業名というのは多分工商行政管理局とかその他の行政機関の認可事項ではないかと思えます。そういった制度の中での対応が可能なのではないかと考えるわけです。この点は、知的財産という側面のほかに、会社法の問題でもあります。そういう意味では、日本では、法人登記は法務省の管轄にも関連するわけでありまして、日中の法務担当者レベルの協議事項にさせていただいてもよろしいのではないかと思えます。

それから商品形態の保護のお話がありました。これは中国の不正競争防止法が商品の名称、包装、装飾を保護していますが、その商品自体の形態にまでは及ばないということでもあります。フロッピーディスクのパッケージについては装飾として差止めを認めた裁判例がありますが、商品自体の形態あるいはデザインが、著名であっても保護されないというようなことのように、これも国際的な水準から若干離れた状況にあると思えます。魏さんのお話で、意匠出願をできるだけせよという御提言ですが、多くの場合にこういった著名なデザインはもう既に世の中で有名になってしまっており、新規性を失っているのです、意匠出願しても保護されないであろう、拒絶さ

れてしまうと考えます。

そうしますと、何らかの形で名称、包装、装飾と同じように出所を示す表示であるとして、形態やデザインを捉えていくべきであろうと思われまして、そうした保護のため、法改正をできればして欲しい。しかし、そうでなくても、「装飾」という言葉の解釈でも拡大的に適用が可能なのではないか思われます。そういう場合に最高人民法院の法解釈が必要なわけでしょうが、最高人民法院にしても具体的な事件がないと意見を出せないということですから、費用はかかるけれども、日本企業あるいは外国企業が微妙な事件に対してチャレンジする姿勢が必要であろうと思われまして。

実際、私は、両方の問題を、両方というのは法人名と形態の問題とも魏さんに御相談したことがあります、「今の状況では勝てないだろう。勝てないかもしれないけれども、やってみる価値はあるのではないか。」という話を企業にすると、「その前提でそれだけお金使うのですか。」という話になり、それでおしまいになってしまう、あるいはせいぜい警告を出してやめてもらうことを試みるというのが現状であります。

日本でも、我々弁護士としては、今までの法律解釈あるいは裁判所の判例から言うと否定的なものであっても、こういう解釈があるべきだという信念を持った場合に、最高裁判所まで争うというようなケースはかなりありまして、そういう事例が最近知財の分野では非常に多いわけです。無効による抗弁、権利濫用の抗弁、均等論もそうですし、外国特許の適用、日本の裁判所が外国の特許の侵害を判断できるかどうかとかという問題も頑張って最高裁まで持って行って、それなりの判断を引き出しているということですから、そういった姿勢を中国においても採っていくことが必要かと思えます。もちろんコストとのバランスがあっても常に悩ましい問題ではありますが、どうも商号だとか商品形態などは、外国の立法あるいは法律判断、判例等を積み重ねたものを中国の裁判所に持って行っていただくことで、先ほどの魏さんのホンダの事件のように、裁判所の判断を変えていくことがぜひ欲しいということなんです。

著名商標の認定に関しては、大変興味深い問題がありました。ただ、日本でも防護標章というのはもともとかなり限定されており、防護標章ができるような場合ですと、

むしろ不正競争防止法による著名商標との混同の問題あるいは周知商標との混同の問題でカバーできること、あるいは商標法自体でそういう著名な商標・混同が生ずるような商標出願は拒絶する、あるいは登録を無効にするということが可能でして、防護標章ではなくてもよいのではないかと思います。



熊倉禎男先生コメント

ただ、魏さんの資料「表8」の④「未登録商標であるが、しかし有名な商標」、「商標のデザインは同一又は類似」、「しかし侵害の商品の形態あるいは役務、サービス等は非同一又は非類似」という場合にどうするのかということです。日本の判決例で言えば、例えば、一番分かりやすいのはラブホテルの「シャネル」に対してシャネルが不正競争防止法での差止めを求めたというケースです。その場合に、明らかに権利者の商品や役務は侵害側の商品の種類あるいは役務とは全く違うわけですが、裁判所としては混同を非常に拡張して解釈する、広義の混同という考え方で、実際はあり得ないのですが、「ひょっとするとシャネルがそのホテルを経営していると考えられるかもしれないのではないか、あるいはライセンスと思われるのではないか。」という広義の混同をとらえた上で、不正競争防止法で差止めを認めてきました。同じように、もし第三者が商標出願を例えばホテルサービスについて「シャネル」というマークについて行ってきた場合には、同様な考え方で拒絶するシステムを日本の商標法あるいは不正競争防止では採ってきたわけです。この④のところ、先ほどの形態あるいは法人名の問題と同じように、混同すなわち役務・サービスあるいは商品の出所の混同という問題から採られた法的な措置を、登録とは関

係なく、何らかの形で取り入れていただけるとありがたいと思うわけです。

魏先生の講演が非常に多岐にわたり、また、詳細でしたので、私のコメントはこの程度です。なお、懲罰的賠償の御提案がありました、これについて魏さんが日本の皆さんとお話になって、日本は否定的だと言った点を若干敷衍させていただきます。懲罰賠償はアメリカで行われていますが、アメリカの制度としても別に知的財産に限ったわけではなく、もともと不法行為が民事と刑事の言わば混合・不分離の状況での制度になっています。現実には製造物責任・独禁法・営業秘密、他の不法行為の類型でも認められてきて、その中で特に知的財産では金額が大きいため話題になっていますが、これは日本の法制度には合致しない、あるいは大陸法系の制度には合致しないと考えられています。英米法系でも、イギリスでさえ三倍賠償の判決は承認執行しない法律ができていく程で、米国はかなり孤立している状況にあります。そういった意味で、なかなか日本でこれを取り入れるのは難しいであろうと思われます。

一方で、プロ・パテントというか、権利者の保護をもっと厚くするという点については、特許法等の改正で、損害に関する証拠の収集を容易にする裁判所の文書提出命令、計算鑑定人による、つまり、公認会計士等の鑑定による計算を法律的に導入しております。他方で、例えば、ロイヤリティに関しても、実施料相当額をベースにした場合に、それを最低限とし、更に裁判所が若干の事情を考慮できるという規定もあり、こういった制定法の範囲の中で金額的には裁判所が思い切った判決を出すようになってきております。有名な事件では、パチスロの事件で70億円を超える例、あるいは医療品の関係で30億円を超える例等、10億円単位のもので余り驚かない形で出てきております。

そういう意味では、実務上、裁判所が同じ条文の運用の中で損害の認定をフレキシブルにしていると言えるわけですし、恐らくこういった方向でしばらくは進むであろうと思われます。魏さんのお話ですが、懲罰的損害賠償を採用することは、日本の法律体系の中では難しいのではないかと思います。

時間が余りましたが、まだ、魏さんに対しての御質問もあろうかと思います。私と

しましては、すべての問題についてというよりも、幾つかの問題をコメントさせていただきまして、魏さんの御説明がもしあればというふうに思っております。

この度、こういう場で発言させていただくことについては、大変荣誉に思っております。大変拙いコメントで申しわけありませんでしたが、あとはまた質疑応答に回したいと思っております。どうもありがとうございます。

○司会(伊藤) ありがとうございます。ただ今、熊倉先生の方からは、実務経験に裏打ちされた大変意義深いコメントをいただけたことと思います。魏先生、今の熊倉先生からのコメントに対するご説明がありましたら、あるいは2点ほど熊倉先生の方から更に補充していただければというところがありました。そこについて言及していただければと思います。

○魏 ただ今、熊倉先生からたくさんの指摘がありました。時間の関係で、幾つかの点について説明したいと思います。

税関で貨物を押えてから通関を認めた方がいいのか否かについてです。知的財産の登録後に税関から連絡があった場合には、確かに時間が短いです。税関の改正の条例によれば、税関からの連絡があつてから3日間ですね。しかし、逆に考えますと、荷物を通関する場合には、例えば、機械類とか家電関係はまだいいですが、新鮮な食べ物などは3日間でも腐ってしまうのですよ。そういうことで、税関としては、そういう事情を考慮した上でできるだけ迅速に対応してもらいたいというのが税関のポリシーなのです。どうしてもというような場合には、やはり担保を提供しなければならない。権利者は、もっと期間を長くするよう要求します。しかし、輸出入業者は、余りにも長くなったら困る。また、国の方の考えとしては、税関の所で争いになったらすべての事件は長引くことになり、国の経済の発展に対してマイナスをもたらすということになると思います。

それから、職務発明についてです。確かに10%は高いです。計算してみれば大きな金額になりますが、法律によれば納税後です。税引きとか、コストをすべて控除した後の10%ということで、中国の現実において定めた条文です。中国では、現在の日本のように、稼いだ収入は何百億、何千億、そういう発明はまだないのです。何十

萬元とか何百萬元のものはありますが。

それから、外資系の会社については、必ずしも10%払わなければならないということではないです。例えば、給料とかボーナスとか、あるいは他の福祉で発明者の利益を配慮し、発明者が満足していれば、別に文句を言うことがないと思います。法律によれば、参照とするとされています。参照とするというのは強制的な規定ではありませんから、参考にすればよいということです。バランスが取れていれば、それだけの収入を得ていれば、別に文句を言わないでしょう。

商品の形態については、現在、不正競争防止法の改正作業中であり、改正案について広く意見を求めています。内容について、私はまだ詳しく検討していません。私が日本に来てから発表がされたのです。これを読みますと、商品の形態については、中国の会社の利益、国内の利益をより重要視しているようです。日本企業の商品が中国で販売されなければ、しかも新商品でなければ、要するに中国における事実がなければ考慮してくれない。何かそういう方向へ動いているようです。要するに、商品の形態については、日本の不正競争防止法のように発売から3年間は保護されるとの期待は大きく持たない方が現実的ではないかと思えます。

それから、熊倉先生から2点ほどお尋ねがありました件ですが、まず、中国における知的財産の位置付けについて、民法の考え方で知財関連法を考える出発点に戻ってきたという点について補充させていただきます。

結局、知的財産法を民法から独立した法体系とすべきとする考えは、あくまでも中国の法曹界の一部分の人の意見であつて、法曹界全体の意見までには至りませんでした。その理由としては、中国の法律、特に知的財産法は、昔から大陸法の影響をかなり受けており、現在の中国では大陸法の勉強をしたものがほとんど支配的地位にあること、そして、諸外国を見てもやはり知的財産法を民法の一部として位置付ける国が多いことから中国もそれに従っていることがあると思えます。

また、中国は20か国ぐらいと調停方式の利用についてどのような取決めをしているかというお話がありました。

中国国際経済貿易仲裁委員会は、20か

第3部

質 疑 応 答

国と、調停方式により、二国間で発生する経済（商事）紛争を解決させようとの取決め、形式としては協定ということになると思いますが、協定を結びました。一方、全国94か所に設立された特許管理機関は特許紛争について調停をすることができると法律で定められていますが、他国とこのような協定を結んでおりません。

なお、中国国際経済貿易仲裁委員会と調停方式の利用に関する協定を結んでいる国又は地域について主なものだけ挙げますと、ドイツ（2001年11月）、マカオ（2001年12月）、香港（2002年3月）、カナダ（2002年12月）、韓国（2003年12月）、アメリカ（2004年3月）、日本（2004年3月）、イタリア（2004年12月）があります。

最後に、懲罰的損害賠償については、勝手に日本に対して提案いたしました。省略をさせていただきます。以上です。

- 熊倉 今の形態の話ですが、日本の不正競争防止法第2条第1項第3号による発売後3年間の新しい商品の保護と、むしろ逆に何年も経過していて著名になっている形態、例えばコカ・コーラの瓶は、商品の不正競争防止法の違う条項（第2条第1項第1号と第3号）で保護しています。もし、最高裁、最高人民法院へ魏先生が御意見を outs されるとしたら、発売後3年の新しいものとそれから古いけれども著名・有名なものとを区別していただきたいと思ひます。例えば、コカ・コーラの瓶にペプシ・コーラを入れて売ったらどうなるのか、出所を間違えるだろうという問題です。
- 魏 不正競争防止法を適用できます。
- 熊倉 形態ですか、それは。
- 魏 形態ではなく、包装とか装飾とかになると思ひます。
- 熊倉 入れ物だから、あれは包装になりますね。
- 魏 検討する余地があると思ひます。
- 熊倉 有名な形態で混同が生ずるというのと、発売後3年以内の新規なものについてはアプローチが違うのではないかと思ひます。
- 司会（伊藤） ありがとうございます。

○司会（伊藤） それでは、第3部に入りますして、会場の皆様からの質疑応答を始めさせていただきますと思ひます。質問のある方は、挙手をお願いいたします。

○会場 詳しいお話を大変ありがとうございました。魏先生の言われた中で、対立的ではなくて友好的にということの一つ言われたのですけれども、それと実際に権利侵害があつて、それを行政機関で権利保護を求めるとのこととの関係というのは、どういふふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

○魏 例を挙げたいと思ひます。例えば、ホンダさんあるいは日本のベアリング協会は侵害者に対して闘いをしてはいますが、中国全体に対しても闘いをするとは危ないです。例えば、ベアリングの場合は、中国のベアリングの協会を利用して、関係のある税関のところで真正品の偽物の識別方法について研修会とかを開催しまして、偽物が出入りしましたらこういふふうに識別した方がよいと、中国の担当官に教えてやっています。地方の工商行政管理局とか、主管当局にそういう識別方法を教えてやつて、納得して協力をもらった方がよいと思ひます。

プレッシャーをかけるだけで、中国の主管当局の力を利用しないで、識別方法も教えてやらないで、知的財産戦略大綱により毅然と闘いをするということであると、中国の主管当局に与えるイメージは好ましくありません。

○司会（伊藤） ありがとうございます。ほかに質問のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。

○会場 質問というよりはコメントという形になりますが、商品形態の問題は私も大変関心を持っておりまして、昔からの有名商品は、有名な形態は中国の特許法成立時に既に公知になっており、意匠登録せよといつても意匠登録の新規制は失われていますから登録の余地がないわけですから、意匠登録だけで済む問題では絶対ない。

それから、意匠は10年間の保護期間がありますが、その後10年過ぎてしまえばどんな有名な形態でももう意匠権がないから模倣していいというのはおかしいのではないかと。その商品形態でこの商品形態はど

このメーカーのものだということがそこから分かるようなものを、もう意匠登録が終わってしまったから模倣は自由だというのはおかしいではないか。1994年の不正競争防止法が成立したときに、著名な商品形態の保護は入ってない、これは立法ミスではないかと全人代の法制工作委員会の担当者に申したことがあります。もちろん、そうはお認めにはなりませんでしたが、しかし、今回、不正競争防止法の改正が準備されていて、多分2005年中には改正になるのではないかということですが、私の聞いたところだと、中国国内の議論では、著名な商品形態の保護を含めるように今度の改正ではしたいという意見が多数だということを知っています。その辺りは魏先生、いかがでしょうか。そうなることを希望しておるのですが。

○魏 最近出ました不正競争防止法の改正案は、好ましくありません。商品の形態については、ちょっと前進したのですが、大またで前進するというのではなくて、限られた範囲内で商品形態への保護の方向へ動いていると感じています。もしこれが成立すれば、最高裁の司法解釈にはそんなに大きく期待できないのではないかという気がします。もちろん最高裁の今の考え方は固まっていますし、国内ではこれに反対する説もあります。要するに新商品、新しい商品の形態とかは中国国内で開発されていますが、やはり例は少ないわけですね。商品の形態について保護すれば、反対意見によれば、外国の会社への利益の保護につながるのではないかと心配があります。国内の会社としては全然メリットがないから反発もあります。

○会場 私が申しているのは、最高裁の解釈ではなくて、2005年の立法計画の中に不正競争防止法の改正が入っていると思いますし、工商行政管理局との9月の討論ですと、工商行政管理局の案を12月末までにつくるといようなお話で、かなり進んでいると思うのですが、いかがですか。

○魏 私が受けたイメージとしては、もしも最高裁が限定的な解釈を出しましたら、恐らく主管当局の工商行政管理局も最高裁と違う方向へ動き出すことは無理だと思います。

○会場 立法だから全人代で最終的に決着がつくし、最高裁はその法律が成立した後、その法律の解釈を議論するところですが、

立法自体は工商行政管理局があり、法制局があり、全人代がそのルートでやっていくわけで、何か専門家を集めた討論でもそのような意見は強かったし、工商行政管理局の中の討論でも、著名な商品形態の保護、これは新しい製品の発売後を3年間保護するということとは全然別の問題で、著名な商品形態の保護を進めるという方向で議論が進んでいるということ、工商行政管理局から直接9月に聞いたのですが。

○魏 私はまだ不正競争防止法の改正案文を全部読んでいませんので、正確には申し上げられません。

ただ、中国の法律の成立のシステムについて申し上げれば、工商行政管理局が中心となって案文を作成しまして、二つの段階において全国から意見を集めることとなります。工商行政管理局が起案してからは、工商行政管理局の名義で全国から意見を集めます。立法の段階になりますと、例えば、法制局の段階に上がりますと、あるいは全人代に上がりますと、広く意見を集めます。この中においては、最高裁の意見は非常に大きな比重を占めているということなのです。もしも最高裁判所が工商行政管理局と異なる意見を発表しましたら、恐らく工商行政管理局はやはり最高裁の意見を尊重せざるを得ない。こういう結果になると思います。

ただし、私は工商行政管理局が発表した案文をまだ読んでいませんから、帰国してから早速調査して、私の力がどれだけ及ぶことができるか分からないのですが、できれば皆さんの御意見を主管当局に伝えたいと考えているのです。

○熊倉 今お話のありました中国の不正競争防止法改正につきましては、次のような動きがあります。

すなわち、全人代常務院及び国務院において2003年に法改正の立法計画を行い、同年より工商行政管理局が改正作業を開始しました。その後、2004年1月及び7月に専門家、企業等からヒアリングを行っています。そして、現在第4次改正草案ができており、2004年末又は2005年初旬に国務院へ提出することが予定されています。

改正内容としては、①不正競争行為の定義（行為類型）を改正し、保護の範囲を拡大する。②同法のエンフォースメントを強化する。③形態模倣については「著名商品

に特有の構造形状（馳名商品特有的結構形状）」を保護する。その条件については検討中であるが、現在のところ、著名な商品であること、具体的な顕著性があること及び侵害品と混同が生じていることという3つの条件が検討されている、というものです。

以上の動きは、日米欧の法律に近いものであり、従来問題とされていた懸案の一つに大きな進歩となると思われます。

○司会（伊藤） ありがとうございます。

では、まだまだいろいろ御議論いただくこともあるかと存じますが、残念ながらそろそろお時間の方が参りました。

それでは以上をもちまして、この講演会を終わらせていただきます。

なお、明後日10日には、本日とほぼ同じ内容の講演会を大阪でも開催する予定でございます。参加者の皆様、本日は長時間の御清聴と御熱心な御討論をありがとうございました。

《大阪会場》

【第1部講演——東京会場での講演と同内容につき省略】

第2部

日本側専門家からのコメント

三協国際特許事務所
シニアパートナー
弁理士 川瀬 幹夫

○司会（伊藤） それでは、第2部に移らせていただきたいと思います。

第2部では、日本側専門家からのコメントということで、三協国際特許事務所のシニアパートナーをお務めの川瀬幹夫先生からコメントをいただきたいと思います。

川瀬先生は、中国の知的財産関係の事件を摘発された経験がとても豊富でいらっしゃるにしまして、中国の知的財産権制度の研究にも大変御熱心に取り組んでおられます。

それでは川瀬先生、コメントをよろしくお願いたします。

○川瀬 御紹介にあずかりました川瀬でございます。僭越ではございますが、コメントということでよろしくお願いたします。

今日は魏先生に貴重なレポートをいただきまして、ありがとうございました。魏先生には、長年にわたりまして日中の知的財産に関する交流の架け橋ということで御尽力いただき、本当に常々敬服しております。個人的にも非常にお世話になっておまして、先ほど岡村理事長の方からお話ございました第4回の国際民商事法シンポジウムにおきましても、私は、それに先駆けて研究会で2年ほど中国を担当してまいりましたが、魏先生に多大な御援助をいただきながら我々その研究を遂行したという事情がございます。中国でセミナーなどを開く場合であるとか、中国で最高裁であるとかいろいろな機関を訪問するに際しましても、本当にお世話をかけて、個人的にも感謝しておるという事情でございます。

本日は、実務という側面から、先ほどお話のありました模倣品対策という観点に立って、少しコメントをさせていただきたいと思っております。



川瀬幹夫先生コメント

中国で、この模倣品対策ということになりますと、東南アジア各国がそうであるように、特に中国はそうなのですが、行政を利用するということが非常に特徴付けられます。さらに、先ほどお話にありましたように、その行政が実は縦割りに、それも、極めて強力な縦割りの下で、なおかつ中国では、今日も法律の目的ということでお話がありましたように、最終的には市場秩序の維持、あるいは整理整頓のためにその法を活用するという事情が強くあり、それが地方へ参りますと地方保護主義ということにもなっております。その辺りが非常に交錯して、模倣品対策を施すのに非常に苦勞するという事情がありますので、ちょっとその辺りについてコメントさせていただきます。

一番初めに、中国の法律、知的財産権法の目的です。今日のお話にありましたように、特許発明を保護し、だけど、最終的には経済秩序を発展させるんだ、ということになっています。商標も然りです。そういう法制、最終的には市場秩序の維持なり発展なりということを最終目的にしていますが、この点については、日本でも、特許法、意匠法、商標法、いずれも我が国産業の発展に寄与するということを最終目的にしながら、発明なり意匠なり商標なりを保護しているという事情にあります。アメリカなどはどちらかといいますとそうではなくて、額に汗した知的財産そのものを保護することを目的として、特許法なり、あるいは商標法なりが成立しているという事情にあります。

アメリカにしろ日本にしろ中国にしろ、法律の目的というのは少し違うという事情にあります。そのような法律の目的の違いというのが、権利形成の過程では、アメリカでも日本でも中国でも、そうそう変わりはないのですが、これができ上がった権利のエンフォースメントということになりますと、途端にがらっと各国で事情が違ってくるように思うのです。

アメリカなり日本も、産業の発達に寄与するということを一応は目的にしていますが、エンフォースメントという立場になりますと、個人の額に汗した知的財産そのものを保護するんだという立場で行動してくれるということにはなりません。しかし、中国の場合はどうもそうではなさそうです。やはり最終的に、知的財産というものの保護が市場経済秩序の維持なり、あるいは整理整頓なりということを目的にされているという背景で、その観点からエンフォースメントというのがどうも行われていると感じています。

今日、魏先生の方から詳しくその法目的のお話があって、なるほどと思っているところですが、そんなことを背景に、一方で、先ほどのお話のように、中国ではエンフォースメントという立場では行政が極めて強いという事情にあります。極めて強いというのは、非常に早く、効率良く結論を出してくれて、我々の期待にすぐに応えてくれるという場面、これが非常に多いということなのです。特に模倣品対策ということになりますと、損害賠償よりも差止めということ、やめてくれというようなことを実現

するための手法として行政を用いるという場面が多いので、エンフォースメントの代表である模倣品対策ということになりますと、行政は不可欠だという事情にあります。

ところが、その行政というのが、完全な縦割りと言いますか、非常に細かく縦割りされているという事情にあります。発明であつたり意匠であつたりというものは、知的財産権局の力を借りなければいけないし、商標ということになりますと、工商行政管理局のうちの商標局というところの力を借りないとエンフォースメントできないということになります。あるいは、不正競争防止法絡みということになりますと公平交易局になりますし、それから著作権の場合ですと著作権局であり、もう一つ、今日の魏先生のお話で非常に注意がいたると思いましたが、産品質量法という法律に携わる技術監督局、品質が悪い物について、そんな模倣品について特に力を貸してくれそうだというお話で技術監督局というのが出てまいりましたが、そんな行政機関もある。これに更に公安が加わり、あるいは海関、税関というやつですね、そんなものが加わって、いろんな組織でもって模倣品対策をやっていくということになります。

ここで非常に難しいのが、先ほど魏先生が言われたように、商標の事件なら工商行政管理局へ持っていけ、不正競争事件なら、中国の場合は反不正競争法という法律の名称になっていますが、その案件なら公平交易局へ持っていけというお話になります。そうなりますと、実際、我々が対応する模倣品というのは、意匠も似ている、商標も似ている、ひよっとすると著作権絡みもあるという事情でもって、いろんな法律を総合的に運用して初めて真っ当な模倣品対策が施せるものであるにもかかわらず、しかも中国では行政が極めて強いという事情にあるにもかかわらず、一つ一つの行政に働きかけないと、なかなか我々の期待する真っ当な答えが出ないということになります。

そういうことで、今まで地方地方で模倣品対策を施すに際しては、一つ一つ、これは工商行政管理局（A I C）、これは知的財産権局、これは著作権局というように事を持ち込んでおりました。ところが、今日の魏先生のお話にもありましたように、W T O に加盟後、T R I P S 協定というものを遵守するという立場から、中国政府は模倣品対策に非常に力を入れて、総合的に統合的

に模倣品対策をやりたいという事情があります。

これを実現するのが、例えば、地方地方で、地方政府が主催をし、例えば、北京市ですと、北京市の副市長が頭になって、不正商品タスクフォースと言いますか、不正商品に対する委員会というのを立ち上げている。その委員会の中に北京市の工商行政管理局、北京市の知的財産権局、北京市の版權局、北京市の技術監督局というものが属しているわけです。そこで初めて、その委員会という名の下でいろんな行政機関が集まって答えを出してくれるという可能性ができていくわけです。

しかし、ここから、また少し問題なのです。ここで、先ほど魏先生の言われた地方保護主義というものと交錯が生ずるわけなんです。

行政の縦割りというのは、そんなふうにならば各地方政府でもってタスクフォースを作ってくれという事で、その面では幾らか解消しているという事情にあります。ところが、そのような解消というプラスの面に対して、地方保護主義、地方の利益のためにというマイナスが少し機能しているという事情になるんだと私は理解しています。

実際にそういうタスクフォースのところ、私などは広東省で、あるいは先ほど言われた浙江省で少し経験を聞いておりますが、そういうところへ日本の企業が、「偽物が出ている。助けてくれ、捕まえてくれ。」ということをお願いに行きます。そうすると、地方のタスクフォースでは何をやるか。事務局としては技術監督局が多らしいのですが、そういうところを招集して、いろいろこういう話があるけれどもどうしようという話になる。どうしようという話になるときに、2つの観点でまず見ないといけない。

一番初め、「あそこは俺の偽物が出ている。しかも後ろにいっぱい権利を控えている。そういうことで退治しろ。」ということになったときに、一番初めに考えられるのは、模倣品が出た結果、それではその地方の市場経済秩序というものが混乱を生じているのかという立場でまず見られます。これが先ほどの法律の目的でありますから、その目的から考えて、そのような混乱が本当に生じているのかという立場で見られます。その権利を持っている会社の利益を保護するよりも先に、やはり中国の経済秩序とい

うものに混乱を生じているのか、整理整頓が必要なのかという立場です。

もう一つが、ここからが独特なのですが、地方保護主義と言われる類のものです。あれを退治したときに、我が地方の経済というものが衰退を招かないか、非常に悪い影響はないかという立場でも見られるようです。これが、先ほど言われた地方保護主義。特に担当官は地方公務員であり、政府からお金をもらっているのではないのです。その地方政府からお金をもらっているという、日本で言えば地方政府の公務員のようなものです。そういう人たちが機能するものですから、どうもその地方地方の利益というものがその中に顔を出してくるという事情にあります。

この二つなのですが、その二つの背景のもう一つ向こうにあるものというのは、やっぱり中国政府。去年でしたか、全人代で個人私有財産、個人の財産というものの保護を強化するという事で高らかに宣言されたにもかかわらず、やはり傾向としてはまだまだ私有財産の保護というものは真っ当の状態にはないのだろうと。私有財産の保護を訴える日本の企業、俺の偽物が出ている、退治してくれという企業の利益よりも、やっぱり市場秩序。市場の秩序の混乱を招いているか、俺のところの地方につき利益を損することはないのだろうなという立場で判断されるということになりがちなのです。

という事情でもって、模倣品対策、魏先生が言われた法律の目的であり、あるいは行政が極めてエンフォースメントに力を持ち、それから行政が縦割りになっているだろうということなのです。WTOに加盟して模倣品対策に力を入れなければならないというその地方でのタスクフォースの形成、というものと複雑に重なり合って、模倣品対策というものは今進行しつつあると私は理解しております。

実際に、上海などに6万人ぐらい日本の駐在員がいますが、その日本の駐在員の中にも随分知的財産に係わる方がおりまして、上海市でIPG—Intellectual Property Groupと言いますが、日本の会社だけで120ぐらいの会社がそういう組織を作り、アライアンスを組んで模倣品対策をやるんだということでも力を入れています。そういうところへ行っているいろいろお話を聞かしても、今のような雰囲気というのはやはり

窺われます。ということで、エンフォースメント、特に模倣品対策ということになったときには、魏先生からも御説明いただいた事情、そういうものも影響し、かなり交錯しながら進むこととなります。その辺りについてコメントさせていただいたということになります。

先ほど魏先生が言われました、今まで行政ばかりだったのが司法というものも力を持ち始めているというお話ですが、これは本当にそうであろうと実感できます。日本でも裁判所というものが知的財産の保護ということで、非常に今、司法改革というところで変革しつつあるのですが、中国は今すごいです。例えば、中国で知的財産事件といいますと、中級人民法院が第一審ということになります。その中級人民法院で実に44の知的財産に関する専門法廷があるのです。44です。日本の場合ですと、東京地裁で4つ、大阪地裁で2つ、全部で6つの専門廷、日本では専門部と呼ぶのですが、そういうものしかない—しかないというもおかしいですかね。6つであるのに対し、中国は44もの専門廷を持っていると。いかに知財に力を入れているかということだろうと思うのです。しかも、私も上海市と北京市しか知らないのですが、その中級人民法院の専門廷の裁判官の方とお話をしました。すごく勉強しておられます。どんな勉強かと言いますと、大抵はあの人たちが先進国と呼ぶ日本や欧米の判例や考え方というのを日常的に吸収しようということと勉強されて、いろいろ判決にそういう勉強の成果というものが如実に現れつつあります。

先ほど、魏先生の言われたホンダのオートバイ事件、あれなんかもそうなんです。従前の裁判所の考え方では、意匠の類似判断についても、やはり社会秩序、社会の経済秩序の維持という側面から見れば、おのずと類似判断は混同説によらなければならなかったのだらうと思うのです。混同説というのは、市場に置いたときにあのオートバイとこのオートバイを間違えて買うことがあるだろうかという事情です。これこそ市場秩序の混乱の極だと思うのですが、そういうものが発生するかどうかもって類似、非類似というのを判断していました。

ところが、魏先生のあの事件では違うのです。確か北京市の高級人民法院で覆ったあの判決では、創作説を採っているのです。

発明者が、実際に発明をした人、あの場合は創作なんです。創作をした人の努力の部分はどこにあったのか。創作部分はどこにあったのか。あの人の知的財産そのものの価値はどこにあるのかというところに判断基準を置いて、魏先生が言われた創作説という立場でもって、類似、非類似を判断したのです。今、やっぱり根底にある市場経済秩序の維持というところを離れて、そんなふう判断されている知的財産、個人の所有にかかわる私有財産としての知的財産を保護する立場で答えを出されているという素晴らしさがあります。

今日はお話になりませんでした。ヤマハ事件、ヤマハという商標が真似された事件があって、これは天津の高級人民法院で答えが出たのですが、それもそうです。その場合は、ヤマハが今まで築き上げた素晴らしい知的財産部分、グッドウィルということになるのですが、その部分にフリーライドすることは許さないぞと。市場秩序が混乱しているという事情ではなかったのです。そういうところにフリーライドするのは許さないぞという立場で、高級人民法院の答えが出ていました。

躍進中国、今、右肩上がりでもってどんどん大きくなっているそんな中国にとって社会経済秩序の維持というのは当然に必須のこととは思いますが、その上に知的財産特有の額に汗した成果物を保護してくれるのだという側面が少しずつ現れていると思います。

これから司法の場面でも、特に審理の期間が非常に短くなっているという事情も踏まえて、司法の場面もこれからは期待できるのかなと思います。ただ、現状としては、先ほどの魏先生のお話では、2003年度には中国の各地方の工商行政管理機関が合計で2万6,000件以上の商標侵害事件を摘発したということですが、これに対して、この間、北京市の中級人民法院の方から聞いた話では、2003年度の商標関係の訴訟件数は800件強だったということで、依然として行政が強いという事情であり、行政側にも今司法側がやっているような努力が期待されなければならないのかなそんな風な感じで聞いておりました。

あと幾つかありますが、今日、魏先生の言われた中で、反不正競争法、日本でいう不正競争防止法の話がありました。商品形態の保護。あれは、魏先生の言われたよ

うに、ぜひ商品形態の保護については、司法解釈でも結構ですので、法律的なレベルでもって全うしてほしいと思います。中国の反不正競争法では、包装や装飾であれば保護するとなっているのですが、商品そのものの形態は保護しない。商品そのものの形態ということと商品の包装というのはどう違うのか。コカ・コーラの瓶というのは、あれは包装なので保護するということですが、商品そのものの形態というのは保護しない。それはおかしいだろうと私は思います。そういう事情に照らせば、さらにTRIPS協定などの精神からいけば、当然保護してしかるべきであろうと思います。我々が力を貸すというのもさることながら、できれば司法解釈程度から始まって、最終的には国务院を通して法律になるというプロセスを歩んでほしいなと思います。

同じように商品形態の保護のうちで、特に模倣品対策で期待したいと思うのが、日本の不正競争防止法の第2条第1項第3号、あんなふうなものができないかということです。俺の新製品を3年間真似するなということです。そんなものができればなと思います。もともとイギリスのデザインアクトでしたか、あれなんかで実施品の模倣は禁ずると、そして、今もCD、コミュニティーデザインがそうですが、これも実施品の模倣を一定期間禁ずるんだということで運用されています。日本は、それを不正競争防止法の第2条第1項第3号という形で実現している。同じように、中国でも、できれば反不正競争法の中にこれを入れていただいて、何とかならないのかなと思いつつ聞いていました。

それから、今、中国で実際に模倣品対策をいろいろやっています。一番感じますが、魏先生には申し訳ないのですが、先ほど言われていたように、現在の中国は50年前の日本かなという場面があることです。それは何かというと、私自身は、模倣は自由だと、ただ、一定の、額に汗した部分が成果として現れたところについては、それはフリーライドまかりならんという程度の「模倣は自由」ということで考えています。しかし、中国でいろいろ模倣品対策をやってきて感じるのは、権利侵害が悪だ、他人の権利を侵害することは悪いことなんだという意識が、無形財産だからだとは思いますが、かなり低いのかなと思いました。やはり50年前の日本なのかな、ひょっと

すると30年前の日本もそうだったのかなと思うのですが、そこらのところを、中国としては組織としていろんなところで解決しなければならないのでしょうか、特に教育、啓蒙というところで力を入れてほしいなというのが実感でありました。我々もそうだったと思うのです。日本もそういうものの環境、教育、啓蒙という環境が整って初めて、我々が他人の権利を侵害するというのはよくないんだ、模倣品を作るというのはよくないんだという考え方を持つにまで至ったのではないのかなという感じでした。

最後になりますが、先ほどの知的財産戦略大綱、知的財産基本法というものに基づいて、今そんなふうな運営をされていますが、とりあえず日本は知財立国であるということを高らかに宣言しています。小泉さんにしてはあれだけが成果なのかなと。ごめんなさい、これは私の個人的な…。そういう事情でもって、知的財産戦略大綱を出したこと自体は非常に素晴らしいのかなと思うのです。別に、中国に製造立国という立場を奪われたからということではないにしても、やっぱりプロ・パテント政策というものへ向かおうという事情があることには違いないとは思っています。

ここで、日本として考えたいのは、知的財産立国を同じように目指して、1985年にジョン・ヤングの行ったヤングレポートのプロ・パテント政策、あれを日本にそのまま持ち込んだら大変なことになると私は思うのです。あの知的財産立国、産業競争力を強化するんだということで出たヤングレポートに基づくレーガノミックス、あれの結果何があったか。非常な紛争大国という、知財に関する紛争大国のようなことになって、日本もジャパン・バッシングという名の下で非常な迷惑を被ったのです。中国にそういう事情を持ち込んではいけないうると思うのです。アメリカが歩んできたプロ・パテント政策とはまた違う、やはり先ほど魏先生が言われた中国と日本が共生する、あるいは昔教えてもらった先生である中国に向かって、先生が萎縮するような印象を与えないような我々のプロ・パテント政策、あるいは知的財産立国というものの政策を進めていかなければならないだろうなと思います。日本独自のプロ・パテント政策、アジアの端っこにあってアジア全体に物を言う、そういう知財立国であ

ってほしいなと今日の話聞いて思っていました。

というところで、非常に大ざっぱではありますが、コメントとさせていただきます。ありがとうございました。

第3部

質 疑 応 答

○司会（伊藤） それでは、第3部に入ります。会場の皆様からの質疑応答を始めさせていただきますと思います。質問のございます方は、挙手をお願いいたします。

○会場 ただ今、魏先生からは、日本人よりも日本の知財制度に詳しい御経験に裏付けられたお話を伺いまして、本当に感動しました。ありがとうございました。

幾つか、細かいことになろうかと思うんですけども、中国の制度を実感してないものですからお聞きしたいんですが、一つは中国の紛争処理機関について、事件を訴える先を間違ったらいけないというお話が出ていたわけですが、例えば知的財産権局であるとか、著作権局であるとか、いろんな機関があるわけですが、ある商品模倣行為、形態の模倣行為なりデザインの模倣があったときには、当然、著作権法違反の部分があり、商標権違反の部分があり、意匠法違反の部分がある。つまり、一つの侵害行為の中に請求権が競合するという場面があるわけですが、そういうときには、例えば一番パワーを持っていそうなところはここだとか、あるいはそれぞれのところにみんな持っていった方がいいよとか、その辺のノウハウみたいなのがあればアドバイスしていただけたらというのが一点です。

それから、エンフォースメントの関係で、日本で言ういわゆる仮処分、中国の提訴前の差止裁定、あの制度は48時間以内に裁定されるというふうになっていて、極めて短いわけです。そうすると、申し立てる側はいいわけですが、受け手側、相手方さんの反論権みたいなチャンスは、実務的には何かの形で確保されているのだろうか。中国では、保証金か何かの問題で、あまり現実には利用されていないところがあるやに聞いておりますが、日本では仮処分は知財事件では結構利用されていますので、中国の制度の現実の運用みたいな部分をコメントしていただけたらありがたいと思い

ます。

それから、先ほどからホンダの事件のことについて度々川瀬先生を含めてコメントいただいているわけですが、その中で混同説から創作説へ移行していつているんじゃないかというお話がありましたが、日本でも、例えば特許庁の審査実務と裁判所の考え方がかなり明確に違う。かつ、裁判所の考え方が、非常にラフに言えば大阪と東京は違うんじゃないかとか、なかなか統一しないわけです。平成10年（1998年）、意匠法の改正のときに、何かもう少し法律の中に解決指針を入れるべきじゃないかと私はどこかで叫んだことがあるのです。今、新しい制度を中国でいろいろお作りの中で、そういう根本的な法解釈に係わるような指針を、どちらの立場がいいのかどうか分かりませんが、法律の中に入れて、あるいは司法解釈という形で提示されていくような可能性、それが中国ではあるのかなということについてコメントしていただけたらありがたいと思います。

最後に、法律論ではないのですが、魏先生は、今後、人材の育成に取り組みたいと言われておられましたけれども、聞き及ぶところによりますと、中国では今日、年間物凄い数の司法試験の合格者を出し、それから弁理士さんも出しているということで、やっぱりプロ・パテントを目指したり、あるいは司法制度の充実を超高速度でなさっておられるのではないと思うんです。これは日本でも同じ問題に入ってくるのですが、試験に通った人を実務家として育成するためには、例えば、単純な話、特許事務所であるとか法律事務所の受入れ問題があるわけです。それから、未成熟な実務家を現実には誰がどう育てるのかという問題があります。人材を育てる側の人数が多くないところに膨大な予備軍が入って来ます。それについて、現実には中国ではどのようにされているのか。よく、アメリカやドイツでは、弁護士になってからタクシーの運転手になるという話が出たりしているのですが、中国でどのような運営・改革がなされているのか、そこら辺についても御存じでしたらアドバイスしていただけたらと思います。

○魏 それでは、ただ今提起されました幾つかの点について、私が知っている範囲内で説明したいと思います。

まず第一に、著作権も侵害されているし、商標も侵害されているし、特許も侵害され

ている。このような多種類の侵害があった場合には、中国の実務においては、行政機関を利用する場合には、どうしても別々にやらなければならない。このような多種類の知的財産権の侵害があるような場合は、むしろ裁判所に行った方が、幾種類について同時に訴えることが可能なのです。現実的にも、私が扱った事件でも、商標権の侵害でしかも不正競争行為があった場合に裁判所へ提訴したのがあります。要するに、裁判所に訴えた方が効果的に抑えられますと私は提案したいと思います。

二番目としまして、仮処分についてですが、確かに中国の最高裁においては、ますます解釈が厳しくなっているようです。その背景としましては、中国では今のところ、意図的に、故意的に侵害するケースが多いということがあります。48時間という制限を設けた理由はそこにあります。もしも相手側に知らせて反論を待つようにしますと、相手側が逃げてしまうおそれもあります。

現時点では、相手側の反論があっても裁判所は仮処分を認めてくれます。しかしながら、現時点では仮処分を認めた事例は非常に少ないです。というのは、もしも明らかに侵害でしかも証拠を持っていけば、本訴で争いをした方がよいのではないかと裁判所が考えるからです。仮処分というと、緊急性があるかどうか、もしなかったならば後で補うことができない損害が発生するおそれがあるかがポイントになりますが、裁判所はこの点の認定については、非常に厳しいです。

三番目としまして、意匠については、今私が申し上げたように、混同説から創作説へと移行しつつありますけれども、これはあくまでも審査基準のことで、特許法の中にはそういう条文はないです。現時点で、その動きはまだ完成していないということで、最高裁は、現時点で司法解釈を出したら混乱が起きるのではないかという心配があるようです。ですから、例えば侵害事件がたくさんあって、しかも特許庁の審査官の判断基準が完全に改正されていけば、その時点で最高裁が新しい司法解釈を出す可能性はあります。現時点では、どちらかという時期尚早だと思いますので、もう少々待ってただけですしょうか。

四番目は、中国の人材育成についてです。知的財産という分野は成長分野です。人材

は足りないです。政府が人材を育成していないというわけではなくて、20年前に急に知的財産という分野がスタートしたところで、鄧小平先生が急に復活して、急に国の政策が変わったわけですが、したがって、その当時について申し上げれば、人材はいなかったのです。私は最初のころの人間なのです。特許法が発足したその当時に私はどれだけ知的財産の法律の知識を身に付けていたかという、全然なかったのですよ。小野昌延先生の本を読んで、その知識を皆に教えてやりました。

申し上げたら失礼になるかもしれませんが、今の日本の弁理士の試験で、前は70人の合格者だったのに、今は600人も出しているようです。その品質、レベルは必ずしも前の、例えば川瀬先生の時代の合格者の方に匹敵できないかもしれません。中国でも、今のところ、例えば、特許弁理士の試験というのは厳しい方です。司法試験も厳しいです。やっぱり品質を保証させる意味で厳しく把握しています。しかしながら、政府は人材を育成していないということではなくて、例えば、特許庁の主催で各主管官庁の力を利用して、知的財産人材育成センターを設けています。中国の文部省にも認められています。その学校を出ましたら大学の卒業の資格を与えます。現役の裁判官とか審査官とかあるいは弁理士とかも、そこで育成を受けています。

各裁判所、各大学、あるいは各弁理士事務所は、独自で人材を育成している部分が非常に多いです。例えば、最高裁は、最高裁だけではないですけども、北京大学と提携しまして、裁判官の研修コース、中級コースと高級コースを設けています。例えば、審査官補から審査官に昇級するためには、必ずそこでの研修を受けなければならないということになっています。各事務所は人材育成に力を入れています。

ただ一つ、私が不満を持っているのは、特許庁が作り出した知的財産の大学は、国際代理権をもらった弁理士事務所から予算を集めているということです。これには、みんな不満を持っています。切りがないです。もう10数年、莫大な金額を集めています。

とにかく現在のところ、中国では知的財産関係の優秀な人材は足りない。優秀でない人材はいっぱいいます。人材は作物とは違います。トウモロコシを作るのであれば、

3か月もあれば実ります。しかし、人材については、どうしても1年、2年、5年、10年も努力しないと育成できないです。

もう一つ補足いたしますと、知的財産戦略大綱ですけども、私は川瀬先生に感謝しています。私が申し上げたい意味は、日本に対して批判するというものではありません。もっと正直に申し上げますと、戦略大綱を読んでみますと、その中には赤裸々にこのような文言が載っているのですよ。日本は、アメリカがそうやっていると同様もそうやると。アメリカに倣ってそうすると。そういう文句がどこにも見られます。私が申し上げたい意味は、1980年代のレーガン大統領の当時のアメリカにはアメリカの事情があったわけです。日本の事情と違うのです。それなのにアメリカと同じように知的財産戦略大綱を推進することで成功するかどうかは私は心配なのです。私が申し上げたい意味は、むしろ日本の知的財産戦略大綱はアメリカと違って、アジア諸国を中心として戦略大綱を考えた方が、より日本の事情に合っているのではないかと思うのです。

日本はアジア諸国と仲良くしなければ、日本の繁栄につながることはありません。産業の次の段階につながらない。もし、アジア諸国と対立状態に入ってしまったら危ないと私は考えているわけです。アジア諸国と仲良くしながら、アジアの諸国のために、人材育成のところにも手を貸して、模倣品の発生原因、それからアジア諸国の知的財産の体制などについて援助しまして、そうしましたら日本の利益にもなると私は思います。

ですから、少なくともアジアの部分について、知的財産戦略における中国の関係、アジア諸国との関係について、もしもこういう方向へ持っていきましたら、知的財産戦略大綱は大いに成功する可能性があるのではないかという気がしているのです。

以上です。

- 司会 (伊藤) ありがとうございます。他に御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。
- 会場 私も中国とは非常に古いお付き合いをさせていただいてまして、中国の弁理士の第1期生の方々と一緒にワシントンで勉強したりして、そのとき以来、ずっと中国とは20年近く付き合わせていただいているのですが、その中で最近、もう発表さ

れましたけれども、IBMのパソコンの部門が联想グループに移ったりということで、このごろは中国の方もかなりIT大国化してきていると思うのです。そのような流れの中で、特許に関してそこらのIT関係の発明を保護するといった観点については、特許法にも中国の審査指南にもいまだはつきりしてなかったのです。

その件につきまして、実は私が日本弁理士会のソフトウェア委員会の調査団の代表として、中国に昨年訪問しました。その中で、北京大学の知財の先生方及び中国の弁理士会の方々、それと知的財産権局のそういった部門の専門の方々といろいろ意見交換をしまして。その中で、昨年の12月の時点では、やはり、かなりその部門の方はよく勉強されていまして、アメリカへの調査団も派遣し、ヨーロッパ関係のそういった審決及び判決の情報や日本の判決をかなりよく勉強されていまして。昨年の12月の段階で、そういう審査指南の改定、あるいは法改正をするという案がほぼまとまっているという状況がそのときに把握できました。

ところが、いまだそこらの審査指南の改定及び特許法の改正がなされていない状況なのです。実際、我々の方もそういったビジネス関連、コンピュータソフトウェア関連の発明を大分中国の方に出願していますので、そこらを審査していただかないといけないのですが、昨年までの段階では、新しい審査指南を出した段階で審査するというので、それまではちょっと審査が難しいねということで、大分置いてあったという事情があるのです。去年の段階でほぼまとまっていたかなと思っていたのですが、まだ出ていないので、そういったことに関して、コンピュータープログラム関係、ビジネス関係、そこらの審査指南の改定について、何か最新情報がお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

- 魏 審査指南は、これは中国語ですが、日本で言えば特許出願審査基準ということになります。その中には、例えば、各分野の特許出願について、どうやって、どういう基準で審査するかという一切の情報がその基準に載っています。

ITについては、私が知っているところでは、改正するというのは多分難しい状況にあります。率直に言うと、特許庁の審査官は、今まで大学とかあるいは他の研究所

で仕事をしていまして、その時点の先端技術は把握していますが、現時点の先端技術は必ずしも把握できない、把握していないという状態にあります。一方、IT関係の出願が非常に大量に増えているのは事実です。特許庁はそれに合わせるために、電気関係、IT関係、通信関係という審査官を大量に増やしています。私が知っているところでは、毎年大体100人ないし200人の審査官を増やしまして、3年間で500人まで増やしようとの計画です。そうしますと、審査期間の短縮につながると思います。その中でも電気関係、通信関係の審査官を一番多く増やしています。しかし、先ほど申し上げましたように、審査官は神様ではありませんから、先端技術についてはすべて分かるとは限りませんので、その都度審査官に対して技術の説明会を開催した方が、審査官の理解につながるのではないかと思います。

いずれは改正すると思いますが、いつ改正するかはちょっと分かりません。

○司会（伊藤） ありがとうございます。

まだまだ御質問もあろうかと思いますが、残念ながらそろそろ時間のほうが参ってしまったようであります。

それでは、以上をもちましてこの講演会を終了させていただきます。

本日は、参加者の皆様、長時間の御清聴と熱心な御討論を、どうもありがとうございました。

「日中知的財産法制度の比較と展望」

中国弁護士・弁理士 魏 啓学

一 問題提起の背景

1 中日両国知財関係の現状

全体から申し上げますと、中日両国の知的財産関係はうまく行っています。特に、2000年以降、中国の知財法律の改正が成立してから、両国の法制度には、異なるところが残っているものの、共通点がさらに増えたことは事実であります。法改正や模倣品対策の強化により、中国で設立された合弁会社、独資会社や技術移転の件数が着実に増え続けていることに伴って、中国への特許出願と商標登録出願は大幅に増えております。

この点については、下記の諸表をご参照願います。

表1 2003年度中国特許出願件数の統計

表2 2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い外国企業（上位10社）

表3 2003年度に中国へ特許を出願した件数の多い国（上位10国）

表4 特許出願歴年統計（1997年～2003年）

表5 商標登録出願歴年統計（1979年～2003年）

表6 2003年度まで中国で商標登録を受けた件数の多い国（上位10国）

中日両国の弁理士や弁護士及び企業の知財担当者は、長年交流を続けており、両国の特許庁長官も、両国制度の違いから生じた諸問題や模倣対策について定期的に意見を交換しております。

現在まで中国へ進出した日本企業はますます増えており、中国で設立された合弁会社や独資会社は2万社あるといわれています。これらの会社は、中国の経済の発展に対しても、日本の経済発展に対しても、ますます大きな役割を果たしており、中日両国は「共生」の関係で結ばれております。

2 中国の模倣品対策

中国では、他社、特に外国会社の製造品を模倣する事件が多発していることは事実です。これは外国の会社に損害を与えており、中国の会社、中国の消費者にも損害を与えており、また、中国産業の発展にマイナスを与えております。一説では、中国政府は模倣品の製造、販売を容認しており、模倣品の輸出を奨

励しているともいわれています。しかし、これは真実ではありません。

実際には、中国政府は、80年代からかなり模倣品の摘発、知的財産権の保護に力を入れて来ました。例えば、中国商標局の発表では、2003年度、中国各地方の工商行政管理機関は、合計で26,488件の商標権侵害事件を摘発し、侵害者に2,42億元の罰金を科し、刑事事件として52人を裁判所に移管しました。各地方の特許管理機関は、2003年度に1,517件の特許紛争事件を受理し、特許を偽った事件を1,873件摘発し、他人の特許を盗用した事件を164件摘発しました。11月初旬に日本を訪問した中国最高裁判所の知的財産裁判廷廷長の蒋志培裁判官の発表によれば、中国各地方の裁判所が2003年度に一番と二審の事件として受理した知的財産関係の事件は9,271件、そのうち、特許関係事件は2,110件、著作権関係事件は2,453件、植物新品種関係事件は100件ありました。国際事件は、全体の約3%弱、約270件、そのうち、日本関係の事件は94件、香港関係の事件は58件、台湾関係の事件は42件ありました。2003年度に、刑事罰を受けた人は551人、懲役5年は12人、5年以下は253人、拘役等の刑罰を受けた人は325人おります。

3 日本の知的財産戦略への中国国民の理解

率直に申し上げますと、日本が知的財産戦略を制定したこと及び知的財産戦略の内容については、中国では、思うほど知られていません。主管各機関及びごく一部分の企業は知っています。しかし、知っている内容は限られていて、日本は80年代のアメリカにならって「知財立国」とのスローガンを出し、知財戦略をもって日本経済の活性化を図り、知財戦略の名目で中国の輸出を止めさせようとしているというイメージです。

日本の事情に詳しい人々の間では、日本国内においては知財戦略は日本の産業に変化をもたらすかもしれませんが、国際部分においては必ずしも思うほどうまく行かない、特に中国との関係においては日本の今までの姿勢はうまく行くはずがなく、逆に、中国と対決する関係に導くおそれがあるといわれています。そうなりますと、中国という巨大な市場を失わせることにつながるリスクを伴いますので、日本にとっては大変危ないと評論されています。

知日派としての意見は、対中国の部分は修正すべきだと考えています。現時点においても、事実上修正されているのではないかというイメージを受けています。

二 中国知財制度の歩み

- 1 1949年～1979年 計画経済時代
- 2 1980年～2000年 市場経済へ移行する時代
- 3 2001年～現在 市場経済時代

4 提言

1980年代から計算しますと、中国が国際開放を始め、計画経済をやめて市場経済へ移行してから、わずか20数年しか継っていません。しかも、人口も多すぎて、中部地方と西部地方の経済は、思うところより遥かに立ち遅れています。国民に少し余裕ができた地方は、沿海地方や北京と上海といった大都会に限られています。本当にお金持ちになった人はごくわずかで、人口の1%にも達していません。このため、今の日本の経済発展段階の基準で今の経済発展段階にある中国に要求をしたら、うまく行くはずがないので、むしろ、中国と絶えず交流しながら徐々に影響を与えて、共通した理念を生じさせるため協力していただいた方が、両国の利益になると確信します。

三 知財法の位置付け及び変化

1 1949年～1978年

「知的財産」という言い方がなく、知的財産を財産とする考え方がありませんでした。「商標管理条例」はありましたが、主に行政管理の観点から制定したものです。

2 1978年～1992年

この段階に中国では経済立法が活発化していたため、知財法律を経済法の一部として位置付けました。このために、知財関係の訴訟事件は各裁判所の経済裁判廷で扱われていました。

3 1993年～2001年

知財関係の事件が多発し、法改正も行われ、国内産業はある程度基盤ができている、アメリカ等諸国からのプレッシャーがあったため、知的財産が重要視され、一部分の裁判所に知的財産裁判廷が設立されました。

この段階では、「知的財産法律」は独立した体系として形成されつつあるとのイメージがあり、一部分の大学で知的財産の授業が設けられています。

4 2001年～現在

長年の模索を経て、昔から受けてきた大陸法の影響により、基本的にはやはり民法の考え方で知財法律を考える出発点に戻ってきました。このため、最高裁判所及び一部分の下級裁判所は、せつかく設立された「知的財産裁判廷」を「民事第三廷」に改名しました。

5 提言

中国の知財法律を考察するときには、中国の知財法律は独立した系統になっていないため、やはり民法の考え方で中国の知財法律を考えた方がよいと思います。

四 法の目的

1 特許法

特許法第1条によれば、発明創造の特許権を保護し、これをもって、発明創造の研究と開発を奨励し、発明創造の産業化を図り、最終目的は、経済の発展を図るということが特許法の目的となります。

2 商標法

商標法第1条によれば、商標への管理がまず強調され、その次に商標権の保護が挙げられ、その目的は、商品又はサービスの品質を保証させるところにあり、さらに、これをもって、消費者の利益を守るというところに重点を置き、最終目的は経済の発展を図るということです。

3 不正競争防止法

不正競争防止法第1条によれば、経済秩序の維持が最重点に置かれ、そのために不正競争行為を止めさせ、その目的は消費者の利益を守るというところにあります。

4 行政公務員の役人意識

昔から、中国では科挙制度が約2千年続いてきました。参加者は、科挙に受かりますと直ちに役人になり、人民を支配する地位に置かれました。このため、中国の公務員は、役人意識が強かったといえます。特に、新生中国が誕生して以来、中国では、長年、裁判所よりも行政機関の役割が強調され、数十年にわたって行政機関はすべての面で主導的地位にありました。このため、現在でも、中国の公務員は、ごくわずかの人を除き、必ずしも、自分は国民の税金で飯を食べていて、十分に国民のためにサービスを提供し、国民の利益のために尽力しなければならないとは考えていません。このような考え方で、各地方では、公務員（特に課長クラス以上の役人）が農民や市民をいじめる事件が多発しています。

このような役人意識は、上記の各法律の目的からも伺えます。

5 提言

日本特許庁は、アメリカ特許庁にならい、出願人、権利者のためにサービスを提供すべきである、というように認識が大きく変わってきて、そのような認識が浸透しつつあるとのイメージを受けています。

中国の各主管官庁では、徐々に変わっているものの、基本的には変わっていないと思われます。

このようなことから、中国の法改正を促し、特に知財保護の強化と改善を促進するためには、裁判所だけとの交流では十分ではありません。必ず各主管官庁と十分に交流しなければなりませんので、気をつけていただきたいと思います。

五 法律の構成

中日両国の知財法律を比較しますと、以下のような幾つかの相違が見られます。

1 法条文

日本の特許法や商標法の条文数は多く、特許法が二百数十か条、商標法が百数十か条あり、細かい点についても定めています。しかし、中国では、法条文数が少ないです。特許法はわずか69か条、商標法は64か条しかありません。

2 施行細則

日本の各法律の施行細則の条文数は少ないです。特許法や商標法の施行細則は数十か条しかありません。しかし、中国の各法の施行細則の条文数は多いです。例えば、商標法施行細則は59か条、特許法施行細則は122か条あります。

本来法で定めるべき事項は、施行細則において定めております。法改正後によりかなり改善されましたが、特徴として、依然、残っています。

3 司法解釈

日本の最高裁判所は、法条文の解釈を今までに出していませんが、中国の最高裁判所は、法条文の明確でない問題について解釈をしたり、法律では定めていない問題について法の補足をしたり、地方裁判所から上がってきた問題について通達又は回答という形で、いわゆる司法解釈を数多く出しております。

これらの司法解釈は中国の各法律の一構成部分になっているため、各裁判所の裁判官は事件の審理に当たって直接に法的根拠として引用し、適用することができます。これは、中国の法律制度の一大特徴となっています。

例えば、裁判所の管轄範囲、提訴の主体、仮処分、証拠保全、損害賠償金額の計算、時効、侵害の判断などについて、最高裁判所は司法解釈をしております。

4 判例

日本は「判例の国」と言われています。つまり、後の訴訟事件は前の判例に従うということになります。中国では、前に言い渡した判決はその後の判決の参考にはなりますが、これに従わなければならないということにはなりません。また、最高裁の判例は、下級裁判所に対して指導的意義を持つこととなりますが、絶対に従わなければならないという関係でもありません。

5 提言

中国の法制度を考察し、又は裁判や行政庁による摘発を提起する際には、中国の今までの判例よりは最高裁が発行した司法解釈や通達又は回答を法的根拠とし、また行政主管機関が発行した通達等を参考とするという法的ステップを進め、十分に両国の法制度の違いに注意していただきたいと存じます。

六 行政主管機関

1 主管機関の管轄

日本で知的財産関係の行政主管機関といったら、まず特許庁です。模倣品の取り締まりは警察庁になります。しかし、中国の事情について同じように考えましたら間違いです。

中国では、知的財産権は、その種類により、各行政主管機関に分轄されています。例えば、中国知的財産機関は、実際には特許庁であり、発明、実用新案、意匠の出願の受理、審査、審判等を担当しております。

中国商標局は国家工商行政管理総局の一部門として、商標登録出願の受理、審査等を担当し、商標審判は中国で国家工商行政管理総局の一部門として商標審判委員会が担当しています。

不正競争は、同商工行政管理総局の管轄になります。

著作権は、中国著作権局の管轄になります。

2 分轄によりもたらされた問題

上記のような分轄により、下記のような問題が生じています。

- ① 各法律における共通問題についての定めが必ずしも一致していない。一部分の用語も統一されていない。
- ② 模倣品対策で全国で統一した指導を行うために、別にこれらの主管機関の上に指導機構を設けなければならない。
- ③ 国際会議への参加について、協調作業を行わなければならない。
- ④ 各法律の改正をまとめることが難しく、別々に改正作業を進めなければならない。

3 主管機関の統合と統一知財法典の立法

80年代の後半に、各主管機関を統合させて内閣の一部門として「知的財産部」（日本語でいえば「知的財産省」）を発足させるべきだとの声が強くなり、これを受けて、内閣では統合作業を進めてみましたが、互いに譲り合いもせず、各地方の出先機関を全部統合させるために困難が多かったため、成功に至りませんでした。

90年代の中頃には、一部分の学者が統一した知的財産法典を作るべきだと呼びかけましたが、同様に成功に至りませんでした。

現状では、中国の知的財産分野では、縦割りのつながりが強く、横断的なつながりが弱いのです。

4 提言

上記の事情により、中国全体の知的財産の状況を掌握し、中国の法改正を促進し、特に中国で模倣対策を実施する際には、下記の各主管機関へ提起し、各主管機関とおつきあいをしながら、絶えず主管機関の統合を促進した方がよいと思います。

七 紛争解決ルート

1 特許侵害事件

特許侵害事件が発生した場合には、現行法によれば、中国知的財産権局へ提起すべきではなく、各地方に設けられた94の特許管理機関（一部分の地方では「知的財産管理局」と改名されている。）に訴えを提出しなければなりません。

これらの機関は、調査した上、侵害となるか否かを認定することができ、侵害行為を差し止めることができますが、相手の当事者がその処理決定に不服があれば、裁判所へ提訴することができます。また、相手の当事者が期間を経過しても特許管理機関の処理決定を執行しなかった場合には、特許主管機関は裁判所に強制執行を求めることができます。

2 商標侵害事件

各地方の工商行政管理機関に摘発を請求することができます。現在、95%以上の商標侵害事件はこのような機関に提起され、侵害行為を効果的に抑えています。もちろん、主管機関の処理決定に不服があれば、裁判所へ提訴することができます。

3 不正競争事件

基本的には、上記の1、2と同じく、裁判所ルートと行政機関ルートがあります。行政主管機関として、国家工商行政管理総局の下に各地方において「公平交易局」（公正取引委員会に相当する。）が設けられ、その地方の不正競争事件の取り締まりを担当しております。

もちろん、直接に裁判所へ提訴することもできます。

4 著作権事件

裁判所の他に、行政主管機関として、各地方の著作権（中国では、「版權」と言う地方もある。）管理局へ提起することもできます。

5 WTO加盟によりもたらされた変化

前記のごとく、今までは、中国では行政主管機関はすべての面で主導的地位にありました。しかし、鄧小平の時代、特にWTOに加盟してから、状況は徐々にではありますが変わりつつあります。つまり、行政主管機関の役割は段々に弱まり、その代わり、裁判所の役割はだんだん強く、大きくなっております。

一方、裁判所は絶えず改革を行い、制度の客観化を図り、専門裁判廷を発足し、裁判官の育成や裁判レベルのアップに力を入れるなどの努力を続けている中、裁判所へ提訴された事件が増えております。

現状では、裁判所ルートと行政ルートの比率は、特許事件は半々、商標事件は、主管機関は95%、裁判所は5%、不正競争は約半々、著作権事件は、大半は裁判所、一部は行政機関へ提起されています。

6 仲裁・調停

上記の訴訟ルート、行政ルートの他に、中国では、仲裁方式、調停方式も利

用されております。侵害事件については仲裁方式はほとんど利用されていませんが、合弁事件、ライセンス契約、権利の譲渡などについては、仲裁にかけられています。

最近、中国では、調停方式の利用が強調されています。中国は既に20か国又は地域と調停方式の利用に関する取り決めを結び、中国と諸外国の企業に推薦しております。

現在、中国には180ぐらいの仲裁機関が設けられており、商事関係の紛争の解決の面で大きな役割を果たしております。

7 提言

中国で模倣対策を講じる際には、差し止めをメイン目的とすれば、行政主管機関を利用した方がよいでしょう。もし、差し止めだけでなく、損害賠償を中心として考えれば、最初から裁判所へ提訴した方が良いでしょう。

要するに、上記の各種類のルートの中からどちらかを利用するかについては、各ルートのメリットとデメリットを把握した上で決めていただいた方がよいと思います。

八 水際措置

知的財産権への保護を強化し、投資環境をさらに整備するために、中国は早くも1995年に「知的財産税関保護条例」を制定、実施しました。

この条例によれば、中国で成立した特許権、商標権などについて税関本部で登録をしますと、税関本部がオンラインで全国各地方に設けられた税関に知らせます。そして、模倣品が税関を出入りしますと、その税関が権利者と輸出入業者に通知します。もし、当事者間でそれは模倣品であることについて意見の相違がなければ、税関は、それは侵害品として、その通関を認めません。また、当事者間で意見の相違がある場合には、当事者が政府主管機関又は裁判所に訴え、結論が出されれば、税関がその結論により通関をさせるべきか否かを決めます。

知的財産権が税関本部で登録を受けてから7年以内は、各税関が責任をもってその権利にかかわる模倣品の出入りをチェックしてくれます。もちろん、申請すれば、この期間を延長させることができます。

あらかじめ税関本部で知的財産権の登録を受けなくとも、税関における保護を受けられますが、やはり、あらかじめ登録していた方が、より権利者に有利になります。

もし、当事者間で意見の相違が生じ、権利者がどうしてもその貨物を抑えたい場合、その貨物の価値に相当する担保金を寄託しなければなりません。

逆に、輸出入業者がどうしても通関させたい場合、その貨物の価値の2倍に相当する担保金を寄託しなければなりません。

それが侵害品であると判明した場合、税関はその貨物を没収してからそれを廃棄するか、又は公益のため競売するか、又はそれを処分します。

もちろん、税関の処分決定に不服があれば、裁判所に訴えることができます。

日本の税関では、輸入貨物のチェックに力を入れてはいますが、外国へ輸出する貨物に対してはあまりチェックしていません。これに対して、中国の税関は、輸入と輸出に対して全部チェックしております。

輸出にかかわる貨物は外国企業の知的財産権を侵害したものが多いのではないかとの説がありますが、実際には反対です。輸出にかかわる貨物の9割以上は、中国企業の知的財産権を侵害したものです。

実際には、税関で発生した事件については、商標権、意匠権、著作権を侵害したケースが多く（約8割）、特許権を侵害したケースは少ないです。これは、特許にかかわる製品は水際で判断することが難しいということと関係があると思います。商標権の侵害は判断しやすいです。

現在、税関本部で登録されている件数は、約3,000件です。

九 特許制度の構成

1 立法と審査制度

日本は、発明、実用新案、意匠について別々に立法し、別々に審査をしていますが、この点で中国と違うため、注意していただきたいです。

中国では、上記の三種類の客体の権利を全部特許とありますが、発明の特許出願については審査制度を実施し、実用新案と意匠については、無審査制度を採っています。しかし、法律は同一の法律です。

2 裁判所への提訴

実用新案と意匠は無審査制度を採っているとはいえ、審決に対しては提訴することが認められないということではなく、法改正により裁判所へ提訴することが可能になったため、審決の通達を受けた場合、ぜひこの点にも注意していただきたいと思います。

3 提言

同じく特許といっても、内容的にも種類のにも権利の確実性が違うところに注意していただき、特に、中国では特許出願が大幅に増えており、審査が追いつかないという点を考慮に入れた上、できるだけ早めに中国へ出願を提出し、確実な権利を確保することが、中国への進出のためのより有利な要件を作ることにつながると思います。

十 損害賠償

1 前言

損害賠償に関する法条文については、日本は平成10年に改正を施しました。

改正により、損害賠償の金額の計算方法、金額を計算する基準、権利者の実際の製造販売能力などについてより合理的になり、より権利者に有利になっていますが、基本的には、やはり「穴を埋める主義」（補填主義）に支配されており、三倍賠償には至っておりません。その理屈は、損害賠償は民事上のことであり、罰、つまり懲罰を与えることは刑事上のことであるというものであり、当面、侵害者に懲罰的な損害賠償を命じることができないでいます。

中国は、これまで、権利者が請求する損害賠償については「補填主義」を取ってきました。しかし、アメリカの三倍賠償の考え方の影響を受けているかもしれませんが、知的財産権への保護が強調・強化される中で、損害賠償についての考え方が徐々に変わっていると思われます。つまり、「補填主義」の束縛を突破し、侵害者（特に悪質な侵害者）に懲罰的な損害賠償を命じてよいとの方向へ変わりつつあります。

その理屈は、下記のとおり挙げられています。

- ① 懲罰的な損害賠償を与えれば、効果的に侵害行為を制止することができ、今後発生し得るその他の侵害者に対する警告になり、侵害事件の減少につながり、権利への保護の強化につながる。
- ② ライセンスが成立した場合、ライセンサーとライセンシーが苦労して交渉を重ね、高額のコストをかけて、ようやく契約締結に至るのに対して、侵害者が何の苦労もしないで、安いコストで簡単に模倣し、それが発覚したとしても、ロイヤリティー程度の損害を賠償するだけで済んでしまうことは合理的でなく、これは実際には侵害行為を奨励する結果につながる。

2 計算方式

日本とほぼ同様で、つまり、侵害者の不法所得又は権利者の受けた損害、あるいはロイヤリティーを基準として計算することができます。

3 司法解釈

商標法、特許法の改正後に、最高裁判所は損害賠償金額の計算について下記のような解釈をしています。要点は下記のとおりです。

- ① 基本的には、上記の三方式のいずれかにより計算する。
- ② 侵害者の侵害品の利益率が不明な場合には、権利者の権利品の利益率で計算することができる。
- ③ 権利品の減少数量が不明な場合には、侵害品販売数量で計算することができる。
- ④ 損害賠償には、合理的な弁護士報酬及び権利者がその事件のために支払った合理的実費を入れることができる。
- ⑤ 悪質な侵害行為の場合、ロイヤリティーの二倍又は三倍に相当する金額を損害賠償の金額とすることができる。
- ⑥ 上記の三方式で計算が難しい場合、侵害が悪質なものであるか否かを勘案

して、5000元以上、最高50万元（650万円に相当する。）までの賠償を命じることができる。

4 提言

- ① 正しく損害賠償を請求するためには、日頃から侵害の証拠、計算の証拠や資料等を集め、侵害者に関する資料、特に悪質な侵害行為であるか否かに関する資料等を集めることをお勧めします。
- ② 日本は「プロ・パテント」のスローガンを打ち出し、「知的財産による立国」を目指して知的財産戦略を実施しておりますが、損害賠償に関する法条文は、どうもプロ・パテント政策や知的財産戦略に合っていないと思います。やはり、アメリカにならって、三倍賠償ではなくとも、もう一步前進し、懲罰的損害賠償の支払いを命じ、さらに特許権者に有利な方向に改正することを提案申し上げます。

十一 優先審査制度

中国特許法には優先審査に関する条文が置かれていません。「審査ガイドライン」には、国の経済の発展に重要な意義を持つ発明の特許出願は優先審査してよいという内容しか書かれていません。実務では、政府主管官庁から重要な意義を持つことに関する証明書を発行してもらって、特許庁へ持参して手続きをすれば、優先審査は可能になります。しかし、実際には、国内の発明に対しては数件優先審査を実施しておりますが、外国の発明はほとんどこのような特典はもらえません。

この点について、日本の特許制度又は意匠制度と違うことに注意していただきたいと思います。

実際には、侵害事件が発生し、合弁会社を設立し、又は技術移転を行う場合などに、優先審査を必要としております。このため、引き続き中国特許庁に働きかけ、十分な理由を示して説得して、まず、優先審査制度の樹立を促進した方がよいと思います。

十二 職務発明

1 前言

中国の特許制度の歴史は浅く、産業は発達していないため、特許制度発足の1985年から2000年まで、非職務発明の特許出願件数は職務発明の件数よりずっと多かったです。しかし、2001年から状況は変わってきました。現在、職務発明の特許出願件数は非職務発明の特許出願件数をはるかに超えています。

詳しくは、表1及び表7をご参照願います。

表7 中国国内職務発明と非職務発明の出願件数

2 法条文

日本では、職務発明の扱いについては特許法第35条に定められております。この2、3年、職務発明の扱い、特に相当の対価について重要な事件が多発し、最高裁が判決を言い渡したため、法改正が行われたことを知っております。

中国の特許法は、法の第6条、施行細則の第11条、第12条及び施行細則の第6章において、日本より細かいところまで規定を置いております。特に第6章の4か条は、全部発明者に相当な対価（報奨金）を支払うことに関する条文です。

比較しますと、中日両国の職務発明の扱いは、下記の諸点で似ている部分もあり、違う部分もあります。

(1) 似ている部分

- ① 発明者に対価（報奨金）を支払わなければならない。
- ② 特許出願願書に発明者の名前を記載しなければならない。
- ③ 職務発明の成立要件はほぼ同じである。

(2) 違う部分

- ① 日本では、発明は最初は発明者に帰属し、会社は発明者から承継することができる。中国では、発明は最初から（原始的に）会社に帰属することになっているため、承継や譲渡の手続きは不要である。
- ② 中国では、職務発明であっても、その帰属は会社と発明者との契約による約束に従うことができ、場合によっては、発明者に帰属することも考えられる。
- ③ 日本は、「相当な対価」については具体的な定めがなく、当事者の交渉に任せている。もし当事者間でトラブルが発生して、妥協が成立しなかった場合には、最終的には裁判所が判断することになる。

中国では、「相当な対価」について細かく定めています。

例えば、会社の義務として、出願段階では、発明は2000元（約32,000円）以上、実用新案又は意匠は500元（約8,000円）以上、社内で実施した場合、特許、実用新案は納税後の利益の2%以上、意匠は0.2%以上、他社にライセンスを与えた場合は、納税後のロイヤリティーの10%以上を支払わなければならないこととなっています。

3 紛争

中国特許法では細かいところまで定めているにもかかわらず、中国では、職務発明に関連する紛争として、権利の帰属・報奨の金額、利益の分配などに関する事件が裁判所や特許管理機関に多数提起されています。

4 外資系企業への適用

中国で設立された外資系の会社は、特許法施行細則第77条によれば、10

0%中国の資金の会社に関する上記の規定を参照することができます。

5 提言

- ① 外資系の会社としては、トラブルを未然に防止するために職務発明の扱いや対価の支払い、ノウハウ及び営業秘密の保護について、あらかじめ「労働規則」や労働契約に細かい規定を置いた方がよいと思います。
- ② 日本の職務発明に関する判例を読み、また日本の企業の職務発明の扱いの実情を見ますと、日本はもう「法人発明」に近づいていると思われます。例えば、企業の実際においては、職務発明が開発された時点で承継の手続をしなくても、承継があったとの扱いをしている会社もあります。職務著作物に関する法条文、企業の実務、会社の利益と発明の利益のバランス、頻繁に争われている問題の解決、手続の簡略化などを考慮すれば、日本はもう一回大胆に特許法第35条に改正を施すことを提案申し上げます。

案の要点は、下記のとおりです。

- A. 職務発明は最初から（原始的に）その企業に帰属させる。
- B. 特許出願願書等の書類に発明者の名称を記載する。
- C. 発明者に名誉上の表彰を与え、相当な対価を支払う。

この案により改正すれば、メリットだけあり、デメリットがないと思われます。

十三 著名商標認定制度

1 法改正前の認定制度

2001年商標法の改正前に、1996年8月に「著名商標の認定と管理に関する暫定規定」を制定したことがあります。この認定制度の時代には、合計で196件の著名商標を認定しましたが、外国の商標が一件も入っていません。特にこれといった理由が示されていませんでした。

この制度と並行して、商標権への保護を強化し、WTO加盟の環境作りをするために、「重点保護商標」制度を実施したことがあります。重点保護商標として280件認定いたしました。そのうち外国の商標は約150件あります。外国の商標のうち、日本の商標は40数件あります。

2001年改正商標法の施行に伴い、上記のような著名商標認定制度は終止符が打たれ、新しい認定制度に切り替えました。重点保護商標の認定制度は廃止されました。

2 改正後の認定制度

新旧認定制度を比較すると、下記の諸点で違います。

- ① 旧制度下では、一回に数十件、百件以上まとめて認定していたが、新制度では、事件ごとに認定しており、まとめて認定しない。
- ② 旧制度下では、侵害事件などの事件がなくとも認定を申請することが

できたが、新制度では、事件がなければ認定してくれない。

- ③ 旧制度下では、一回認定されたら、三年間有効であったが、新制度では、原則として認定の効力はその事件に限られるということになるが、相手（例えば侵害者）が前の認定を認めてくれれば改めて認定を申請する必要がない。
- ④ 旧制度では、認定機関は中国商標局しかなかったが、新制度では、中国商標局、商標審判委員会、裁判所、いずれも認定することができる。
- ⑤ 旧制度では、登録商標についてしか認定できなかったが、新制度では、未登録の商標について認定することもできる。
- ⑥ 旧制度では、商標同一、商品同一の場合も認定していたが、新制度では認定してくれない。その理由については、明らかに侵害になり、ちゃんと権利を行使することができるから認定する必要がないと商標局が解釈しており、裁判所も同様に解釈している。

商標局と裁判所は、改正商標法第13条について、表8のごとく解釈しております。

3 最近の認定状況

2001年改正商標法を施行してから現在まで新認定制度により認定された商標は91件あります。

その内訳は次のとおりです。

商標局認定：69件

商標審判委員会認定：11件

裁判所認定：11件

商標局認定の69件のうち、アメリカの商標は8件、フランス1件、イギリス1件、スイス1件、イタリア1件、ドイツ1件です。

商標審判委員会認定の11件のうち、国内企業の商標は8件、他国企業の商標は3件です。

4 中日両国法制度の違い

認定機関が事件ごとに認定する点で、両国は似てはいますが、下記の諸点で違います。

- ① 日本には防護標章制度があるが、中国にはこのような制度がない。
- ② 日本の認定はパリ条約と一致しているが、中国は必ずしも一致していない（例えば、表8の③の場合。）。

5 提言

著名商標の認定制度について、さらに中国の諸認定機関と交流し、下記の諸点について、引き続き、働きかける必要があると思われれます。

- ① 防護標章制度の導入

- ② 表8の③の場合にも認定する。
- ③ 認定の効力を適当に延長させる。
- ④ 商標権と商号権との抵触関係を早急に解決させる。

十四 商品形態の保護

1 商品形態の保護に関する法律

現在、中国では、商品形態の保護に関する法律は特許法しかありません。不正競争防止法は、商品の形態に保護を与えません。

つまり、中国で商品の形態について保護を求める場合は、特許法に従い、意匠特許の登録を出願しなければなりません。

2 不正競争防止法と商品の形態

不正競争防止法第5条第2項によれば、有名商品の特有な名称、装飾が模倣された場合は、保護を求められます。このような模倣行為は不正競争行為になります。

3 民法第2条

上記の中国の法制度の現状にかんがみ、最近、日本の企業や弁理士は、特許法の他に、日本のような不正競争防止法による保護を中国に求めています。

中国特許庁、裁判所、最高裁は、何回も同様な解釈をしております。解釈の際に、最高裁判所は、上記のような場合には、民法第2条（誠実で、信用を守る）による保護を求めることを示唆したことがあります。しかし、今まで、このような事件がないため、最高裁判所は自分の見解を公表していません。もしも具体的な事件があり、しかも最高裁まで提起できれば、最高裁が検討した上で司法解釈をすれば商品形態への保護の道が開かれると期待しております。難しいことは難しいですが、やってみる価値はあります。

4 提言

上記の事情にかんがみ、中国に新しい保護の道を求める一方、中国に進出する意思があれば、早めに意匠を出願した方が現実的方策だと思えます。

十五 意匠類似判断

1 前言

意匠の類似判断は、ホンダ等のスクーター意匠侵害事件で、中国では一時的には話題となり、裁判所は自分の見解を示したことにより、中国特許庁の意匠類似判断基準の部分改正につながりました。

2 主体

今までの判断基準は、「一般の消費者」を判断の主体として来ました。判断基準の改正後においては、「消費者」という言い方は変わってはいませんが、判断基準は「ある程度その商品について常識を持っている人」に変わりました。

3 創作説と混同説

日本では、裁判所は創作説、特許庁は混同説を採ってきましたが、最高裁は判例により見解を示したため、日本全体は創作説へと変わりつつあると伺っております。

中国も同様な傾向にあり、現在、考え方はまだ固まってはいませんが、徐々に創作説へと移行しつつあります。現在の段階は折衷説にあります。

中国の考え方が変わったきっかけは、ホンダ意匠侵害事件です。簡単に申し上げますと、経緯は下記のとおりです。

ホンダが中国のある企業に対して侵害訴訟を提起したところ、侵害者は無効審判を起こしました。理由は、ホンダ製造のスクータの意匠は先行意匠に類似しているということです。審判では、ホンダが負けました。一審裁判所で、また負けました。ホンダは、日本の優秀な弁理士の指導の下に、自分の言い分が正しいと信じて、あえて北京市高等裁判所へ提訴しました。

結論的に申し上げますと、ホンダは逆転勝訴しました。北京高裁は、次のように判示しました。

すなわち、両意匠を全体観察しても、要部観察をした場合に得られたイメージが依然として強く残っていれば、両意匠は非類似といわざるを得ない。そうしなければ、すべてのバイクは類似することになる。これは、特許法の発明開発と先行意匠への改良を奨励するという目的に合わなくなる。もちろん、観察する人は、バイクについて一定の常識を持たなければ、バイクの意匠の類似を判断できない。

北京高裁の判決は、結果的には特許庁の意匠類似判断基準の改正につながっていきました。将来的は、創作説への移行、部分意匠の導入につながることで注目されています。

4 提言

中国の意匠類似判断基準の改正は、中日両国の弁理士や弁護士及び企業間の長年にわたる交流の賜物だと思います。このような交流がなければ、このような結果はあり得ません。このために、今後とも、意匠の類似判断について交流が続けられていくことを希望します。

十六 裁判官、公務員の任命制度

1 裁判官

現行制度では、司法試験に合格し、司法研修を終えてから、その地方の人民代表大会（地方自治体の議会に相当する。）、最高裁の判事は全国人民代表大会（国会）常務委員により任命されています。

これは、この2、3年のことであり、これまでは、公務員と同様に採用されてきました。

2 公務員

国家の統一した公務員試験制度が設けられていません。現在、各政府機関は自分で試験を行い、優秀な者を採用しております。もちろん、各政府機関の公務員人数は人事院（中国では人事部という）で決めております。

3 転勤制度

現在、中国の裁判官、検事及び公務員は、日本のように「転々して上がる」制度がありません。任命（採用）されますと、特別な場合を除き、退職するまで同じところで勤務します。日本のような「転々して上がる」制度を導入すれば、奥様の就職や子供の教育の問題などの解決は難しくなります。

最高裁判所の判事補は地方へ出向し、地方裁判所の実務経験を経なければ、最高裁の判事に任命されないという実務的なやり方をとっています。しかし、これは裁判官転勤制度ではありません。

4 任命制度と模倣対策

確かに、一部の地方では、権利者が模倣対策で摘発を請求し、又は提訴する際に、地方の裁判官や公務員ができるだけ口実を作って、その地方の企業の利益をかばうといういわゆる「地方保護主義」があります。しかし、これはあくまでもごくわずかの者で、すべての裁判官や公務員が「地方保護主義」をとっているということではありません。中国政府及び地方政府は、できるだけ裁判官や公務員の地方経済への癒着を防止し、地方保護主義の排除に力を入れています。何か、これを完全に排除できる方法がないのかを模索しています。

5 裁判委員会等について

中国では、知的財産の裁判を含めた民事裁判制度は、二審制を採っております。裁判においては、合議体により審理を進めます。陪審員制度がありますが、知的財産の訴訟事件はあまり陪審員を利用しておりません。複雑な事件の場合には、日本では調査官制度とは別に専門委員会制度を発足させましたが、中国では、鑑定委員会に鑑定を依頼しております。

各裁判所には裁判委員が設けられており、重要な問題、難しく、複雑な問題については、裁判廷は裁判委員会に討論をかけております。

また、最高裁判所においては、前述の司法解釈にかかわる問題は裁判委員会にかけ、パスされましたら初めて司法解釈が成立することになっています。

これは決して「裁判独立」への干渉になることはなく、「三人寄れば文殊の知恵」との諺のごとく、より多くの専門家の意見を集めれば、大きな間違いを犯すリスクはありません。中国の実際においては、現在までメリットが多く、デメリットが発生したことはまだありません。

6 提言

自社の知的財産権は中国のどこでも保護をもらえ、地方保護主義を排除するために、裁判官や公務員の任命（採用）制度の改革や排除方法について、日本

ともっと交流を深めなければならないと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

十七 知的財産戦略

1 日本の知的財産戦略について

ただいま、一の3において、日本の知的財産戦略について中国の国民が受けたイメージをお話し致しました。今回、法務省のご好意で私が大阪で中日両国の知財法の改正や知財戦略について研究できましたことを大変感謝しております。日本の知財戦略は日本企業、ひいては日本産業の今後の発展方向を示し、発明創造の開発、特許の出願、審査の促進、発明の実施、権利の保護、産学連携、人材の育成、模倣対策などについてきめ細かく定め、しかも各官庁の分担を決め、目標達成日付までも決めており、毎年、推進計画で実施状況をチェックしていることは大変素晴らしいと思います。中国にとっては、多くの面で大変啓発となると思います。

ただし、模倣品対策における海外戦略について、毅然として戦うという構えをすることについては、結果的にはうまくいくかどうか心配しております。むしろ、部分的に修正をし、戦うのではなく、模倣品の発生原因の究明、退治策の検討、地方主義の排除方法などについて、中国ともっともっと交流を深めた方が、日本にとってもより安全ですし、模倣対策がうまくいくことになるのではないかと思います。この私見が、日本国民の参考になれば幸いです。

2 中国の知的財産戦略について

中国は、現在、まだ知財戦略を制定していません。「知財戦略」というスローガンをも出していません。現状では、産業をたくさん興し、製造業と加工業の振興を図り、そのために外資を導入し、技術を導入しています。こういう状況の中で、知財制度の整備が図られ、知的財産の保護が強調、強化されております。どちらかという、まだ「産業立国」や「技術立国」の段階に立っていると思います。いつになるか分かりませんが、将来、例えば、中部地方、西部地方といった、現在まだまだ貧乏なところが一応豊かになった時に初めて「知財立国」の戦略を作成し、実施した方が中国の利益になると思われれます。

3 提言

しかし、中国は、現在知財戦略について、全然研究していないということでもありません。この近年、中国は何度もなく法改正をし、知的財産の保護を強化しております。しかし、まだ、知的財産を日本のように位置付けていないと思います。どこまで位置付けた方がよいか分からない面があるのではないかと思います。このため、知的財産保護の重要性、産業の振興策、ひいては知財戦略の位置付けについて日本と絶えず交流を続けていくことを希望しております。これは、両国の利益となるものと信じております。

十八 中国へ進出する場合の注意すべき問題

以上の各部分について、提言という形で、日本の企業が中国へ進出する場合の注意点を申し上げました。例えば、法制度についての交流、法制度の違いについての注意、救済ルートの利用、トラブルの防止、商品形態の保護、裁判官任命制度改革の改善点などがそれです。上記の注意点の他、追加として下記の3点を申し上げます。

1 商標と商号の抵触

最近、他社の商標を自社の商号として使用し、法人登録をした事件が多発しております。中国の法制度はまだ完璧ではないので、著名商標認定の利用や、模倣品製造者、販売者のほか、不正競争行為者への監視、調査、証拠収集が必要になってきます。できるだけ、未然に防止した方がよいと思います。

2 調査会社の利用

現在、中国では、調査会社、探偵会社などの設立が認められておりません。しかし、知的財産とかコンサルティングなどの名目で細々やっているところが多いです。しかし、業務内容の質にばらつきがあり、また中国の法律で認められた弁護士、弁理士事務所でないため、一部分の業務（例えば、行政による摘発の代行）や、一部分の地方では、その権限が認められておりません。極端な場合には、調査会社のごくわずかの人かもしれませんが、模倣品の製造者又は販売者と密接な関係を持っているかもしれません。このために、調査会社及び調査員を絶えずチェックし、指導し、場合によっては弁理士事務所又は弁護士事務所を窓口として同時に利用した方が効果が上がると思います。

3 審査官への新発明についての説明

新しい発明の内容については、審査官は必ずしも詳しくありません。そのため、良い権利を取るために、審査官に理解してもらう必要があります。現在、中国特許庁の審査官の判断に基づき、外国企業の技術関係者が中国特許庁内で審査官に対し新しい発明の説明会を行うことができるという制度があります。必要な場合には、この方式を利用して審査官に新発明についての説明をすることをお勧めします。

十九 まとめ

中国と日本の間には2千年余りの友好交流の歴史があり、一方、約半世紀にわたる不愉快な期間もありました。中日国交が回復してから三十数年にわたって経済協力、貿易往来を継続してきました。特に、近年、日本企業の中国への進出により、中日両国は「共生」の関係で結ばれており、切っても切れない関係になっています。平等互惠の原則を踏まえて、協力関係を継続しあえば、共に利益になり、逆に、対立すれば、共に損害を受けることとなります。知的財産の関係も同

じだと思えます。

私は、日本関係を始めてから来年で39年目になり、知的財産関係で中日両国の知財法律交流の架け橋として約30年やってきました。私の歴史においても、知財立法への参加、法改正、法律の交流、出願の代理、権利の保護などで日本政府の主管官庁、弁護士、弁理士、又は裁判所の方々、検事の方々に大変お世話になり、いろいろ教えていただきました。衷心より感謝しております。

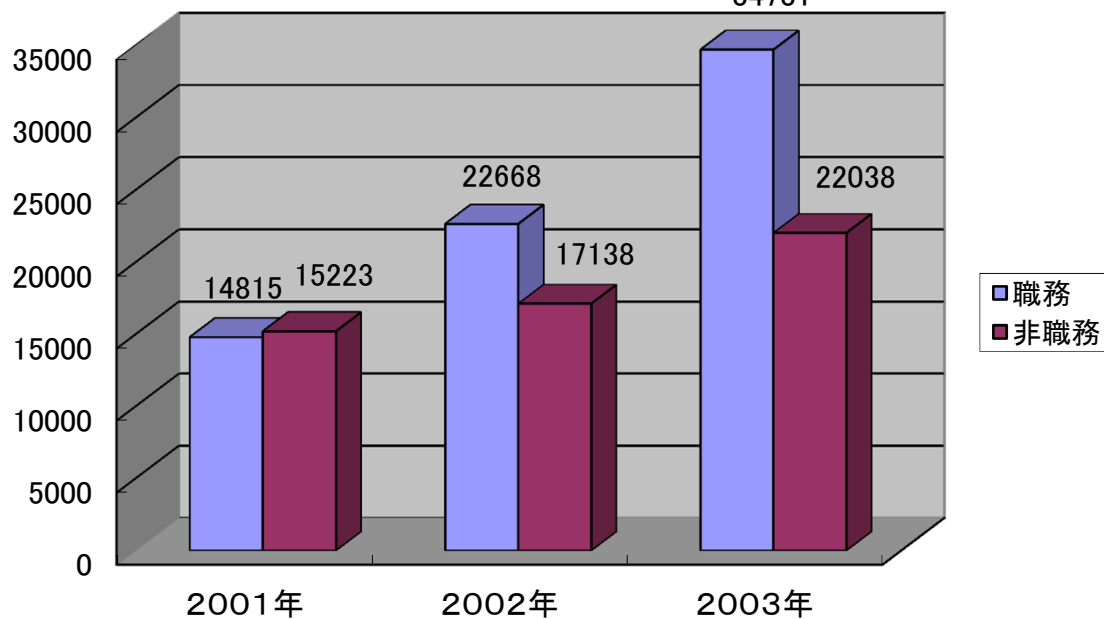
表 6

2003年度まで中国で商標登録を受けた件数の多い国(上位10国)

順位	国(又は地域)名	件数
1	アメリカ	74,813
2	日本	40,398
3	ドイツ	14,776
4	イギリス	13,618
5	フランス	9,671
6	スイス	7,717
7	韓国	7,138
8	イタリア	5,880
9	British Virgin Islands	4,659
10	シンガポール	4,435
	その他	31,082
合計		214,187

表 7

中国国内職務発明と非職務発明の出願件数
34731



～国際研究～

第9回国際民商事法金沢セミナー

(2005年2月17日開催)

法務総合研究所

国際協力部教官 伊藤 隆

2005年(平成17年)2月17日に、石川県金沢市の北國新聞会館20階ホールにおいて、「第9回国際民商事法金沢セミナー」(主催:石川国際民商事法センター、北國新聞社 協力:法務省法務総合研究所、国際協力機構北陸支部、ジェトロ金沢貿易情報センター 後援:財団法人国際民商事法センター、テレビ金沢、エフエム石川、ラジオかなざわ・こまつ・ななお、金沢ケーブルテレビネット)が開催されました。

石川国際民商事法センターは、1996年(平成8年)に、石川県金沢市に本社を置く北國新聞社が中心となり、石川県の企業・団体が集まって結成された団体であり、アジア諸国に対する民商事法分野の法整備支援活動やアジア・太平洋諸国との民商事法分野での相互理解を深めるための研究活動等を事業目的とする財団法人国際民商事法センターと連携して種々の活動を活発に行っています。本セミナーは石川国際民商事法センターの主要な活動として位置付けられているところ、本年度9回を数えることになり、地元にもすっかり定着した感があります。

今回のセミナーにおいては、講演第1部として、弁護士で元札幌高等裁判所長官の野田愛子氏から「家族法のグローバル化と日本の民法」、講演第2部として、インドネシア大学法学部長のヒクマハント・ユワナ氏から「インドネシアの海外投資環境」、講演第3部として、タイ最高裁判所長官府判事のソラウィット・リンパランシー氏から「タイにおける海外投資を取り巻く環境—投資紛争解決制度—」というテーマで、それぞれ講演をいただきました。

野田弁護士の講演では、これまで、普遍化、国際化という概念に馴染まないのではないか、と考えられていた家族法の分野でもグローバル化が進みつつある現状について、家庭裁判所所長を長年務められた御経験を踏まえつつ、御紹介いただきました。聴衆の皆様にとっても、やはり家族法の分野は身近な問題と考えられるのか、講演内容に熱心に耳を傾ける姿が多く見られたことが印象的であり、講演テーマへの関心が高いことが伺えました。

ヒクマハント法学部長の講演では、インドネシアにおける海外投資環境を取り巻く法制度の改革への取り組みの現状について、インドネシア社会と法制度との関連を踏まえながら、御紹介いただきました。講演を拝聴して、インドネシアにおいて今後改革すべき課題が多いことを実感したとともに、海外投資環境の整備に力強い意欲が伝わってきました。

ソラウィット判事の講演では、タイにおける海外投資をめぐる政治的環境や経済的環境について詳細なデータを交えて御紹介いただくとともに、タイにおける紛争解決制度について、

タイの人々の紛争解決に対する考え方に触れつつ、御紹介いただきました。タイにおける投資紛争解決手段としては仲裁が多く利用されているという現状について御紹介いただくとともに、タイにおける最近の司法制度改革の内容についても紹介いただいております。タイにおける投資紛争解決をめぐる状況を理解する際の参考になると思います。

ところで、法務総合研究所では、国際協力機構（JICA）と協力し、国際民商事法センターと連携する形で、「国際民商事法研修」を毎年1回実施しております。2005年には、1月31日から3月4日までの5週間、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムからの海外研修員10名並びに日本人研修員5名の合計15名の参加を得て、テーマを「海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約」として、「2004年度国際民商事法研修」を実施いたしました。

この国際民商事法研修においては、毎回、研修の一環として研修日程中に金沢を訪問し、「国際民商事法金沢セミナー」に参加することとしています。また、国際民商事法研修においては、アジア諸国から講師を招へいして講義を行っていただいておりますが、その招へい講師に本セミナーの講師も務めていただき、国際民商事法研修と本セミナーを連携した形で行っています。

このように両者を連携して行うことについては、同じアジア諸国に属する招へい講師と国際民商事法研修の研修員とが一同に会し、共通のテーマについて問題点を共有し、知識を一層深めることができるというメリットがあるほか、東京や大阪のような大都市とはまた違った金沢という地方都市を訪問して、石川国際民商事法センターの法整備支援への取り組みを知っていただくことによって、日本の法整備支援の裾野が確実に広がっていることを認識してもらう絶好の機会を提供しているものと言えます。

以下、本セミナーにおける講演内容についてはもちろん、本セミナーのような取り組みを紹介することが有益であると考えられることから、本セミナーの講演録を掲載いたします。

第9回国際民商事法金沢セミナー プログラム

日時：平成17年2月17日（木）14：00～17：30

会場：北國新聞会館20階ホール

主催：石川国際民商事法センター，北國新聞社

協力：法務省法務総合研究所，国際協力機構北陸支部，ジェトロ金沢貿易情報センター

後援：財団法人国際民商事法センター，テレビ金沢，エフエム石川，ラジオかなざわ・こまつ・ななお，金沢ケーブルテレビネット

プログラム：

14：00～14：10

主催者あいさつ

北國新聞社代表取締役社長 飛田 秀一氏

（代読：北國新聞社専務取締役 高澤 基氏）

14：10～14：15

2004年度国際民商事法研修 研修員紹介

14：15～15：15

講演第1部「家族法のグローバル化と日本の民法」

講師：弁護士・元札幌高等裁判所長官 野田 愛子氏

15：15～15：25

休憩

15：25～16：25

講演第2部「インドネシアの海外投資環境」

講師：インドネシア大学法学部長 ヒクマハント・ユワナ氏

16：30～17：30

講演第3部「タイにおける海外投資を取り巻く環境－投資紛争解決制度－」

講師：タイ最高裁判所長官府判事 ソラウィット・リンパランシー氏

17：30

閉会

講演録

第9回国際民商事法金沢セミナー

日時：平成17年2月17日（水）

14:00～17:30

会場：北國新聞会館20階ホール

○司会 ただ今より、石川国際民商事法センター、北國新聞社共催による第9回国際民商事法金沢セミナーを開催いたします。

本来であれば石川国際民商事法センター会長、飛田秀一北國新聞社社長がごあいさつを申し上げるべきところでございますけれども、あいにく所用のために出席できません。メッセージを預かっておりますので代読をさせていただきます。

開会あいさつ

○飛田石川国際民商事法センター会長
(代読：高澤基北國新聞社専務取締役)

石川国際民商事法センターは、法務省法務総合研究所に協力する形で、1996年（平成8年）の年末に設立されました。アジアの経済活動を活発なものにするには、各国の民商事分野の法整備が必要であるとの認識に立って、石川県内の企業・団体が協力し合って活動を続けてきたものであります。石川国際民商事法センターの活動は、地味なものでありますけれども、各国の法整備が進めば我が国との経済交流はますます盛んになり、国と国との間の信頼を高め、ひいては世界の安全と平和に貢献できると考えているところでございます。

金沢は日本全国の都市の中でも、とりわけ伝統文化を色濃く受け継ぐ都市であります。また、石川県には、皆様地図で御存じのとおり、日本海に親指が突き出たような能登半島があります。そういう地理的な関係で、対岸の朝鮮半島、あるいは中国、アジアとの交易、文化交流が盛んに行われてきた土地柄でもあります。

当地には、輪島塗という日本を代表する漆塗りの伝統工芸品があります。ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアにも同じような漆の文化があるそうで、ベトナムやミャンマーには何度も使節団が派遣されています。産業分野におきましては、この地は繊維、鉄鋼、機械、情報関連の分野で活力のある企業

が数多くあります。各種の取引、合併企業の設立、支店の設置などの企業活動を通じて、今回参加されました4か国のそれぞれの国とも関係が濃密であります。

今回が9回目となります国際民商事法金沢セミナーには、それぞれの国の司法、行政、教育の中核にある4か国10人の海外研修員の皆様をお招きしております。短い滞在ではありますけれども、今回のセミナーが皆様にとって有意義なものになるように、また素晴らしい思い出ができますように、心から願っております。

今回のセミナーの開催に当たりまして講師をお願いいたしました元札幌高等裁判所長官で弁護士の野田愛子様、インドネシア大学法学部長のヒクマハント・ユワナ様、タイ最高裁判所長官府判事のソラウィット・リンパランシー様、法務省法務総合研究所及び財団法人国際民商事法センターの皆様、また運営に御協力いただきました国際協力機構北陸支部及びジェットロ金沢の皆様、また本日御出席をいただきました石川国際民商事法センター会員の皆様に心から御礼を申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

講演第1部

「家族法のグローバル化と日本の民法」

講師：弁護士・元札幌高等裁判所長官
野田愛子

○野田 石川国際民商事法センターの皆様には、このような機会にお目にかかれて、また、このような機会を与えていただき、大変ありがとうございます。また、私たちは「法」という言葉を話す意味



において、国は違えどもみな同じものの考え方ができる人たちとしてここにいるわけで、そういった共通の問題について、アジア地域の皆様と一緒に話し合うことができることは本当に意義のあることだと思います。何か皆様のお役に立つことをお話できればと思いますが、一通り与えられた課題についてお話を申し上げたいと思います。

私は、比較的長く家庭裁判所の所長をして、また、裁判官として家庭裁判所の実務もやったりしております、日本の家族をずっと眺

めてまいりました。

その中で気が付いたこと、日本の家族法がどのように変化してきたか、またこれからどのように変化していくかということ、それから、日本も経済成長をした国々と似た所があると同時に、アジア地域もこれから経済発展をしていくに従ってどのような家族問題に直面するであろうか、また現に直面しておられるのではなかろうかという点で、日本の家族法が変革してきた歴史をお話して、皆様のご参考に供したいと思えます。

よく三ヶ月章先生がおっしゃるのですが、日本の法律は3回の波を経て成長してきているということです。

第1回目の波が、明治民法の制定です。ちょうど封建時代が終わって、明治政府が出来て、近代国家をつくるにはどうしても法の支配が必要だということで、近代的な法律の整備に非常に力を入れた時代がございます。いろいろな国の法律を参考にして法律を作ったわけですが、その中の家族法についても、旧親族法、相続法が制定されました。

日本の民法の草案は、始めは、ボワソナードというローマ法の大学者をフランスから呼んで作ってもらいました。ところが、フランス民法をモデルにした法律はどれも日本の実情に合わない、殊に、親族法、相続法という家族法については日本の実情に合わないという批判が出まして、有名な法典論争という大きな政治的な論争がありますが、その結果、日本の学者が家族法を作ることになりました。

そこでは、親族法、相続法という家族法はそれぞれその国の特色、宗教や習俗などを尊重して、特色をもった独自の法律を作るべきだと議論され、そのような法律の制定に取りかかったわけです。そのようなことで、日本の債権法、物権法、担保法などの財産法につきましてはフランス民法、ドイツ民法などがモデルになってかなり影響を受けていますが、旧親族法、相続法という旧家族法については日本独自の法律が作られました。

相続については、長男子が単独で戸主権を行使するとともに家の財産を全部相続するという、長男子単独家族相続制度が取り入れられて、戸主が家族を統率し、家族は、言ってみれば戸主に養ってもらおうというような日本の家制度、私どもは「旧民法」と言っていますが、そういう独自の法律が出来上がって、それが昭和20年代まで続いていました。

第2回目の波というのは、第二次大戦が終

わった後で、新憲法が制定されました。新憲法については、アメリカの影響を受けたか受けないか非常に議論のあるところですが、民主主義的な新憲法が制定されて、民主主義を規範とする政治理念に基づく憲法が制定されましたが、その中で憲法第14条が「法の下での平等」を規定し、第24条が、家族の中での男女の平等、それから個人の平等というものを保障しました。そうしますと、旧民法の戸主を中心とする家制度であるとか、長男子だけが相続するという制度は憲法違反ということで、この旧民法はすっかり改正しなければならないということになりました。新しい民法を私どもは「新民法」と称しておりますが、新民法が制定されました。財産法は、ほとんど手をつけられていません。

その新民法でどのように変わったかといいますと、かつて、もちろん妻は相続権がなかったのですが、新民法では妻の相続権が認められました。はじめは、妻と子が相続する場合、妻の相続分は3分の1でしたが、後に2分の1に改正されました。それから子どもたちについては、男の子も女の子も平等に相続をする、諸子均分相続制ということが定められ、すべての子どもたちの平等の権利が、民法でも定められたわけです。

また、新民法になってからは、子どもの親権は妻も夫も父母共同で行使することとなり、また離婚をするときには協議をして、どちらかを親権者に定める規定になっております。

それから、かつての旧民法では妻の地位が非常に弱く、離婚をしようと思っても何も財産がないと離婚をした翌日から困ってしまうことになるわけで、我慢しているより仕方がなかったわけです。

新民法では、離婚のときの財産分与制度が定められました。つまり、今まで妻が家事労働をしていたために夫は外で働くことができて、月給ももらえて退職金ももらえることになったのに、妻のほうはずっと我慢をされていて離婚をしたいと思っても何も財産がないということになりますと、離婚をした翌日から困ってしまうことになるわけですが、夫名義である財産の半分は妻の協力によるのだという考え方で、2分の1ルールというか、婚姻中に取得した夫名義の財産は実質的に夫妻の共有なので離婚時に持分を妻が請求できるという考え方で財産分与制度が定められました。この2分の1というのは、必ずしも法律には決められていないのです

が、考え方として次第にそういう考え方で裁判所が運用するようになりました。そのようなことで、財産分与制度ができたことなども、妻の地位を非常に安定したものにしましたわけです。

そもそも、旧民法の家族と新民法の家族というのは、家族というもののモデル観、イメージが違うわけです。旧民法は、戸主が中心にいて家族は家長に養われるという制度で、そのような家族をモデルにしていたわけですが、新民法の考え得る家族というのは、夫婦と未成年の子ども、つまり、男女が結婚をして子どもを産んで育てていくというものでありますので、要するに、核家族というのが新民法の家族モデルになっているということが言えます。

日本・韓国・台湾以外の国にはないユニークな制度だと思いますが、日本には家族簿として戸籍という制度がございます。戸籍には家族全員が登録されておりまして、旧民法のときは、結婚をして分家をしないうちは、家族全員が1つの戸籍に載っていて、家長になる人は戸籍の「戸主」という部分、つまり、戸籍の一番初めに登録されています。ところが、新民法になってからは、戸籍の登録の仕方新民法がモデルとしている家族に合わせて作られるようになりました。つまり、夫婦とその未成年の子どもだけが1つの戸籍に登録される、子どもが結婚をしますとその子どもはまた別に自分の戸籍を作ることになりました。

相続のときなどに戸籍をたどっていきますと、この親の子どもは何人いた、その子どもは結婚してどこに行ったという家族の全貌が分かる。相続人は誰かということ調査するときには戸籍を調べると分かるという非常に便利な制度ですが、一方で、この戸籍のために家族が縛られてしまう、という考え方もあります。例えば、離婚して戸籍に「離婚」ということが載りますと戸籍が汚れるということで、なかなかそういう思いきったことができない。戸籍というのが、かなり家族のものの考え方、モラルを抑制するということで、それでまた非常な批判もあります。

新民法になりましてからは、すべて夫と妻の平等、それから親権の父母共同ということが中心になって、小家族といいますが、核家族が民法のいわゆる家族モデルになっています。法律を作るときに、どういう家族をモデルにして考えるのかという問題がありますが、今日のように、離婚をしてまた再婚を

して、再婚をした家族が前婚の子どもと一緒に暮らすことになると、家族のイメージがかなり変わってくるということで、家族のモデルをどのように考えたら良いかということが変わりつつあります。日本のような高度経済成長を遂げた国の家族法については、家族をどう規定するかという新しい問題が出てきているのです。

第3回目の波は、最近の家族法のグローバル化です。高度成長期における産業構造の変化によって都市に家族が集中してきますと、家族の生活の形態が変わってくるわけです。また、女性が社会的に進出していくことから、どのような家族を形成していくかということが、新しい問題として出てきています。

例えば、結婚をするのにも考え方がいろいろあって、現在の日本では戸籍に届出をすることが正式な結婚なのですが、そういった法律的に結婚の手続をとらずに、法律的な結婚をしなくて同棲をする。同棲と言っても、中身は法律的結婚と同じなのだと思います。また、一定期間だけ結婚をする。5年か6年結婚をするけれども、それから後は離婚するという形の結婚も出てきている。また、結婚の際に、結婚してどのように費用を分担するかなど、いろいろなことを約束して決め、約束に反すると離婚するという形のものもあります。

また、かつて離婚をするのは日本の社会でも社会的な偏見がありましたから、離婚をしにくい問題があったわけですが、だんだん離婚そのものに対する社会的な抑制というものがなくなって、わりと容易に、簡単に離婚してしまう人が増えてきている。要するに、婚姻観と離婚観というものが変わってきてまして、そのためにまた離婚が増える。また、女性の社会的な地位が上がり、夫の所に我慢していなくても自分で自立することができるようになりますと、これまた離婚を増加させる1つの原因になってきます。

離婚現象というのは、どこの国も同じような状況で、離婚をするとまた再婚をする、再婚をした人がまた離婚するということで、そこでいちばん迷惑を受けるのは子どもです。日本の人口動態統計を見ますと、平成14年で29万件の離婚がありました。これは、かつてと比べると何倍にもなっているわけです。皆様ご承知だと思いますが、人口1,000人当たり何人離婚をした人がいるかを示すのが離婚率です。かつては、日本の人口1,000人当たりの離婚率は1以下だった

のですが、それが2をオーバーしてきて、今やそれ以上になっています。アメリカは、かつて離婚率が5コンマいくつかだったのですが、今は下がりつつある。ところが、日本はひたすら離婚率が上がってきているのが現状です。

離婚が増えてきますと、親の離婚に巻き込まれる未成年の子どもの数がまた増えるのが問題です。国の平成14年の離婚の人口動態統計を見ますと、親が離婚をした未成年の子どもの数がどんどん増えてきて、平成14年には30万人の未成年の子どもの親が離婚を経験しています。1年で30万人の子どもの親が離婚をしているわけですから、今後離婚が毎年増えていくと、未成年者の子どもの中で親が離婚した子どもの占める数は、かなりの数になるのではなからうか、これが非常に問題と思われまます。少年非行が増えるということが問題になる度に、その子どもの家庭や親はどうであったか、ということが新聞の記事に出てきます。

離婚が増えてきて、離婚自体に対する社会的な偏見がなくなりますと、離婚すること自体をそんなに難しくしない、つまり、いくら離婚を難しくしたところで離婚の増加を防げないのだから、離婚で争うことをなるべく少なくしようという考え方が出てきました。いわゆる離婚の破綻主義化ということです。婚姻が破綻してしまったときには離婚の手続はなるべく簡単にして容易に離婚ができるようにして、その離婚で親同士が争っているために子どもがそこに巻き込まれることがないように、なるべく離婚手続を簡単にしようという考え方です。これはイギリスから始まって、ニューヨーク市からカリフォルニア州にそういう考え方が広まってきました。また、離婚が増えてきたために、離婚そのものよりは、子どもの監護者をどうするか、子どもをどちらが育てるかが非常な紛争になってきています。

『クレイマー、クレイマー』という映画がありました。子どもの面倒をお父さんが見ていて、お母さんが、ニューヨークの裁判所に、子どもの監護者を自分にしてほしいと申し立てる。父親はその子どもの面倒を非常によく見ていて、子どもを母親に取られるのではないかということに心配する。最後には、お母さんも、お父さんの子どもに対する愛情を見る。裁判所は母親を監護者と決めたと決めたのですが、最終的には自分は監護者にならなくていいと父親に譲り、めでたしめでたしという

ことで終わりました。

『ミセス・ダウト』というのも、やはり子どもの監護の問題についてのアメリカの映画ですが、離婚をしてお母さんが引き取った子どもにどうしても会いたいというお父さんが家政婦になりすまして子どもの面倒を見にその家に行くという、ちょっとコメディータッチで出来ている映画です。これも非常に面白いのですが、その背景には悲劇的な父と子の関係が出てくるわけです。

このような話はどこから出てくるかというと、子どもの監護者・親権者をどちらにするか当事者で決められないときは裁判所が決めますが、そのときにどうも母親を監護者・親権者に決める傾向がある、母親優先的な考え方があるということです。これはアメリカでも連邦最高裁判所まで争われたようなケースもあるのですが、どちらかという母親に偏る傾向があつて、父親の権利を守ろうという運動がアメリカにはあるということが背景になっています。

イギリスで4年ぐらい前に「国際家族法学会」というのがありまして、その学会に参加しましたら、男の方たちのデモンストレーションがありました。どういうデモンストレーションかという、裁判所は父親に対して非常に冷たい、自分の子どもと会わせることを裁判所が認めないのはけしからん、というプラカードを掲げてデモをしていました。

どこの国でも似たような問題はあつたということ、日本の裁判所はどうなのだろうかということが問題になるわけです。そういう問題に立ち入ると簡単には済まない。いずれにしても、そういうのは父母平等に考えて行かなければならない、どちらか分からないようなときには、子どもの最善の利益 (best interest of the child)、子どもの最善の福祉を中心に考えて決めなければならない。しかし、いずれにしても、これは裁判所にとつても非常に辛い決定だと思ひます。

どちらかが監護者になるとすると、今度は「面接交渉 (visiting rights)」ということを決めなければいけません。監護者でなくなった親が子どもと面接交渉をすることを認めるか認めないか、これも裁判所で大きな問題になるわけです。両親が離婚した後も協力をして、子どもの成育に努めてほしいというのが基本的な考え方です。

このような家族法のグローバル化についてですが、離婚であるとか子どもの問題をど

うするかという家族の問題は、世界中どこに行っても同じ問題が起きる。アメリカで起きた問題は日本でも起きる。アフリカで家族法の会議があったときに、アフリカの裁判官が言っていました、アフリカのジャングルの中で起きる夫婦の問題も、ニューヨークのマンハッタンで起きる夫婦の問題も同じなのだ。だから、家族の問題は非常にグローバルな問題、そういう共通の基盤で話ができる問題なのだという事を言っておられました。

そういう意味で、日本の家族法もそういった世界の家族法の流れを受けて、いろいろな点の法改正が行われました。例えば、子どもの特別養子制度であるとか、婚氏続称つまり離婚した後、妻が夫のファミリーネーム(氏)を使ってよいとかいうことです。

親と子の面接交渉を認めるというのも、日本には従来なかった制度です。これはまだ法律改正はできていませんが、家庭裁判所の実務では、父母どちらか一方を監護者にする、監護者でない親と子どもを定期的に会わせること(面接)について裁判所が認めるということがあります。

アメリカの場合は、共同監護ということで父母両方が監護者となり、極端な場合は1週間ごとに父親の家と母親の家を子どもが行き来することになる。しかし、これは子どもの心理的な安定のためには良くないということで、やはり単独監護(single custody)が良いのだということがこのごろでは言われています。アメリカやイギリスなどでは、joint custody といって、離婚をした後の父母が共同して子どもを育てる。しかし、joint custody というのは実際の問題としては難しい。聞いたところでは、例えばアメリカですと、父親の所、母親の所とそれぞれ同じような家を作って、環境、本、部屋、おもちゃとかみんな同じようなものを作っておかないと、共同監護は本当にできない、そうすると共同監護というのは大金持ちでないとできないじゃないか、という議論もあるようです。いずれにしても、子どもの監護をめぐる争いは、どこの国でも共通の問題になるわけで、その辺は外国の法律制度を参考にすることが可能になるわけです。

家族法が世界共通のものになってきているもう1つの動きとしては、国連における女性や児童、高齢者、障害者をめぐる人権尊重、人権擁護の議論が国際条約になり、それが各国で批准されています。そして、批准した国

が国内法で条約に従った国内法を作ったり改正したりすることから、家族法のグローバル化といいますか、家族法がユニバーサルになってくる、ということがあります。

例えば、人権について最も大きな影響を及ぼしたのは、女子差別撤廃条約、つまり「女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約」と、「児童の権利に関する条約」です。女子差別撤廃条約は1979年に国連で採択されたのですが、日本がこれを批准したのが1989年ですから、かなり遅れて批准しているわけです。

私は昭和26年(1951年)にアメリカに、最高裁判所の事務総局の方たちと一緒にアメリカの民主的な制度の視察ということでもまいりました。今回、研修員の皆様が日本にいらっやって日本の法律制度を見ていこうというのと同じような考え方です。50年も前の話ですが、またアメリカの家庭裁判所がどのように運営されているか視察に行く機会が、国務省の支援によって与えられました。

そのとき、つまり戦後すぐに、「婦人の地位委員会(Commission on the Status of Women)」が国連に開設されていました。当時、まだ日本は平和条約ができていなくて国連に加盟していなかったもので、これがどういふことになるのか全然分からずに、オブザーバーとして議論を聞いていたのです。男女の平等の議論をいろいろな国の人が、それぞれ自分の国は本当に平等だとか、いやお前さんの国はそうではないとか、殊にモスレムの国の人たちが一夫多妻制度を持っているのは女性の地位を認めていないとかいう議論がありまして、なんでこういう議論をしているのかなと思っていましたら、それが後の女子差別撤廃条約に結実したわけです。

女子差別撤廃条約を批准するのに日本はずいぶん時間がかかったわけです。国連の条約を批准しますと、国連の条約と矛盾しないように国内法を改正していかなければいけない。そうしますと、男女不平等は「あらゆる形態の差別」ですから、例えば、大学を出て就職をしようと思ったけれども女性は採らないということでは女子差別撤廃条約に反するわけです。女性の給料は男性より低いということでは女子差別撤廃条約に反するということから、雇用の均等、賃金について差別のないようにするための労働基準法の改正がされました。これはいわゆる「均等法」と言われていますが、ここに至るまでに10

年かかりました。

これに非常に苦勞をされたのが、後に文部大臣になられましたので皆様ご存じだと思いますが、赤松良子さんで、当時、赤松さんは労働省の婦人少年局長をしておられました。経済界がこれに一番反対したのです。これに批准をしたら、途端に雇用の問題、賃金の問題に差し支える。女性は定年が早くて雇用期間が短く、男性のほうが長く勤められるということが差別となれば、すぐに労働慣行と反することになるわけで、殊に経済界が非常に反対したのです。赤松さんが大きな企業を訪ねて、「そんなことをあなた方言っていると、日本は女性労働を搾取して作っていると言われて、製品を売ることができなくなるよ」と一生懸命に説いて、ようやく女子差別撤廃条約の批准に漕ぎ着けたということがあります。

確かにこの女子差別撤廃条約は、その後の日本の社会に大きな影響を及ぼしました。これは民間企業だけではなくて、教育分野における雇用や、殊に公務員の採用にも大きな影響を及ぼしました。裁判所でも、私が裁判官になったときは女性の裁判官は3人しかいなかったのですが、今は300人以上の女性の裁判官がおります。ですから、10%以上に、やがて20%ぐらいは女性の裁判官になるのではなかろうか。検察官も同じようです。なかなか女性の検事は採られなかったのですが、今は、かなり大勢の女性の検事がいろいろな分野で活躍をしておられます。そういったことで、女子差別撤廃条約の批准というのは、日本の社会に大きな影響を及ぼしました。これは日本だけではない。殊にアジア地域の女性も、非常にこれには励まされたのではなかろうかと思えます。

女子差別撤廃条約を基にしてその後、男女平等の議論が進み、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)ができることとなります。それから、民法の規定でも差別的な規定が改正されることになり、それは日本だけにとどまらず、この女子差別撤廃条約を批准した国々に非常に大きな影響を及ぼしたのではなかろうか。そういう意味では、こういった国際条約による家族法のグローバル化が、1つ大きな現象として見られるのではないかと思います。

もう1つ大きく影響したものを挙げると、児童の権利に関する条約です。女子差別撤廃条約も家族法に大きな影響を与えましたが、児童の権利に関する条約も大きな影響を及

ぼしました。児童の権利に関する条約の大事なものに、子どもの意見表明権があります。例えば、離婚時に監護者を決める際に、子どもの意見を聞かなければいけないということ。また、子どもの人権を尊重し、子どもの売春やポルノの製造などを禁止する、親が子どもを自分の物のように売ったりするようなことはあってはいけない、ということも大事です。

10年前ぐらいになりますが、私がオーストラリアに行ったときに、香港の大学の先生が演説をして、東南アジアの子どものポルノの製造や子ども買春(子どもを買う)が盛んに行われていて、子どもの権利を侵害している、子どもがそのために多数亡くなったりしているのをそれをなんとかするべきだ、という議論がされていました。そのときはオーストラリアでその会議が行われたために、オーストラリアが非常に批判されていました。私は日本のことが問題にされないかと思って冷や冷やしていましたが、それほど議論にならずに終わりました。

その後、子どもの買春を禁じ、児童ポルノ製造等を禁止する法律がいろいろな国で広まっていきました。もちろん、その処罰は外国でやった犯罪が本国に帰って来たときに処罰されるという国外犯というのでしょうか、他の国で子どもを買春したり児童ポルノを作った者を自分の国に帰ってきたときに処罰するという制度で、なかなか技術的にも難しいのではないかということも10年前に議論していましたが、日本でも、平成11年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されています。

児童の権利に関する条約で最も重要なのは、児童虐待の防止です。新聞を見ていると、小さい子どもが殺されている事件がしょっちゅう出ます。被害者が幼い子どもで、争うこともできずに殺されてしまったり、その仕方がネグレクト、要するに食事も与えずに殺してしまうということや、もちろん乱暴して殺してしまうのがありますが、いろいろなひどい事例が出ている。新聞によれば、昨年中に子どもの虐待死が41件あり、このほとんどの加害者が親だということです。東南アジア地域には親が子どもをこんな形で殺すという事案があるのかどうか、ぜひお伺いできればと思います。

なぜこういうことが起きるかということ、先ほど申し上げたように、離婚をしたり再婚を

したりして家族の形態が変わってきてしまうと、再婚をした所で子どもが邪魔になってしまう。統計を見ますと、実親が殺す例がいちばん多いのですが、再婚をした相手である夫、継父が継子を殺す例も含めると、90%以上が親による子どもの殺人です。継母を加えると93.5%になる。これは厚生労働省の調査によります。虐待を受けた子どもは養護施設に收容されるのですが、東京の近郊の各県では、養護施設は虐待を受けた子どもで満杯になっているのだそうです。

家族の問題、現象がそうなっていますから、それに対応するためにどういう法律を作るかということについても、共通の法律の基盤ができてくる。ただ、こういう問題はアジア地域にはまだないのではないかと思います。そういうことを、私は称して「グローバル化」という言葉で表現したのですが、もう1つ「ユニバーサル」という言葉があります。つまり、普遍的ということ。グローバルというとは何か1つのことが広がっていく、例えば、便利な炊飯器が日本で造られたとすると、アジア全部どここの国へも広がっていく。これはグローバルな現象と言えるのですが、一方、ユニバーサルというのは普遍的な原則ということがいえます。

日本で最初に民法を作ったころの話として、家族法というのはそういったユニバーサルな、普遍的な原則は適用できないのだ、殊に日本の有名な学者で最高裁の長官になられ、その後、国際司法裁判所の裁判官になられた田中耕太郎先生は、「財産法は国際化できるけれども、家族法は国際化できない」ということを『世界法の理論』という本の中で書いておられるのです。長年こういう考え方が支配的でしたが、最近の家族のこういった問題を見ますと、普遍的な原則というものには世界中1つ、みんな同じになってくるのではないかと思います。経済成長・発展してきたために家族をめぐる問題が似てくるということですが、そこまで行くのが良いのか悪いのかという問題はあります。経済発展しないで豊かにならないのは困るけれども、豊かになる反面でいろいろな家族をめぐる問題が出てくる。家族法の問題を考えるときには、そういったユニバーサルな問題と、その国の習俗であるとか民族であるとか宗教に根ざして変えられないものという要素がある、だから、家族法の問題を考える場合には、何が変えられるものであり、何が変えられないものかということを見分けていく必要がある

のではなかろうか、ということをお願いしておきたいと思えます。

私は長年家庭裁判所におりましたので、終わりに家庭裁判所のことを申し上げたいと思えます。日本の家庭裁判所は、家事事件だけではなくて少年事件も扱っています。国によって裁判管轄(jurisdiction)は異なるわけですが、少年事件の起きる背景は家族にありますから、その家族の問題と少年事件を同じ裁判所で扱うのは、考え方としては理想に近いわけ。しかし、実際、家事事件と少年事件を同じ裁判官が一緒に扱うということは難しい。最近、アメリカでそういうことにトライしているらしいです。現実の問題としてはなかなか難しいけれども、考え方としては家事事件を扱う扱い方で少年事件を扱う、少年事件の背景になっている家族の問題を考える意味では、同じ管轄の中で扱うのが良いと思えます。

家事事件について考えますと、日本では家族の中の問題のすべてを家庭裁判所が扱っています。相続の問題もやりますし、成年後見とって意思能力がなくなった高齢者の財産後見をすることとか、監護者の後見をするといった後見制度についても、家庭裁判所が扱っていますので、相続の問題から子どもの問題、養子の問題と管轄が非常に広いということ。す。

もう1つ申し上げておきます。最近の難しい問題として各国で議論されていることがあります。医療技術が発展してきて、子どものない夫婦がなんとか人工生殖によって子どもが欲しいということですが、人工生殖によって生まれた子どもの親子関係はどうなるのかという非常に難しい問題です。これは、子どもがたくさん生まれている国ではあまり問題はないのですが、だんだん子どもが少なくなって、結婚が遅くなったり、結婚をしないで子どもだけが欲しいという問題になってくると、そういった問題が共通の問題として議論されるようになるのではないかと。今まさに日本でその問題が議論されているところ。す。

非常に急ぎましてあちこちに話が飛び、雑になりましたが、以上をもって講演を終わりたいと思えます。御清聴ありがとうございました。

○司会 野田先生、ありがとうございました。

講演第2部

「インドネシアの海外投資環境」

講師：インドネシア大学法学部長
ヒクマハント・ユワナ

○ヒクマハント この度は本セミナーに御招待いただき、石川国際民商事法センターに感謝申し上げます。本セミナーは多国間の協力、特に法律分野での協力関係を強化する上で非常に重要であると考えております。また、私の第二の故郷である日本の、この美しい金沢市で今回講演する機会をいただき、誠に光栄に存じます。私は16年前に慶応大学の法学修士課程を修了いたしました。私の日本語は十分ではございませんので、英語で講演させていただきます。



本日は、インドネシアにおける海外投資を取り巻く法律環境について講演いたします。

法律環境は、投資家が海外投資をする際に考慮すべき重要な条件の1つです。法律は投資を保護するとともに紛争解決の糸口にもなります。インドネシアに投資する投資家にとってもこれは例外ではありません。

インドネシアに投資する場合には、インドネシアが権力統治から法律統治への大きな変革の最中にあることを理解しなければなりません。どのような変革が起きているのかを投資家は理解する必要があります。

本日の講演は、現在改革中であるインドネシアの法制度に関して、皆様に否定的な認識を与えるのではなく、変革のために、法制度の欠けている部分を正確にお伝えすることを目的としております。この講演をインドネシアに投資する際の御参考にしていただければ幸いです。

第一の問題は、各「政権」の呼び名及び法改革への影響です。

植民地支配の歴史を持つ多くの発展途上国と同様、インドネシアの統治も二つの時代、つまり植民地時代及び独立時代に分けられます。独立時代において、特定の指導者による政府は、通常「政権」と呼ばれています。

インドネシアには、オランダ植民地時代（第二次世界大戦終了時まで）及び独立時代という2つの時代があり、独立時代には、少

なくとも三つの政権が存在してきました。「旧秩序」（オルデ・ラマ）、「新秩序」（オルデ・バル）そして最も新しい「改革秩序」（オルデ・レフォルマシ）という政権で、最近では4名の大統領が就任しましたが、全員何らかの呼び名がつけられています。

インドネシアの独立後、各「時代」の呼び名は、後続の政治的指導者がつけたものです。1947年に就任した独立インドネシアの初代大統領スカルノは、オランダ植民地政権を植民地時代と呼びました。スカルノの後任者として1966年に就任したスハルトは、スカルノの時代を「旧秩序」と名付け、後任者が現れないことを願って、誇りを持って自らの時代を「新秩序」と呼んだのです。しかし、1998年にスハルトがその地位を追われた時、後続のハビビ政権は、自らの政権を改革秩序時代であると標榜しました。最近のアブドゥルラフマン・ワヒド及びメガワティ・スカルノプトリ両大統領には、特別な「時代」の呼び名はつけられませんでした。前の時代の指導者たちと区別されることを望んでいました。

スシロ・バンバン・ユドヨノ現大統領は、自らの政権について呼び名をつけておりません。これは大変望ましい傾向であり、インドネシアはこのような大統領を選出でき、幸運であると思っております。

各大統領、各政権が、前大統領、前政権との違いを誇示することが慣習化していたため、インドネシアの法律の発展にも影響を与えてしまいました。スカルノ政権は、植民地時代の法律をすべてインドネシア特有とされる価値観に基づく法律に改革しようとし、後続のスハルト政権は、植民地時代の法律すべての変更及びスカルノ政権が制定した法律の改正を試みました。その後、ハビビ政権は、植民地時代の法律、旧秩序時代の法律及び新秩序時代の法律の改革、という三つの目標を掲げ、同様のことが、アブドゥルラフマン・ワヒド及びメガワティ・スカルノプトリ両大統領にも当てはまりました。このような慣習のために、インドネシアの法制度は発展が阻害されてしまったのです。無論、インドネシア国民は、スシロ・バンバン・ユドヨノ現大統領の政権ではこのような慣習が繰り返されないことを願っております。

インドネシアが直面している第二の問題は、トップ・ダウン（上意下達）方式を重視した立法です。

立法には、「ボトム・アップ（下意上達）

方式」及び「トップ・ダウン（上意下達）方式」の二つの方法があります。ボトム・アップ方式では、社会の価値観に基づいて法律及び規則が制定され、社会が容認する価値観が法律及び規則に反映されます。これとは対照的に、トップ・ダウン方式では、政府の最上部が社会全体をかんがみることなく、又は社会の意見を取り入れることなく、単独で法案や規則を起草し、それを実定法として制定し、公布します。この二つの方式は、同時に採用することが可能ですが、インドネシアの法律は、主にトップ・ダウン方式を重視して制定されて来ました。

トップ・ダウン方式がインドネシアの法律の発展の中で主に採用された理由はいくつかあります。第一に最も重要な点ですが、インドネシアの民主主義は、過去においても現在においても、大半の先進国と同様には機能してこなかった点が挙げられます。社会の価値観が法律に反映されることはほとんどなかったのです。第二に、インドネシアは、概して民族的伝統社会である、という点です。特定の民族集団に属する人々はその民族の指導者に従い、指導者は民族のための是非を判断するに当たり強力な権力を有し、その判断が疑問視されることはありません。第三に、ヨーロッパの伝統的な意味の市民社会がインドネシアでは発展してこなかったため、特定の政治的指導者が采配を振るう余地がかなり残っている、ということが挙げられます。

トップ・ダウン方式を採用することの問題点は、法律の厳格な執行が必要であることです。社会に浸透する価値観は、制裁や懲罰によって法律に取り入れられた価値観に強制的に変えられてしまいます。法の執行力が弱いと、社会に対して何の効力も持たない法律になってしまいます。これからお話しますが、残念ながらインドネシアでは法の執行力が弱く、これが第三の問題となっております。

無論、トップ・ダウン方式は、法執行が厳格であれば機能するでしょう。しかし、この方式は、人々が現在認めている価値観を変更してしまうがゆえに、社会が上意下達で独断的に押し付けられた価値観を受け入れることは決してあり得ないため、法律が厳格に執行されなければ形骸化するでしょう。

法執行力が弱い理由はいくつかあります。第一に、裁判官や検察官など、現在インドネシアの法制度に関わる人材は、率直に申し上げて強い影響力を持っておりません。さらに、彼らは日常業務に忙殺されているので、自ら

の知識を深める努力をする者もほとんどいません。国家組織の法曹は、給与が低いために優秀な法科出身者を集めることができず、低い給与及び職員の能力不足のために腐敗が生じています。司法制度の酷い腐敗は有名であり、政府の非現実的なほどに低い給与水準が、誠実さに欠ける凡庸な人材しか集まらないという結果を生み出しているのです。

このように法執行力が弱いため、人々は司法制度に対する信頼感を失っています。国民は、信頼感とまでいかなくても、司法制度を信用して紛争や不服申立てを提起することさえできないでおり、この意味において、司法制度は、公正な裁きを行う機関としての国民からの尊敬と信頼を失っています。最近、国民は、自らの手で裁きを行うことを選んでいきます。インドネシアでは、軽犯罪者が一度捕まると、罪の重大性に応じて激しく殴打されたり、焼き殺されるという記事が新聞に掲載されることは珍しくありません。不幸にも、効果的な法執行力が不足しているために集団暴行の精神が生まれ、原始的な社会のような社会的火種となっているのです。

さらに、法執行力が弱いのは、法律及び規則が現実的に即していないためであり、法の制定者がインドネシア社会及びそれを支えるインフラを十分に考慮していないことが度々あります。法の改正や導入は、比較的短期間で行うことが可能ですが、社会の思考様式、価値観が変化するには、はるかに長い時間を要します。さらに、非現実的な法律、規則は、法の執行者から見れば、金銭的利得の対象、つまり「示談」で賄賂を得る手段となります。法の執行者いわく、制裁が厳格であればあるほど、賄賂の額を交渉する上で有利になるのです。

次の問題として、調査を行わずに法律が盲目的に制定されることが挙げられます。

ある法律が社会の中で期待通り機能するためには、徹底的な調査を事前に行い、問題を的確に認識し、数多くの選択肢の中から最も有効な解決策を選択することが必要です。残念ながら、インドネシアにおける法律制定は、徹底的な研究に基づいていないため、発布された法律が目的通りに機能しないのが通常であると言っても驚きではありません。法律の中には、「調査」に基づいているものもありますが、そうした調査は、概して形式的なものにすぎません。法学者が学術的な法案を起草することも度々ありますが、この場合の調査は、公布される法律が公的な根拠に

基づいていると正当化するためだけの利己的なものとなる傾向にあります。このように、ニーズを発掘するために調査が事前に行われることはなく、ましてや望ましい結果を生み出すことはほとんどありません。

インドネシアにおける調査能力は相対的に低く、優れた調査がされることは非常に稀です。大半の法律及び規則は、その制定と並行して調査がされたことはありません。新しい法律の公布は、法曹界を含め、国民にとって寝耳に水であることが通常であり、その結果、このトップ・ダウン方式による法律の合法性について異論が唱えられることもしばしばあり、法律が十分理解されることも稀です。大半の法律は、社会の価値観にそぐわない価値観を含んでおり、最終的には効力を失ってしまいます。国民は、社会の多数を無視して公布された実定法を遵守するために行動を改めたり変更したりしません。

加えて、一般的な法律及び規則に関し調査がされていないため、新しい法律と既存の法律との間に対立が生じています。このことは下位の法規がはるかに上位の法規と矛盾する一因にもなっており、この問題は、インドネシアの実定法の無秩序な制定に拍車をかけています。

次の問題は、異質な価値観の無秩序な導入です。

インドネシアの法律が機能しないもう1つの理由は、インドネシア社会にとって異質な多くの価値観が突如導入された、という事実があることです。これらの価値観は、国民がゆっくりと時間をかけて消化し、新しい環境に適応できるよう少しずつ導入されたものではありません。ここでいう異質な価値観とは、必ずしもインドネシア国外の価値観とは限らず、国家レベルで導入されたインドネシア国内の特定の地域共同体の価値観も含まれます。しかし、本講演では、インドネシア国外から導入された価値観に的を絞りたいと思います。

最近導入された経済法の中で、外国によるインドネシア政府機関への侵入であると大半のインドネシア人が考えるものがいくつかあります。例えば、最近制定された競争法及び消費者保護法は、完全に新しいものと見なされています。また、制定後しばらくした後に国際機関（世界貿易機構、国際通貨基金など）から改正を求められ、改正された法律は異質であると考えられています。例えば、知的財産法、会社法、資本市場法、破

産法、銀行法及び中央銀行法は大幅に改正されました。現行の知的財産法の内容は、他の先進国と同様の基準に基づいているかもしれませんが、知的財産を権利とする概念を十分に理解しないインドネシア社会には適合しません。さらに、この分野の法執行は、法律に含まれている価値観と社会に存在する価値観に隔たりがあるために、厳格には行われていません。

伝統的なインドネシア法学者の大半は、大陸法と英米法の体系を対照し、全てを網羅する法律体系に慣れた大陸法系の国ではこのような独立制定法が入る余地はほとんどない、と論じています。こうした新種の法律は、英米法体系を具体化したものであり、伝統的にオランダ法を起源とした大陸法の流れを汲むインドネシアの制度にはなじまない、というのです。

異質な価値観を急激に導入したため、法律は、ほとんど執行不可能で象徴にすぎなくなってしまいました。形式上は存在するけれども実践されない法律になってしまったのです。

インドネシアが直面する最後の問題は、法律志向のない社会に法律が存在するという問題です。

インドネシア社会は法律志向ではないという事実により、成文法又は実定法が期待されるほど機能していない、という結果が生じています。インドネシアは、アメリカやヨーロッパとは異なる法文化を持っていることを認めなければなりません。法律志向のない社会に法律が存在することは、法律が効力を失ってしまう一因になっています。国民は、法律を行動規範と見なしていません。法律は、社会規範としてではなく、政府の方針、告示又は単なる象徴としか理解されていないのです。

法律が理論どおりに実践されていない例は数多くあります。一つの例としては、運転手が誰かを不注意で轢いてしまい、その結果、轢かれた人が死亡したとします。被害者の家族は、法的手段に訴えようとはしないので、運転手が刑事告発を受けないことは度々あります。運転手と被害者の家族は、示談で問題を解決してしまい、事件は裁判所に持ち込まれることはありません。さらに、事件を処理する警察も、当事者に和解することを勧めます。もちろん、重大な事故が起きて人命が失われたことを考えれば、これは法律に基づいて解決されたとは言えません。本来ならば、

刑事犯罪の容疑者については、法廷で裁きを受けるか、少なくとも不起訴が正当化されるまで捜査を続けるべきなのです。しかし、警察でさえも、こういった問題を国家による措置が必要な問題というよりも、私的当事者の利益のみに影響する問題であると見なしているのです。

法律は、法律志向が欠如した社会では期待どおり機能しません。実定法はそのような社会では意図された効力を発揮せず、社会は、実定法の規範に従わないでしょう。この事実が、インドネシアでは制定法が尊重されていないと結論づける人々の不満の一因となっています。

残念ながら、多くのインドネシア人及び外国人法律顧問は、この事実を認識していません。ほとんどのインドネシア人法律家は、一旦法律を制定すれば社会がそれに従うであろうと想定します。この種の誤解は、インドネシアの法整備を支援する外国人顧問にも多く見られます。

最後に、先ほども申し上げましたが、インドネシアは過渡期にあります。過渡期にある国であるため、法律が様々な理由から適切に機能しない、ということをご想定すべきです。

今日、インドネシアが直面している課題は、これまでほとんど関心が払われてこなかった法律と法制度をどのように機能させるか、ということであり、無数の法令や規則を単に制定するだけ、ということとは対照的です。インドネシアは、実定法を野放しにしており、法規範に従う社会的慣習は、ほとんど存在してきませんでした。また、裁判官や検察官といった国家機関に属する法曹者は、法規範が社会の実情に沿うように法執行を追求する能力に生来欠けているように思われます。

現在、政府は、最高裁判所と最高検察庁を改革しつつあります。インドネシア国会は、法律が社会の実状を反映するよう、多くの法律の改正を試みています。

本日の私の講演が、インドネシアへの投資に水を差すのではなく、投資する際の注意点として留意していただければ幸いです。インドネシアは、法整備はさておき、投資には絶好の場所です。市場は巨大で、政府は多大な便宜を供与し、天然資源は、他に類を見ないほど膨大にあります。また、政府も、法整備に力を尽くしています。

御静聴、誠にありがとうございました。

○司会 ヒクマハント様、どうもありがとうございました。どなたかご質問等ございません

でしょうか。

○ソラウィット 質問ではないのですが、ボトム・アップ方式で制定される法律に関して、少しコメントをさせていただきたいと存じます。

タイでは、新憲法が制定されて以来、政府又は政府機関が、憲法が保障する国民の基本的権利に影響する可能性がある新しい法律を提案する場合は、その法案が国会に提出される前に何らかの形で公聴会を開くことが必要であるとされています。

タイにおける最も効率的なメカニズムの1つに、市民社会、NGOが法律制定において大きな役割を果たしている点が挙げられます。この種の機関又は組織は、ドナーなどから寄付金を受けているので、多額の資金源を費やして法律全体の概念、詳細を検討することができるのです。彼らの意見は大変貴重であるため、法律に反映されることもあります。国家が公布した法律間の整合性に関する問題については、タイでは、国家審議会制度を使用しています。政府から国会に提出される法案は、国家審議会を通過しなければなりません。つまり、この機関は、全ての法律を整合させる中心的役割を果たしているのです。ただし、この制度にも問題はあります。というのも、すべての法律が単一の組織を通過しなければならないとなると、新法制定に遅延が生じるからです。

さらに、インドネシアの国会で法律起草者を育てるに当たり注意しなければならない問題があります。タイの国家審議会も法律起草者と同様の能力を有していますが、問題は、法律起草者が提案される全種類の法律に関する専門知識を有することは不可能である、ということです。法律起草者は、法律をどのように適用し、具体化するかなど、特定の知識や専門性を持ち合わせていますが、法律の詳細、特に技術的な面に関しては、それほど知識を持ち合わせていません。その場合に、タイの国家審議会は、法案をすべて自分達で検討するのではなく、特定分野の専門家を招へいし、国家審議会内に設立された委員会で専門家の意見を尋ね、様々な分野の専門知識を収集します。

以上が私のコメントです。御静聴ありがとうございました。

○ヒクマハント タイでの事例をお話いただき、大変ありがとうございました。残念ながら、インドネシアには、国内で公布される法律すべてを監視する国家審議会のような

組織は存在しません。このような機関がインドネシアにも存在すべきでしょう。それから、今日のインドネシアでは、ある法律が特定の集団又は特定の個人にとって有益でないと思なされた場合に、その集団又は個人は、憲法裁判所に対し公布された法律の破棄を訴え出ることができます。最近では、電気に関する法案が無効になりました。ある特定の集団が、この法案は憲法と矛盾していると主張し訴えたからです。これは投資家が注意を払うべき点であり、新しい法律が簡単に無効になるのであれば、投資家は、法律上どんな保護を受けられるのか不安に感じるでしょう。これは、インドネシアが過渡期にあるために起こっている現象で、誰が何を規制するか、確証できないことが多々あります。過渡期から早く脱出できることを希望しております。国民は、自分たちの望むとおりに制度を活用できないと気付きつつも、その制度を支持しようとしています。インドネシアの法制度の問題に関する私の説明が、皆さんの国々の教訓になれば幸いです。

○司会 ヒクマハント様、ありがとうございます。

講演第3部

「タイにおける海外投資を取り巻く環境—投資紛争解決制度—」

講師：タイ最高裁判所長官府判事
ソラウィット・リンパランシー

○ソラウィット 本日この講演会に参加できますことは、非常に光栄に存じます。まず始めに、このシンポジウムに御招待いただいた石川国際民商事法センターに感謝の意を申し上げたいと存じます。また、北國新聞社には、このような素晴らしい場を御提供いただき、誠にありがとうございます。



最初にタイにおける投資環境に関する発表を依頼されたときは、何について話すべきか長い間検討しなければなりません。と申しますのも、与えられた議題は広範囲であり、皆様がどの辺りの分野に関心をお持ちであるか分からなかったからです。最初、発表の内容を投資紛争解決の仕組みに限定しようと思いましたが、変更し、

タイにおける投資環境の多くの側面を網羅することにいたしました。ここには、ビジネスマンの方もいらっしゃれば、法学者、弁護士の方もいらっしゃいますので、できるだけ多くの側面についてお話しし、皆さんの御希望にできるだけ沿いたいと思います。

まず、タイにおける政治的側面についてお話ししたいと思います。御存じのとおり、タイは民主主義国です。今月の始めに選挙があり、その結果、国会で一党が約384席を獲得しました。これはタイでは初めてのことで、過去10年間における政権はすべて連合政権であり、政府内に多数の政党が混在していました。今月からは、国会で絶対多数を獲得した新しい政府が生まれます。こういった政治的環境は、国内に安定をもたらすでしょう。過去に我々が直面した課題の1つに、政府が不安定であるために政策についても数多くの変更がされ、投資家にとって大きな問題となるということがありました。故に、新政府がタイの民主主義制度により大きな安定性をもたらしてくれるものと期待しております。少なくとも、与党に投票したタイの1,800万人の期待に応えなければならないでしょう。

タイの投資環境の別の側面として、経済政策があります。御存じのとおり、タイは、市場経済であり、タイに投資しようとする投資家に対しては、ほとんどの場合、市場を開放しています。タイ社会及びタイの経済界では、投資プロジェクトにおける政府の役割はそれほど大きくありません。通常、政府は、民間セクターに経済の運営を任せ、政府の支援を必要とする大規模なプロジェクトにのみ介入します。

タイのもう1つの投資環境として、インフラと資源が挙げられますが、タイのインフラと資源の改善における現在の優先課題は、人材の育成です。前政権より、小学校から大学に至る教育制度の改革プログラムが数多く実施されてきましたが、これまであまり成果を出していないということを確認しなければなりません。この改革の中で生じた問題の中には、前政権において、政府内に複数の政党が混在し、複数の小規模な政党が教育省を担当したため、改革の方法について対立が生じたことに一因があるものもあります。新政権は単一の政党で構成されているので、政策にも整合性があるものと期待しております。他に改善が必要なものとして、設備や公益事業が挙げられます。過去10年間において、タ

イに対し数多くの投資が行われましたが、設備や公益事業は、投資家にとって十分ではありませんでした。例えば、電気、水道などで、特に交通機関には改善が必要です。タイにいらっしゃれば、交通渋滞のひどさに気付かれるでしょう。したがって、インフラ、特に交通機関の改善があることを期待しております。

ここで自然災害の影響についてお話いたします。御存じのとおり、昨年2004年12月に津波が起こり、タイの一部がその影響を受け、被害額は、昨年のタイの国内総生産の0.5%に上るものと見積もられています。津波は、多大な被害をもたらしましたが、同時に投資の機会も生み出しました。今後、タイ、特に津波の影響を受けた地域では、復興のために多くの資金を必要としています。この特定の地域では、当然、多くの投資が必要であり、インフラを改善すべきであると予測しております。

恐らく近い将来、タイで実現される政策が2つあります。

1つ目は、国営企業の民営化政策であり、前政権から開始されましたが、新政権もこの民営化政策を継続するでしょう。前政権では、様々な国営企業を民営化するに当たり、いくつか障害がありました。これらの国営企業には非常に強力な労働組合があり、民営化が実施されれば、自分達が享受している利益が影響を受けるということを知っていたため、彼らは民営化政策をできるだけ阻止しようともくろんだのです。過去において、これらの企業は終身雇用であり、かなりの浪費があった、ということをお認めなければなりません。従業員は、タイのどの大企業よりも多くの福利厚生を与えられていたのです。

では、民営化政策の背景にある原因は何なのでしょう。

政府は、国営企業に対し、事業の効率化を目指し、顧客の要望にもっと答えることを要求していました。国営企業は、長期間に渡ってほとんど独占状態にありましたが、経営においてはあまり成功したとは言えません。

例えば、タイ電信公社は30年間に渡り営業して来ましたが、30年間でたった100万件しか電話線を架設しませんでした。しかし、この企業の一部をテレコムアジア社が民営化したところ、5年以内で、100万件の電話線を架設しました。タイ電信公社が30年間かけて行ったことを、民営会社は5年で行ったのです。いかに効率的であるかご理

解いただけるでしょう。このように国営企業を民営化すれば、効率的に事業を経営できるようになるのです。私は、新政府が、与党に投票した約1,800万人の国民の要望に応じ、この民営化政策を実施し、遂行することができるかと信じております。

また、将来の計画として、これは私が来日するちょうど一週間前の新聞で報道されていたのですが、政府が発表したところによると、今後4年間でタイにおいて多くの投資プロジェクトが実施されるとのことです。プロジェクトの総額は、正確には伝えられておりませんが、多くの専門家は、2,000億バーツ程度になると予測しております。正確な米ドル換算はしていませんが、タイのような小国にとっては巨額です。プロジェクトの内容は、地下鉄の拡張、高速道路の新設、新空港の建設、さらに多くの交通機関の新設などです。

新政府が実施を計画しているもう1つのプロジェクトとして、「草の根経済活性化プロジェクト」があります。過去4年間において、政府は小さな村落に多額の資金を投入して来ました。この政策の目的は、村落にも持続可能な経済成長をもたらすためであり、村民が、闇市場の財政援助に依存することなく自活できることを目的としていたのですが、この政策の結果は、まだ現れてきていません。このプロジェクトの結果を現時点で予測することは非常に困難です。多くの学者は、これは短期的な経済効果しかなく、長期的な効果はないだろう、と予測しています。また、前政権においては、タイの業界を強化し、他国の同様の業界に対してより競争力をつけるために、いわゆる「戦略的業界」を作り出すことを試みていました。この「戦略的業界」には自動車部品業界が含まれています。我々は、よく「アジアのデトロイト」になりたいと言いますが、おそらく「アジアの大阪」にもまだなり得ていないでしょう。ですから、目的を達成するにはまだまだ時間がかかりそうです。

さらに、農業及びバイオテクノロジーも戦略的業界です。タイ社会は、長い間農業を基本としてきましたので、庶民、特に農村部には大きな影響を与えます。政府は、農業関連産業をより競争力のあるものにし、バイオ産業の発展にもより力を注いでいます。また、この現代社会において情報技術は不可欠であり、一種の流行となっています。一方、観光業は長期間にわたってタイの主産業の一

つに挙げられます。

次に、法律事情に移る前に、経済的側面についてお話ししたいと思います。

御存じのとおり、タイでは1997年に深刻な経済危機が起きました。それ以来、タイがどの程度まで成長してきたか御説明いたします。2000年の国民総生産は、1,220億ドルで、2001年にはわずかに減少しましたが、昨年の2004年の国民総生産は、1,600億ドル程度になると予測されています。次に国民総生産の成長率ですが、経済危機の2年後である1999年に、4.4%成長し、2003年の成長率は6.8%でした。昨年の成長率は6.3%程度になると見積もられています。輸出額及びその成長ですが、1999年には790億ドルでしたが、2004年には減少いたしました。これはタイバーツと米ドルとの為替相場の変動のためでもあります。インフレーションについてですが、1999年には0.3%で、2004年は2.5%になると予測されています。

次に、タイにおける投資を取り巻く法律事情、法律環境についてお話しいたします。

タイにおける投資及び市場の展望ですが、数年前になってやっと新しい競争法が制定されました。この法律の普及に当たり、大半の企業が公正な基盤の下で競争に参加し、市場で支配的な地位を占める企業又は支配的な力を誇る企業がその権力又は地位を濫用して他の中小企業に不正な影響を与えないよう、市場における競争を促進しています。また、この法律は政府の政策とも整合しており、憲法において、主要産業の自由化が国の主な目標であると明確に定めています。例えば、憲法は、放送と電気通信は自由化しなければならないと定めており、この二つの業界を監視する独立監視機関の設置を義務付けています。というのも、過去においてこの二つの業界は影響力のある特定集団に限定されていたため、憲法で、一定の移行期間の後にこの市場への自由なアクセスを保障し、二つの独立監視機関に放送事業及び電気通信事業の経営の監視及び規制を義務付けています。公益事業の民営化及び競争の促進は長期間にわたり政府の主な政策でしたので、ここ数年以内に、電気、水道事業の民営化が行われるものと確信しております。

外国人投資家がタイに投資する場合、投資家の関心の一つは資金の行き先であると思えます。タイに投資した後、自国に投資の収

益を還元しない投資家は誰もいないでしょう。タイの為替レート管理については、原則上も実際においても国際通貨基金の第8条に従っていますので、タイに投資したときはその収益を自国に送金することができます。外貨取引、例えば、旅行、取引の支払、利子の支払、収益、配当金、投資の自国送金、特許権使用料の支払などは、タイの中央銀行であるタイ銀行の許可なく、無制限で自由に行うことが可能です。また、投資資本の自国送金についても制限はありません。特に、借入契約の下での元金支払い、タイから事業を引き上げる際の投資資本の自国送金も、許可は必要ありません。パーツの取引については、不確定な変動を避けるために、多少制限があります。海外へのパーツ持ち出しは50,000パーツを超えない範囲で可能です。

次に、投資の奨励策についてですが、皆様の中には既に御存じの方もいらっしゃるかも知れませんが、タイ政府は、政府の政策と一致する外資事業を誘致するために、外国人投資家に何らかの特権を与え、投資の刺激策を講じています。例えば、事業場所に依じて2～8年間の法人所得税を控除しています。これはつまり、事業を行うのが遠隔地であればあるほど、更に税金の控除を受けられる、という意味です。そうでなければ、投資は特定の場所に集中し、農村地は発展しないからです。また、機械類、原材料などに対しては50%程度の輸入税控除があります。それもまた、投資場所に依じて異なってきます。さらに、外国人は、タイで事業を行うために土地の所有が認められ、自国からタイに技術要員や経営者など専門家を連れてくることも可能です。また、タイの投資委員会から投資特恵が認められれば、配当金支払のための税控除もあります。

タイは、日本を含め約40か国と関税控除特別協定を結んでおり、この協定の枠組内では、資格に応じて、タイ又は自国のどちらか一国でしか課税されません。例えば、タイで恒久施設を有している場合又はタイに一定期間滞在した場合はタイで課税されますが、それ以外では免税されます。また、自国においても税金の控除が受けられ、取引に応じて税率が削減されます。

次に、投資家ができれば関わりたくない難しい問題、紛争についてお話ししたいと思います。

もちろん紛争を好む投資家は存在しないでしょうが、残念ながら、時として様々な理

由により紛争が生じ、これは回避することができません。予期しない理由で紛争が生じることもあるでしょう。例えば、当初タイにおいては固定為替レートを使用しておりましたので、そのレートに基づき取引価格が決定されていましたが、その後変動為替レートを導入したため、ビジネスコストは大幅に変更せざるを得ませんでした。

これは紛争や対立の一因になりますし、実際に紛争を引き起こし、数多くの訴訟が裁判所や仲裁に持ち込まれました。紛争は、利益の割当て、為替レートのリスク負担や、文化、価値観、考え方の違いから起こり得ます。和解できるケースもありますが、和解できずに紛争に発展する場合も多々あります。また、法律や政策の改正により紛争が起こることもあるでしょう。というのも、タイでは今まで、政権が変われば前政権の政策も変更されたからです。時には、契約条件が不明瞭であるために紛争が起こることもあるでしょう。弁護士の方であれば、契約書を作成するに当たり、5年、10年後に何が起こるかを予測し、起こり得る対立を防止するような条項を盛り込まれるでしょうが、時として、予期できない事態も起こり得ますし、また、契約書に適合する最も適切な語彙がなく、契約書が不めいりょうなものになることもあるでしょう。さらに、ビジネスパートナーが誠実でないために対立することもあるでしょう。

タイにおける投資紛争解決に当たり念頭に入れていただきたいのは、タイ人は紛争を好まず、法廷での裁判も望まない、ということです。裁判所に行くぐらいなら、汚物を口にした方がましだ、とよく言われます。これはアジアの大半のビジネスマンの考え方や態度をよく反映していると思います。私たちはビジネスがしたいのであって、訴訟や裁判をしたいものではありません。

投資紛争解決のために使用されている方法として、調停がありますが、これは様々な理由から制限されています。資格を有している調停者は少数しかおらず、調停の利点を完全に理解するビジネスマンはあまりいないからです。タイで好まれる投資紛争の解決方法は、仲裁です。タイでは、大規模及び中規模の契約において当事者は契約書を弁護士に起案してもらい、弁護士は、通常契約書に仲裁条項を盛り込みますので、タイにおける大半の投資事業契約では何らかの仲裁条項が含まれています。

最後に、皆様もよく御存じで、皆さんの国

にも存在する法廷審理があります。

タイにおける仲裁について少しお話いたします。

タイでは、仲裁が投資紛争の最も好まれている解決方法であり、最近、新しい仲裁法を制定いたしました。この法律は、国連国際商取引法委員会が何年も前に起草した仲裁モデル法に準拠しています。時間に制約があるため、この法律の条文の全てを説明することはできませんが、この法律が重要な三原則に基づいていることを記憶にとどめておいて下さい。

一番目の原則は、当事者自治です。この原則の下では、当事者間の合意が正当な法の原則に反しない限り、当事者が任意に仲裁手続を取り決めることを法で認めています。

二番目の原則は、ただ今申し上げました、正当な法の手続です。法律は、紛争当事者全員に対し提訴、弁論、訴訟参加における適切かつ平等の機会を保障しています。

三番目の原則は、司法についてです。仲裁法廷は私人であるため、仲裁法は、仲裁手続における十分な司法援助かつ司法審査の制限を保障しています。また、仲裁には国家の執行力がないため、時として、当事者及び仲裁法廷は、手続を円滑に行うため司法に依存しなければなりません。例えば、証人喚問、保護の暫定処置、そして特に執行においてです。タイの主要な仲裁機関であるタイ仲裁協会は、司法省内に設立され、数年前に、裁判所の傘下に移動しました。今年で設立15周年になります。同協会は、仲裁事件を多数処理しており、国際商工会議所の訴訟でも利用されています。

では、次にタイの司法制度について少しお話したいと思います。私は、紛争の処理に当たり、裁判官としてまず「法の確実性」を試みます。当事者にとって法律をより予測可能なものとし、事件の一般的な結果がどうなるか予測できるようにするのです。第二に、「法の支配」を適用し、一定の集団や個人だけでなく、何人に対しても法の支配を確保します。また、タイの裁判所では、経済的状況にかかわらず全員が平等の保護を受けられることを保障するため、法の適正な手続と法の下での平等を保護しています。さらに、長期にわたる国家の利益を保護します。タイの裁判所ではタイ国民の利益を保護した方がいい、と思われる方もいらっしゃるでしょう。確かにそうかもしれませんが、長期的視野から見ますと、それは良い結果をもたらさせ

ん。タイ国民を保護しすぎれば、外国人投資家のタイに対する信用は失墜し、タイに投資する者はいなくなり、結果的に、タイ国民に損害を与えることとなります。故に、タイでは、その目的を達成するため、裁判所に訴える者全員に対する公正を確保できるような様々な対策を講じてきました。

第一に、司法の独立と透明性の確保です。先ほど申し上げましたが、新憲法が制定されたのは数年前であり、この憲法では、司法の独立の更なる強化を唱っています。過去においては、裁判所は司法省の管轄下にありましたが、新しい憲法下で、裁判所は司法省から分離されました。司法省と裁判所の関係で問題があったことはほとんどありませんが、数年前、司法大臣が、裁判官の任命に介入しようとしたことがあったため、憲法はこの種の危険を回避するため、司法省と裁判所を分離し、行政が裁判所の管理に介入しないことを保障しました。

その他の施策として、裁判における「裁判官定足数の確保」があります。過去においては、第一審判決の裁判官定員数は2名でしたが、実際に裁判への出席が要求されたのは1名だけであり、裁判後、その裁判官が事件記録をもう一方の裁判官に提示し、その裁判官が事件記録や証言を閲覧した後、共同で判決を決定していました。しかし、最近では、この制度を変更し、少額請求事件を除き、すべての第一審裁判において裁判官が2名出席し、審理すべてに参加し、証言をすべて聴取し、裁判の最終段階で判決を共同で慎重に審議することを必要条件としました。また、この施策と併せて、「継続審理」を導入しました。過去においては、審理は、結審までの間に1、2か月に1度の間隔でしか行われていませんでしたが、数年前にこのシステムを変え、大半の事件は継続審理を行い、開始から終了まで継続的に審理を行うことを必要としました。さらに、最終的に判決を下す裁判官は、実際に事件の審理に出席し、証人を聴取した裁判官に限ることを保障しました。

加えて、裁判所の効率性を改善する数多くの施策を実施して来ました。その内の1つの方策として、ADR（裁判外紛争解決制度）があります。継続審理制度に変更したからには、裁判所は、その運営方法を変えなければなりません。継続審理制度では時間が制限されるため、裁判官は審理にエネルギーを注がなければならず、裁判以外のことに時間がかけられません。すべての紛争について審理が

行われるとすれば、裁判所は、事件が多すぎて混乱してしまうでしょう。例えば、パイプが1本あったとします。パイプの端で法廷審理があり、紛争事件が全てこのパイプを通過しなければならなかったら、パイプは爆発してしまうでしょう。そこで、このパイプの途中に穴を開け、法廷審理に達する前にパイプからいくつかの事件が出て行くようにします。つまり、ADRを活用して、事件を法廷審理に達する前に迂回させ、解決します。こうやって、限られた司法資源を効率よく活用し、非常に重大な事件にのみ集中できるよう、それほど重要でない事件は法廷審理まで達しないようにします。特に民商事事件をこの方法で解決し、裁判所まで持ち込まれる訴訟数を減らすため、全国の地方裁判所に調停センターを設立しました。これ以外の施策としては、法廷を開く際の情報技術の活用があります。昨年から今年にかけて、裁判所は、民間企業に委託し裁判所全体の情報システムの導入を図ってきましたので、このプロジェクトが成功し、国中の裁判所で新しいネットワークが構築できることを期待しております。現在、情報システムがないというわけではなく、タイのほとんどすべての裁判所で既に存在していますが、問題なのはシステムに整合性がないため、より整合性のある情報システムを導入し、全国の裁判所からリアルタイムで貴重な情報を得ることを目的としています。

さらに、証人の聴取のためにテレビ会議も使用しています。過去においては、証人が転職や転勤のために他の地域に異動してしまい、原審裁判所に召喚することが困難だったからです。テレビ会議設備を使用すれば、遠隔地からでも証言を得ることが可能です。現在、デジタル機器を使用し、証言全体の録音を試みています。いわゆる、「e-裁判所」を実施したいのですが、これがいつ実現するかはまだ未確定です。少なくともタイがその方向に向かっており、近い将来、いつ実現するか分かるようになるでしょう。

最後に、執行と差押えについて述べたいと思います。自分に有利な判決が出たとしても十分ではなく、その後にもまだ多くのプロセスが残っています。書類上で判決を得てもそれが執行されなければ意味がありません。ビジネスを円滑に継続するため、迅速な執行メカニズムが必要です。以前、特に経済危機が起きたときの問題として、多くの事件で財産が差し押さえられましたが、それらは法律執

行部で保管されたままで、使用されていません。銀行や金融機関は、これらの財産を換金することができず、不良債権はそのまま残り、又は利子が加算して増額していきます。この種の遊休資産は国の経済にとって有益ではないので、できるだけ早く市場に財産を戻そうとしています。情報技術を駆使して財産に関する情報を公開し、一般市民も競売に参加できるように、競売手続を加速化しています。また、競売の民営化も考慮しています。

以上で私の発表を終了いたします。タイの投資環境改善のために実施されてきた施策について御理解いただければ幸いです。御静聴ありがとうございました。

○司会 ソラウィット様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第9回国際民商事法金沢セミナーを終了させていただきます。

本日は、参加者の皆様には長時間御静聴いただき、誠にありがとうございました。



主催者あいさつ（高澤基北國新聞社専務取締役）



インドネシア大学法学部長 ヒクマハント・ユワナ氏の講演

～外国法令～

このラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令は、本年3月31日に2年間のJICA長期専門家としての任務を終え、ラオスから帰国された松永宣明神戸大学大学院国際協力研究科教授から御寄稿いただきました。同大国際協力研究科は、2000年9月から、ラオス国立大学経済経営学部支援プロジェクトを開始し、大きな成果が上がっています。詳細は、同科ホームページ (<http://www2.kobe-u.ac.jp/~gsicsprj/laos/>) を御参照ください。なお、上記ホームページには、松永先生が、ラオス赴任中に書かれたラオス報告も掲載されておりますので、この場をお借りして御紹介いたします。

ラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令

神戸大学大学院国際協力研究科教授 松永宣明

ラオス人民民主共和国といっても、このアジアの小国を知っている人は多くない。ましてや「サワン・セノ経済特区」といっても、その存在を知っている人は少ないであろう。しかし、ラオスの経済発展は、この経済特区を拠点として急激に進む可能性を秘めている。そこで、この経済特区に関する首相令の和訳を掲載する訳であるが、その前に経済特区のラオスにおける意義を簡単に説明しておきたい。

いうまでもなく「経済特区」といえば中国が有名であり、急激な中国の経済発展は経済特区を拠点として進んだといえる。しかし、経済発展の成功ゆえに、近年、さしもの中国も無制限な労働供給が困難になりつつあり、また最近の反日暴動やSARS騒ぎによって生産拠点を1か所に集中するリスクも広く認識されるようになった。そこで、次の生産拠点をどこに求めるかという問題がにわかに浮上してきた。

もちろん、既にタイ、マレーシアなどのASEAN諸国に生産拠点を持っている日系企業も多い。しかし、これらの国では賃金の高騰と人手不足が年々悪化する一方である。また、新たに生産拠点を設けるといっても、日本人スタッフを派遣したのでは到底ペイしない。日本人1人分の給料が数百人分の労働者の賃金より高い、という場合さえあるのである。しかも、現地労働者と自由にコミュニケーションを図れる人材は決して日本に多くない。

そこに、ラオスが経済発展の手がかりを得るチャンスがある。1つには、ラオスはタイに隣接しているだけでなく、文化的にもタイと近く、ラオス人はタイ語を理解できるため、タイから管理者や技術者を派遣すれば、労働者と自由な意思疎通が可能であり、派遣費用も日本人に比べてはるかに安くつく。ラオス人は穏やかな国民性を持っており、学習能力は決してタイ人に劣っていないので、やり方によっては生産性の向上が期待で

きる。また、人民革命党の一党独裁下で治安も良好であり、反日暴動などは想像できないほどである。

実際、既にラオスへ進出した日系企業もある。カメラ部品を生産している東京コイル、日本向けベビー服を作っているクリエイティブ・ビジネスなどである。さらに、王子製紙、関西電力、山喜などもラオスへの進出を決めている。2005年4月11日付けの『日経ビジネス』によれば、「日本貿易振興機構（ジェトロ）が3月、タイとベトナムにある日系企業の首脳や幹部を募ってラオス視察ツアーを開催したところ、東南アジアでは異例な50人も参加者を得た。」ということであるから、今後ラオスに進出する日系企業は増えるであろう。

しかしながら、これまで数えるほどしか企業が進出しなかったということは、ラオスが無名であったことだけでなく、進出を阻害する要因もあったと考える必要がある。1つは、その立地条件である。ラオスは海岸線を持たない内陸国であり、これまでバンコク港まで商品を輸送する必要があったが、その輸送費は余りにも高かった。第2に、人口が600万弱と少ないため、国内市場が小さいだけでなく、労働供給にも制約がある。第3に、官僚主義がはびこり、手続きに時間と費用がかかるという問題があった。

これらの阻害要因を一挙に解決するためにサワン・セノ経済特区が構想され、その実現のために首相令が發布されたと考えられる。まず、その立地はラオス南部のサワナケットであり、これは国道13号線と9号線の交わる位置にある。13号線はラオスを南北に縦断する幹線道路であり、9号線はベトナムのダナン港からラオバオを通り、ラオスを横断し、タイのムクダハンを通ってミャンマーに至る「東西経済回廊」の一部である。メコン川の対岸にあるムクダハンとの間には第2国際橋が建設中であり、これが完成すれば大量輸送が可能になり、輸送費も下がる。ラオスは **Land-locked Country** から **Land-linked Country** になり、内陸国の不利を有利に転換することが可能になる。その実現のために、サワン・セノ経済特区が構想されたのである。

大量輸送が可能になれば、人口による制約からの脱却も容易になる。小さな国内市場に制約されることなく、大市場であるタイやベトナム、さらには日本や欧米諸国などの外国市場向けに生産すれば良いからである。また、すぐに人手不足になるという指摘もあるが、交通の要衝にある経済特区で労働需要が高まれば、高賃金に引き寄せられて東西南北から労働者が集まり、かなりの生産規模に達するまで人手不足による賃金高騰は顕在化しないであろう。何と云っても、最貧国ラオスの賃金はタイの4分の1程度なのである。

しかも、人口が倍以上（1,360万人）のカンボジアにおいて輸出の80%近く、GDPの12%、製造業雇用の65%を占めている縫製業でも、労働者数は23万人ほどである。現在ラオスの縫製業はこの10分の1しか労働者を雇用していないから、これが飛躍的発展を遂げ10倍になったとしても、やっとカンボジアに追いつけるほどでしかない。しかし、人口600万人足らずのラオスでこのような発展が達成できれば、経済特区は大成功と言えるであろう。

おそらく最大の阻害要因は、官僚主義により手続きに時間と費用がかかることである。従来、企業の設立や投資、商品や原材料の輸出入などには多数の省庁による許可が必要であり、手続きが極めて煩雑であるため、企業活動を阻害してきた。しかし、経済特区では「ワンストップサービス局」を設立し、「企業の登録、輸出許可証・輸入許可証・投資許可証の発行ならびに、他の許可証の発行および事業に係る手数料の徴収を円滑にする」（首相令177号の第55条）ことが義務付けられており、必要な時間と費用の軽減が図られている。

しかも、多種多様な優遇措置が採られており、特に外国投資家の誘致に力が入れている。その一例を挙げれば、経済特区における取引高税・消費税・関税の免除、利潤税の免除（工業では5～10年、サービス業では2～10年、商業では2～5年）、免税後の利潤税（工業では8%、サービス業では8～10%、商業では10%）、5%の配当税と個人所得税、最長75年で更新可能な事業免許と土地使用などである（詳しくは首相令177号を参照）。これらの優遇措置は、中国、ベトナム、タイ、カンボジア等の経済特区を研究した上で、どこよりも有利な条件になるように設定されている。

サワン・セノ経済特区（Savan-Seno Special Economic Zone=SASEZ）は、ラオスで開設された最初の経済特区であり、その全般的管理とワンストップサービスを担当する機関として経済特区庁（SASEZ Authority=SEZA）が2003年9月に設立されているが、現在は敷地の整備や内外投資家の誘致に全力を挙げている。その結果、日本だけでなく、タイ、インド、マレーシア、韓国、シンガポール、アメリカなどから繊維、縫製、木工、家具、農産物加工、宝石、商業、観光、物流、ホテルなどへの投資案件が進行中である。

以下、2つの首相令を示すが、148号はサワン・セノ経済特区と経済特区庁について基本的な事項を規定した法令であり、177号はさらに具体的な事項を規定したものである。これは原文のラオス語からではなく、英語訳から私が個人的に和訳したものであり、公式訳ではない。なお、この経済特区の詳しい情報については、次のホームページを参照して頂きたい。ラオスにおける投資情報などが英語で紹介されているほか、投資法、労働法、外国投資奨励分野などは日本語で紹介されている（<http://invest.laopdr.org>）。

首相府

サワン・セノ経済特区に関する首相令（仮訳）

ラオス政府の法令(2003年5月6日付け No. 02/NA)、国内投資促進法(1995年10月14日付け No. 03/95/NA)及び外国投資促進・管理法(1994年3月14日付け No. 01/94)に従い、かつ本件に関する計画協力委員会委員長の提案を参考にしている。

第1条：目的

この首相令は、政府の一般的投資政策に従って、サワン・セノ経済特区の優位性を活かして、他地域・外国との産業・貿易・サービス面での関係を促進するのみならず、経営・行政分野の経験と新技術の利用を習得する機会を創出するために、内外投資を誘致・促進し、生産・輸出・サービス拡大を促進する目的で、この特区に関する組織、活動、基本的政策を規定するものである。

第2条：定義

サワン・セノ経済特区（以下「経済特区」と略記）は、初期段階では305 haの敷地Aと20 haの敷地を有する。これはMain Report of the Study on Special Economic Zone Development in Border Area (Savannakhet province) in Lao PDR (February, 2001)の地図6.5で示されている。

この特区は、製造業・商業・サービス分野への内外投資のためにラオス政府によって配分された土地からなる。「経済特区」で行なわれるすべての営利活動は、該当する法令、特恵や特例に従って促進され、かつ管理される。「経済特区」は、この地域の経済・産業・商業・サービス・協力の中心となることにより、投資と高度技術を誘致することを目的としている。

第3条：権限

「経済特区庁」は、政府に対して直接責任を持ち、首相府のリーダーシップの下に置かれた国家の行政組織である。この組織の主たる業務は、政府から配分された敷地内における「経済特区」での内外投資を選抜・認可・管理・促進することである。

第4条：「経済特区庁」の権利及び義務

「経済特区庁」の権利及び義務は以下のとおりである。

- 4.1 政府の投資政策を研究し、それを「経済特区」の長期・中期・短期の開発計画に具体化して、その計画を成功裏に実施すること。
- 4.2 「経済特区」の管理・促進・開発に関する規則草案を研究し、提案して首相と政府の承認を得ること。「経済特区」内の機関や営利企業に助言し、投資法、関連法規及び「経済特区」の規則に則してその活動をコントロールすること。

- 4.3 経済特区への投資に関心がある内外投資家に情報を提供し、便宜を図ること。投資案件を迅速に審査・認可し、投資活動を効率的に執行すること。
- 4.4 金銭的義務を適時に完遂することはもちろんのこと、「経済特区」内の営利事業の成長を助成・奨励すること。
- 4.5 内外企業に対して「経済特区」内の営利活動への投資について宣伝すること。「経済特区」の基礎的インフラの建設に対して民間企業と共同又は単独で投資すること。「経済特区」内の建物・事務所・その他の政府資産のリースについて契約・認可すること。
- 4.6 投資に関する問題や障害を解決する際に、関係省庁や県政府機関と協議・協調すること。サワナケット県の安全保障や社会経済開発に関して、県政府と連携すること。未承認又は不明確な原則・政策・規則に関係した問題について、首相又は首相が任命した代表に対して指導を仰ぐこと。
- 4.7 内外企業の提出した（産業・商業・サービス・観光分野の）投資案件を審査・認可し、営利事業の創設と運営に対して許可を与えること。譲許取決めや覚書について交渉し、締結すること。明記された権限に従って、許可証に記された事業範囲の拡大と期間の延長を認可すること。
- 4.8 土地の取得及び住民の再定住について関係機関及び上級政府機関が検討できるように、国家予算及び「経済特区庁」が調達した資金の用途に係る問題を審議し、論点を提議すること。
- 4.9 権限下の組織を管理し、スタッフを監督すること。「経済特区庁」の行政組織の創設・廃止、副長官・長官等の任命・異動・解任について提案し、上級政府機関の認可を求めること。
- 4.10 「経済特区」の資産を政府の関連規則に従って管理し、効率的に利用すること。
- 4.11 「経済特区」の予算を管理し、経済的かつ効率的に使用すること。「経済特区」の発展に必要な資金を外部から調達すること。
- 4.12 法令及び上級政府機関による決定や方針を実施し、「経済特区」内の活動を管理する上で必要な命令・規則・通知を發布すること。
- 4.13 「経済特区」内のラオス人公務員と労働者に対して、経営の経験と知識を獲得し、世界水準の新技术を利用し、ラオスの工業化と近代化の基礎作りに参画できる機会を創出すること。サワナケット県のラオス人に雇用を創出し、貧困を軽減すること。
- 4.14 政府・首相・関係県機関に対して、月次・四半期・半期・年間ベースで「経済特区」の活動報告をまとめて提出すること。
- 4.15 上級政府機関から委託された他の権利と義務を履行すること。

第5条：組織構成

- 5.1 「経済特区庁」は、事務局、部門、技術部、支援部課により構成される。首相又は首相の任命した代表者は、「経済特区庁」長官に提案して、当該組織を創設・廃止する権限がある。
「経済特区庁」長官は、首相府との協議に基づいて、当該組織の業務と権利を決定する義務がある。
- 5.2 「経済特区庁」実行委員会は、1人の長官（首相により任命・解任される）、少数の副長官（首相又は首相の任命した代表者により任命・解任される）から成る。
「経済特区庁」の長官と副長官の政府における序列は、各時における一般状況と適宜の必要性に従って、任命令又は任命書によって決定される。

第6条：「経済特区」における投資に関する基本的政策

- 6.1 ラオス政府は、国有企業、内外企業による「経済特区」内のインフラと施設の開発・管理への投資を奨励する。
- 6.2 「経済特区」の開発に投資する営利事業は、100%私有の内外投資、内外企業・国有企業間の合弁事業投資のうちいずれでもよい。
- 6.3 「経済特区」内で奨励される経済ゾーンは、自由加工区、自由貿易区、特恵的サービス・物流センターを含む。
- 6.4 ラオス政府は、「経済特区」の内外投資家に対して特恵的な関税・租税、数次ビザ、土地賃貸、その他の奨励策を与える。これらの特恵的な取扱いと奨励策は別に規定される。
- 6.5 「経済特区」の土地と土地配分について
- 6.5.1 「経済特区」創設前に個人や組織が所有・利用していた土地は、「経済特区」の開発に応じて造成されるが、土地収用とそれに関する紛争の解決は土地法及び他の関連法規に従って行われる。
- 6.5.2 「経済特区」創設前に特区内に立地していた工場と企業は、その事業を「経済特区庁」の設定した条件・基準・開発原則に合わせることによって、経済特区の投資奨励策を享受することができる。
- 6.5.3 「経済特区」の立地する土地は、国家の資産である。個人・法人・内外投資家は、関連法規と規則に従って、土地の賃借・利用・相続・譲渡ができる。

第7条：サワナケット県の義務

サワナケット県の政府機関（Khanthabouly, Outhoumphon 等の関連した地区、経済特区内の村落レベルの行政機関を含む）は以下の義務を履行する必要がある。

- 7.1 「経済特区」内の土地取得と保安上の問題解決において「経済特区庁」に便宜を図り、協力・支援すること。

- 7.2 「経済特区」での活動に必要な人材の募集と準備において「経済特区庁」と業務を調整すること。
- 7.3 「経済特区」に投資し操業する内外投資家に対して宣伝・誘致することに協力すること。
- 7.4 「経済特区」の開発に関係したその他の義務を履行すること。

第8条：「経済特区庁」の予算

- 8.1 「経済特区庁」の予算は、国家予算において第1等の予算である。「経済特区庁」は年間予算を計画し、配分された予算を関連規則に則って執行する義務がある。
- 8.2 「経済特区庁」の予算執行は、財務省の規則に従って監査されるものとする。「経済特区庁」が予算を独立して効率的かつ厳格に使用し管理できるように、財務省は適切な手続のルールを發布する。

第9条：「経済特区庁」実行委員会の運用原則

「経済特区庁」実行委員会は、以下の原則に従って業務を遂行する。

- 9.1 ラオス政府の政策・ルール・規則及び「経済特区庁」実効委員会の定めた規則に従ってすべての活動を実施すること。
- 9.2 集団的意思決定と個人的責任感に基づく民主的中央集権に従ってすべての業務を遂行すること。
- 9.3 計画・工程表・業務上の原則に従い、関係部局と協調して、法令と規則及び「経済特区」の関連規則に基づいた内部管理手続に従って業務すること。
- 9.4 首相ないし首相の任命した代表者及びサワナケット県知事に対して定期的に報告するとともに、それらからガイドラインを得ること。定例会議を開催し、成果・課題・教訓について報告し、報告書を定期的に上位機関に提出すること。

第10条：「経済特区」の公印

「経済特区」は、公的行政に用いる独自の公印を有する。

第11条：承認と実行

首相府、「経済特区庁」、関係省庁及び県政府機関は、この首相令を承認し、厳格かつ効率的に実施しなければならない。

第12条：効力

この首相令は、「経済特区」に関する首相令 No. 02/PM (2002年1月21日付け) に代わって、署名日から効力を発する。

ラオス人民民主共和国 首相



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主的統一 繁栄

首相府

[松永宣明による仮訳]
首相令 第 177 号
2003 年 11 月 13 日
ヴィエンチャン

サワン・セノ経済特区の管理規則及び奨励政策に関する首相令（仮訳）

ラオス政府に関する法令 No.02/NA (2003 年 5 月 6 日付け)及びサワン・セノ経済特区に関する首相令 No.148/PM (2003 年 9 月 29 日付け)に従い、かつ計画協力委員会の提案書 No. 1404/CPC (2003 年 8 月 13 日付け)を参照して

首相令は以下のとおりである。

第 1 章 一般的規定

第 1 条：首相令の目的

この首相令の目的は、生産・輸出・商業・観光・サービス・倉庫・輸送の分野における投資を誘致・奨励する観点から、サワン・セノ経済特区とサワナケット県における内外投資の計画・管理・促進に関して規則と奨励政策を定めることである。

第 2 条：サワン・セノ経済特区

サワン・セノ経済特区（以下「経済特区」と略記）は、市場経済メカニズムに従い、「経済特区」内に投資・操業を許可された事業に対する投資を促進するための特恵的奨励政策と明確な管理規則に基づいて、生産・商業・サービス分野における内外投資を促進するために、政府が造成・開発した不動産から成る。

第 3 条：「経済特区」用地の概要

「経済特区」の初期における敷地面積は、Study Report on the Development on the Special Economic Zone along the Border Areas of the Lao PDR (in Savannakhet Province), Final Report (2001 年 2 月)における 6.5 図の地図に従えば、サワナケット県 Khanthabouly 地区の約 305ha (敷地 A)と Outhoumphone 地区の約 20ha (敷地 B)である。

第 4 条：「経済特区」創設の目的

「経済特区」創設の目的は、以下のとおりである。

- (1) ラオス経済を地域経済・世界経済に統合するために市場経済の発展を図り、その多民族社会の物質的・精神的存続条件が依拠している国民経済の発展を図るために、地域内における中継地の有利性を活用することによって、漸進的な工業化・近代化の条件を創出すること。

- (2) 内外投資の操業に必要なサービスや設備（特に道路・下水道・汚水処理施設・電力・上水道・通信網などの公共施設の建設や土地用途設定）を提供するために、「経済特区」内の不動産を開発し、利用に供すること。
- (3) 内外投資家（海外のラオス人を含む）が「経済特区」に投資するように奨励・誘致すること。
- (4) あらゆる経済部門の内外投資家が「経済特区」内で操業する際、互いに生産活動や営利事業の発展のために競争し、かつ協力するように、法の前の平等に基づいて両者を保護し、奨励すること。
- (5) 「経済特区」の奨励事業としてリストに挙げられている様々な部門に投資するように、内外投資家を奨励すること。
- (6) 高水準の経営・技能分野で労働者が一層のノウハウ・能力・経験を獲得できるように、雇用機会と訓練の場を創出すること。
- (7) 経済、産業、貿易、金融、サービス、近代技術の分野で、ラオスと外国との間に協力センターを創出すること。
- (8) ラオス領内にあり、ラオス憲法の下にある地域ではあっても、輸出入商品に対して関税を免除する特恵を与える地域を創出すること。

第5条：「経済特区」の活動を規定する基本的原則

「経済特区」への参入・退出、「経済特区」内の移動、営利事業の創出・操業、「経済特区」内の土地賃借やサービス利用を含むすべての活動は、この首相令で規定されている管理規則及び奨励政策（関税、租税、その他の奨励政策）によって規定される。

この首相令で対象とされていない問題については、「経済特区」に関するその他の規則及び経済特区に関するラオスの関連法規が適用される。それでもなお対象外の問題がある場合は、ラオス国の法律やラオスが署名した国際条約が適用される。

第6条：「経済特区」内の土地利用区分

「経済特区」用地では、次の3部門の地区が開発される。

1. 輸出加工区 (EPZ)
2. 自由貿易区 (FTZ)
3. 特恵サービス・物流センター

第7条：「経済特区」内で推奨される活動分野

「経済特区」内で推奨され、許可される事業活動分野は、以下のとおりである。

- 7.1. 輸出用の最終財生産、最終財生産のための部品組立、内外市場に販売するための輸入財加工、農産物加工、工芸品製造、商品や最終品の梱包などの生産・製造事業
- 7.2. 免税店・センター、近隣諸国への通過貨物の免税卸業、工芸品・香木製品・宝石など国内商品の卸売、商品展示センター、スーパーマーケットや小売店、卸売や輸出促進のためのセミナー・会議場、輸出入・通過貨物取扱などの商業

- 7.3. 一般倉庫や保冷倉庫システム，商品の配送・流通サービス，重量物の積み込み・積み下ろしのための貨物ターミナルや荷捌き，運送会社，ホテル，アパート，住宅不動産，賃貸用事務所，旅行代理店，レジャーセンター開発，スポーツセンター，娯楽場，観光地開発，銀行・金融機関，保険業，社会福祉基金，技能向上・職業・訓練学校，小中学校，大学・研究所，病院，レストラン，郵便局などのサービス・物流事業
- 7.4. 輸出拡大のための貿易商社の駐在員事務所，旅行代理店の事務所，国際的コンサルタント会社の支店，航空会社の支店，国際輸送会社の支店など，会社の支店・駐在員事務所

「経済特区」内で奨励又は禁止される事業活動については，別紙のリストを参照されたい。

第 8 条：「経済特区」内への投資を奨励される人

第 7 条に規定されている「経済特区」内の推奨事業に対して投資することを奨励される個人と法人は，ラオス市民，在外ラオス人，ラオス国内外に居住する外国市民を含む内外投資家である。

第 9 条：投資の範疇，形態及び種類

「経済特区」において投資家は，以下の範疇，形態，種類の事業を営むことができる。

範疇： 100%私有の企業，国有企業，公企業，（国有企業と国内又は外国の民間企業，あるいは国内企業と外国民間企業との間の）合弁事業

形態： 個人企業又は会社

種類： 企業法に規定されている合弁事業，有限責任会社，公企業

第 10 条：「経済特区」登録企業の創出及び活動

「経済特区」内に登録されるすべての企業は，本首相令，「経済特区」に関する首相令 No. 148/PM，その他の「経済特区」関連の規則，企業法及び内外投資法で規定された規則に従って設立され，事業活動を行わなければならない。

第 11 条：「経済特区」内の営利企業の登録

「経済特区」内に投資を許可されるすべての企業は，「経済特区庁」に登録しなければならない。本首相令や他の「経済特区」関連規則で規定どおりに「経済特区」への会社登録の手続をすべて完了すれば，「経済特区」内企業は「経済特区」内での操業が許可され，本首相令に定められた特惠政策と投資優遇策の享受が認められる。

「経済特区」に登録したすべての企業は，ラオスの法制度の下で「経済特区」外での事業活動を営むことができる。

第 12 条：「経済特区」の基礎的インフラの建設

ラオス政府は，ターンキー契約，事業許可(コンセッション)，国有企業と内外の民間企業との合弁という形態で，国有及び私有の内外企業が

「経済特区」内において基礎的インフラや設備に投資することを許可し、奨励する。

インフラ建設の先駆的開発事業が実施される最初の数年間は、「経済特区」開発の実現と促進を図るため、インフラを建設できる企業が見当たらない場合、政府が開発計画に従ってインフラ実施のために「経済特区」に予算を配分することもあり得る。

第 13 条：投資家の権利及び利権の保護

「経済特区」における投資家の合法的資産、投資、その他の利権は、ラオスの国内法規と国際法規・協定によって完全に保護され、（本首相令、「経済特区」に関連した他の規則、ラオスの経済特区に関連した規則で規定された「経済特区」内の投資に関連した原則と条件を執行する場合を除き）強制使用・接収・国有化されることはない。

第 14 条：「経済特区」内の事業期間

「経済特区」内に投資することを許可された内外投資家は、「経済特区庁」が発行した投資許可証に記された期間、「経済特区」内で事業を行うことができる。この期間は最長 75 年であるが、「経済特区庁」の審査と認可に基づいて更新することができる。

第 15 条：登記資本金、株主及び自己資本

15.1. 「経済特区」登録企業は、駐在員事務所を除き、その範疇に従って以下のような最低登記資本金を持つ必要がある。

- 製造業、職業学校、倉庫業・運輸会社（重量物運搬車の所有者）、建設業、ホテル業、工業用地・製造業の開発と建設、住宅（賃貸用アパートや住宅用地など）、観光地開発（スポーツ複合施設、遊園地、保養地を含む）、一般教育機関（職業学校を除く）、病院、スーパーマーケット及び内外子会社・支店については、最低 10 万米ドルの登記資本金が必要である。
- 配送業（重量物運搬車の所有者を除く）、パッケージツアーの旅行業、卸・小売業などの一般サービス（前記以外のもの）については、最低 5 万米ドルの登記資本金が必要である。

15.2. 再輸出、観光などを促進するための駐在員事務所には、最低 1 万米ドルの登記資本金が必要である。

15.3. 登記資本金の出資は、企業法に従って現金でも現物でも可能である。こうして支払われた資本金の譲渡は、現在有効なラオスの銀行法又は「経済特区」関連の規則に従って行なう必要がある。

15.4. ラオス中央銀行又は「経済特区庁」指定の銀行が「経済特区」企業の輸入した原料の費用を保証する能力がない場合、ラオス中央銀行又は「経済特区庁」指定の銀行が書面で承認したことを条件にして、当該企業は、当該費用を評価するために、独立した監査人のサービスを利用することができる。この場合、最終的な費用評価に必要な料金は当該企業が支払う。

第 16 条：「経済特区」における最低投資額

本首相令で規定された租税・関税に関する特権や他の奨励措置を受けようとして「経済特区」内で操業するための許可を申請する事業者は、第 15 条で規定された駐在員事務所を除いて、以下の最低投資額が必要である。

- 配送・物流業（重量物運搬車の所有者を除く）、パッケージツアーの旅行業、卸・小売業には、15 万米ドルの最低投資額が必要である。
- 製造業、職業学校には、30 万米ドルの最低投資が必要である。
- 倉庫業・運輸会社（重量物運搬車の所有者）、スーパーマーケット、観光地開発（スポーツ複合施設、遊園地、保養地を含む）、一般教育機関（職業学校を除く）、病院には、50 万米ドルの最低投資額が必要である。
- ホテル開発事業、工業用地開発、住宅事業（賃貸用アパートや住宅用地など）には、100 万米ドルの最低投資が必要である。
- 上記以外の一般サービス事業には 5 万米ドルの最低投資が必要である。

第 2 章 投資許可、土地賃貸、建設、廃業の申請及び投資家の権利と義務

第 17 条：投資許可証の申請

「経済特区」内で事業を行いたい内外企業・個人は、「経済特区庁」に対して直接（「経済特区庁」が定めた）申請書を提出しなければならない。

「経済特区庁」は、投資許可証の認可と営利企業の登録に責任を持つ唯一の官庁であり、投資家は当該事項について商業省の許可を得る必要はない。

「経済特区庁」は、商業省に対して「経済特区」登録企業の完全なリストと登録内容の詳細を（情報としてのみ）定期的に提出しなければならない。

「経済特区庁」は、投資家から申請書が提出されてから最大 5 営業日以内に投資許可証を発行するか、不許可の回答をしなければならない。

第 18 条：土地・建物の賃借及び建設事業の申請

18.1. 「経済特区」内で土地や建物の賃借を希望する「経済特区」登録企業は、本件の認可について直接「経済特区庁」に申請し、賃貸契約を「経済特区庁」と直接締結する（か、あるいは「経済特区」のインフラ建設を担当する政府指定の合弁企業が政府と締結した協定に定める権利に従って、当該企業と締結する）必要がある。それは「経済特区庁」の発布した規則と協定（案）にも適合していることが必要である。

18.2. 「経済特区」内で賃借した土地に建物、工場、その他の開発用構造物を建設しようとする「経済特区」登録企業は、建設許可証明書を直接「経済特区庁」に申請する必要がある。同企業は、また「経済特区庁」が別に発布する建設・環境保護基準を満たす必要がある。

18.3. 建物の建設が上記 18.2 条に従って認可されない場合、あるいは建設された建物が認可された図面・設計・工程や建設許可証明書で定められた条件及び建設・環境保護基準に適合しない場合、「経済特区庁」は、進行中の建設を差し止める権利及び建物の一部ないし全部の取り壊しを必要とする建設の一部ないし全部の変更を命令する権利を有する。この趣旨の正式な通知は、投資家・開発業者あるいは建物利用者が新たな事業を営めるだけの適正な時間的余裕を与えて実施されなければならない。

18.4. 上記 18.3 条で示された通知期間が経過し、当該建物の投資家や使用者が「経済特区庁」の通知した命令に従っていない場合、問題を解決するために、当該投資家又は使用者の費用で建物の一部ないし全部の取り壊しを含む変更を行うことを考慮して、「経済特区庁」は当該建物の建設について妥当と判断する決定を下す権利を有する。

第 19 条：投資家の権利と利権

「経済特区」内の投資家の主たる権利と利権は、以下のとおりである。

- 土地、建物、待機所、事務所及び工場の賃借
- 建物、住宅、工場の建設、遊園地や観光地の開発
- 「経済特区」の供する各種サービスや施設の利用
- 製造・組立・加工された最終生産物の輸出、営利活動に必要な機材や生産手段の輸入
- 投資許可証と企業規則に従った適正なサービス事業の運営
- ラオスの労働法と「経済特区」関連規則に従った労働者の選抜と雇用
- ラオスの外国投資促進・管理法、本首相令及び「経済特区」関連規則に従った外国投資家の資本・所得の第三国又は本国への送金
- 本首相令、首相令 148 号及び別に発布される「経済特区」関連規則に従い、「経済特区庁」の認可を得た上での財産権・所有権・投資許可証・資産・土地の使用権の第三者への譲渡
- 本首相令及び他の「経済特区」関連規則に従った、奨励政策とその他の利権

第 20 条：「経済特区」登録企業の閉鎖、破産、譲渡及び廃業

20.1. 「経済特区」登録企業のうち、廃業を希望し、倒産を宣言し、あるいは事業の第三者への譲渡を希望するものは、企業法、破産法に加えて、これとは別に発布される「経済特区」に関する勧告と手続規則に従わなければならない。さらに、このような企業は、土地の所有権を有している企業と他の土地賃借希望者が交渉できるように、土地使用権を第三者又は「経済特区庁」、あるいは本首相令の第 60 条で示される「経済特区インフラ開発合弁企業」に譲渡しなければならない。すべての交渉と取決めは、「経済特区庁」が別に定める規則と手続ルールに従って、廃業又は譲渡申請の日から 2 年以内に完了されなければならない。

20.2. 理由の如何を問わず「経済特区」登録企業が 1 年以上に渡って活動を行わず、上記 20.1 条に従わない場合、「経済特区庁」は当該企業の所有者にその旨通知しなければならない。当該企業が 6 か月以内に通知への回答を行わない場合、あるいは当該企業が通知を受けているにもかかわらず上記 20.1 条に従うことができない場合、それらの土地と資産の賃借を希望する新たな企業を見つける観点から、「経済特区庁」は、自ら当該企業の土地と資産を管理する（あるいは「経済特区インフラ開発合弁企業」に管理させる）権利を有する。しかしながら、土地の利用権を有する元の投資企業に当該物件が返還され、古い建物に全く破損もなく、現に使用されている場合、「経済特区庁」が資産評価について別に定める会計規則に従った減価償却を考慮に入れて、元の投資企業に対して建物と資産のコスト再評価が行なわれる。

第 21 条：土地賃借契約の満了日における企業資産の処理

21.1. 「経済特区」登録企業が、その事業の継続を望まない場合、又は「経済特区庁」との土地賃借契約の更新を望まない場合、その土地使用権は土地賃借契約の期限が過ぎると消滅する。また、その期限が過ぎても当該企業が土地賃借契約の更新を要請しない場合、本首相令の第 29 条で示され、当該企業と「経済特区庁」又はラオス政府との間で結ばれた合弁事業協定や譲許協定で規定されているように、その土地は「経済特区庁」又は「経済特区インフラ開発合弁企業」の所有物となる。その土地に建てられた建物や他の資産（固定資産）については、期限が過ぎても、建設・設置に投資した投資家の資産と認められるため、投資企業は当該資産を（その撤去、取り壊し、譲渡、販売を含めて）自由に処分する権利を有するが、こうすることによって土地と資産を留保し、公共の利益のための活用を妨げることはできない。

21.2. 当該資産の所有者である企業は、土地賃借契約の有効期限後 1 年以内に当該資産を処分しなければならない。その期日が過ぎても当該企業が資産を処分できない場合、「経済特区庁」（又は「経済特区インフラ開発合弁企業」）は当該資産を管理し、交渉、双方の合意及び資産額再評価に基づいて、当該資産を（他の企業、「経済特区庁」又は「経済特区インフラ開発合弁企業」への販売、撤去や取り壊しを含めて）適切な方法で処分する権利を有する。資産額再評価は、「経済特区庁」が発布する資産の減価償却と会計に関する規則と手続きに従い、最初の投資家に対して実施される。

第 22 条：「経済特区」登録企業及び投資家の義務

「経済特区」で登録を済ませた投資家は、以下の義務を負う。

- 「経済特区」のインフラ開発に責任を持つ企業が「経済特区」におけるインフラと施設に関するニーズを予定どおりに満たし、あるいは上記のニーズを適時に満たすことについて他の事業体と責任を共有できるように、「経済特区」におけるインフラ・システムと施設に関するニーズ及び投資プロジェクトを計画し、提案すること。

- 首相令 148 号及び「経済特区庁」が発布した他の関連規則だけでなく、本首相令で定められた関税支払・納税義務・その他の義務を果たすこと。
- 「経済特区庁」の活動に協力すること。
- 「経済特区」登録銀行又は他のラオス国登録銀行にキープ及び外貨の預金口座を開設すること。
- ラオスの企業会計法規及び「経済特区」関連規則に従って、事業活動について定期的に報告すること。
- 事業や投資プロジェクトの進捗状況を「経済特区庁」に四半期報告及び年次報告すること。
- 「経済特区庁」による企業活動の監査に協力し、監査業務を円滑にすること。
- 平和と秩序を守り、労働の安全を保証し、火災を防ぎ、清潔と環境を守ること。
- ラオスの法規と「経済特区庁」が発布した他の規則を遵守すること。

第 23 条：駐在員事務所に対する奨励政策

「経済特区」に登録された駐在員事務所、特に輸出と観光を促進する商業部門やサービス部門の駐在員事務所は、市場情報の収集、市場情報の親会社への報告、親会社のための内外関係の確保、親会社名義の投資契約履行のモニタリングといった特定の機能のみを果たす必要がある。

駐在員事務所が営利追求活動に携わることは禁止されている。「経済特区」登録の駐在員事務所は、本首相令の枠内で個人所得税に関する特権（優遇措置）のみを受け、これ以外の投資奨励特権（優遇措置）を受けることはない。

第 3 章 「経済特区」内における投資促進政策と土地リース

第 24 条：一般的政策

ラオス政府は、本首相令、首相令 148 号、「経済特区」に関する他の規則と手続規則、ラオスの外国投資促進・管理法及び国内投資促進法で規定された様々な特惠政策を用いて「経済特区」地域内の投資を奨励し、促進する。

第 25 条：免税措置と租税政策

「経済特区」登録企業に与えられる租税免除と特別税率は以下のとおりである。

25.1. 取引高税

- 「経済特区」内で営利活動（サービス活動を含む）を営むことを認可された個人又は企業は、「経済特区」内での使用・加工・生産・販売のために外国から輸入された商品の取引高税を免除される。
- 「経済特区」内で生産・商取引・サービス・商品輸入（「経済特区」外の国内取引のための輸入）を営むことを認可された個人又は企業は、生産物の売買・商取引・サービス取引について、税法の第 9 条に挙げられた商品の取引高税を免除される。

- 「経済特区」登録企業が販売する財とサービスであっても「経済特区」外の国内販売・サービス取引については、税法の第12条に従って取引高税を支払う必要がある。

25.2. 消費・利用税

- 「経済特区」登録企業は、「経済特区」内での使用・サービス・加工・生産・売買の目的で外国又は（「経済特区」外の）国内から輸入した商品について消費（使用）税を免除され、税法の第20条に挙げられた商品についても「経済特区」内では消費税を免除される。
- （「経済特区」外の）国内から売買や使用の目的で商品の生産・商取引・サービス・輸入を行う「経済特区」登録企業は、税法の第21条に挙げられた商品については消費税を免除される。
- 「経済特区」外の国内から使用・売買・サービスのために移入された商品や他の取引については、租税法の第23条と他のラオス政府の関連規則に従って消費税を支払わなければならない。

25.3. 税控除

国内で生産事業や商品加工業を営んでいる企業は、「経済特区」内の企業との取引については取引高税と消費税の免除か控除を受けることができる。

しかしながら、上記の租税免除や控除を受けるためには、営利企業は政府の税務署又は「経済特区庁」指定の部署に正式に納税登録を行う必要がある。さらに、営利企業は課税領収書、インボイス、その他の関連書類など納税に関する原始資料の一切を添付して正しく帳簿を付けなければならない。

25.4. 禁止行為

「経済特区」外で営業し、商品輸入に携わっている国内投資家は、外国から輸入した商品が第三国への通過貨物であるか、「経済特区庁」が正式に認可したものでない限り、当該商品を「経済特区」内で販売することは認められない。

25.5. 租税政策適用の限界

取引高税と消費税に関する上記の政策は、「経済特区」内でのみ適用される。したがって、「経済特区」内で営業することを認可された企業が「経済特区」外の国内で商品を売買・使用し、サービスを利用する場合は、ラオスの法律と規則を完全に遵守する必要がある。

25.6. 利潤税

「経済特区」登録企業に関する利潤税の金額とその減免は、企業の範疇に従って以下のように決定される。

a. 製造業

製造業とは、原材料や部品等を新たな生産物に転換する生産・製造・組立・加工業、家具製造・車両組立・電子部品組立などを含む製造業を意味している。

外国への輸出商品の生産は、次に示す総生産量に占める輸出比率に従って利潤税を免除されるか、利潤税の減免を受けることができる。

1. 総生産量の 70%以上を輸出する企業、ハイテク機材や生産物を製造又は組み立てる企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 10 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない（ハイテク製品の定義と具体例は、添付の付属文書に示されている。）。
2. 総生産量の 30～69%を輸出している企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 7 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。
3. 総生産量の 30%未満しか輸出していない企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 5 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。
4. 上記の租税政策とは別に、生産・加工に必要な総原材料のうち国内原材料を 50%以上使用する製造業には、利潤税の支払いが始まる最初の 2 年間は上記の利潤税率を半分に軽減するという特別な税優遇が与えられる。

b. 商業

商業とは、販売目的で様々な原材料・商品・生産物を加工することなく元の状態で（若干の調整を伴う包装は別にして）利用することである。例えば、商品の輸出入業、通過商品貿易、免税店、商品の卸売業などが挙げられる。

1. 国内商品（「経済特区」内で生産された商品を含む）を輸出する企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 5 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
2. 第三国への販売のために外国から商品を輸入する企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 3 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
3. 上記の商業活動を除けば、「経済特区」内で営業する商社は、利潤が初めて出た年から利潤税を 2 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。

c. サービス業

サービス業とは、サービスの代償を得ることを目的に、労働・ノウハウ・設備・車両・その他の資産を用いて、他人にサービス又は労働を提供することである。サービス業の事例としては、輸送業、倉庫業、住宅建設業、観光業、銀行、保険、大学、遊園地・観光地サービス業などが挙げられる。

「経済特区」登録サービス企業には、その投資金額に応じて、以下のように様々な利潤税の免除又は控除が認められる。

1. 50,000～149,999 米ドルの投資を行った企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 2 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
2. 150,000～ 299,999 米ドルの投資を行った企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 4 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
3. 300,000～499,999 米ドルの投資を行った企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 6 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 10%を支払わなければならない。
4. 500,000～1,999,999 米ドルの投資を行った企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 8 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。
5. 2,000,000 米ドル以上の投資を行った企業は、利潤が初めて出た年から利潤税を 10 年間免除される。この期間を過ぎると、利潤税 8%を支払わなければならない。

職業訓練学校、初等・中等学校は、利潤税を免除される。

25.7. 個人所得税

「経済特区」登録企業で働く投資家、従業員、技術者及び労働者は、給与・手当・賃金・その他の支払い(その合計額は個人所得と呼ばれる)について、以下の税率で個人所得税を支払う必要がある。

- 外国人については個人所得の 5%
- ラオス人とラオス永住外国人は、月収から 20 万キープの「基礎控除」を除いた個人所得の 5%を個人所得税として支払わなければならない。

25.8. 配当税

租税免除の期限が過ぎれば、すべての「経済特区」登録合弁企業(複数の共同出資者を持つ企業)は、5%の配当税を支払う必要がある。

25.9. 最低課税 (Minimum tax)

すべての「経済特区」登録企業は、最低課税を免除される。

第 26 条： 関税政策

26.1. 「経済特区」内の輸入商品に対する関税

「経済特区」に輸入された生産物や商品には、以下のような関税免除又は特惠関税率が適用される。

- 製造業で輸入関税を免除される生産物や商品は、工場建設に用いられる建設資材、原材料、加工・組立・生産に用いられる半製品や最終財、生産に用いられる機械、車両とスペアパーツが含まれる。

- 倉庫業では、倉庫施設の建設に用いられる建設資材、機械、車両とスペアパーツだけでなく、倉庫業の促進に必要なすべての物資について、輸入関税が免除される。
- (重量物運搬車を所有する) 輸送業で輸入関税が免除される物資には、輸送に用いられる車両とスペアパーツだけでなく、トラックへの積み込みと積み下ろしに用いられる設備とスペアパーツが含まれる。輸送業者が自分用の居住施設を建設する場合は、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- (重量物運搬車を所有しない) 配送業や物流業では、適切な調達リストに従った事務用品はすべて輸入関税を免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合は、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- ホテル建設、観光地開発(スポーツ施設、遊園地、保養地を含む)、学校・病院経営では、適切な調達リストに従った建設資材、機械、バス(12人乗り以上)とスペアパーツ、サービス活動に必要な施設について輸入関税は免除される。
- パッケージ・ツアー業では、適切な調達リストに従った必要備品、バス(12人乗り以上)と事務用品について輸入関税は免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合は、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- 卸・小売業及び一般サービス業(上記のものを除く)では、再輸出のために輸入された商品、適切な調達リストに従った必要な備品や事務用品について輸入関税は免除される。当該業者が自分用の居住施設を建設する場合は、それに必要な建設資材についても輸入関税は免除される。
- 工業団地開発、賃貸目的の工場建設、住宅建設(特に賃貸アパートや団地)に携わる事業では、建設・運営・付帯事業に使用される資材、機械、車両及びスペアパーツについて、輸入関税は免除される。

26.2. 「経済特区」内の事務ないし間接生産に用いられる車両の輸入関税

「経済特区」内の事務や間接生産に利用されるセダン、ミニバス(12人乗り以下)、ジープなどの車両については輸入関税を1%とし、「経済特区庁」が当該車両の輸入許可を与える。許可される車両の数は、以下の表に示されているように企業の登記資本金額に応じて決まる。

登記資本金(米ドル)	許可される車両の数
100,000～499,999ドル	1台
500,000～999,999ドル	2台(妥当性とプロジェクトの提案に基づいて)
1,000,000ドル以上	3台(妥当性とプロジェクトの提案に基づいて)

上の表に示されている台数を超えて車両を輸入しようとする「経済特区」登録投資家は、ラオスの関税法に従って輸入関税を支払うという条件で「経済特区庁」から輸入を許可される。

26.3. 「経済特区」内における車両の一次的輸入

建設・調査等のプロジェクト活動の実施、事業契約の履行に際して、「経済特区」における事業計画・実現可能性調査・事業実施契約に記載された活動に使用するために機材・工具・重量物運搬車を必要とする場合、その「経済特区」登録企業（駐在員事務所を含む）は「経済特区庁」によって 1 年間だけ輸入関税を免除されて機材や車両の輸入を許可される。当該企業が同機材や車両を 1 年を超えて使用することが必要な場合、「経済特区庁」は当該企業の免税期間延長の要請を検討する必要があるが、その延長期間は 1 年を超えることはない。上記の一次的な関税免除期間が過ぎると、当該機材や車両は直ちにラオスから輸出されるか、「経済特区」外へ搬出される必要がある。

26.4. 「経済特区」登録企業が輸入した車両や機材の販売・交換に適用される政策

輸入継続期間（輸入された日から 5 年）が経過し、あるいは使用に耐えないほど損傷した場合、「経済特区」内で「経済特区」登録企業が使用するために輸入された車両・重量機材・重量物運搬車は、販売することができる。この販売は「経済特区庁」の許可を必要とし、「経済特区庁」が指定した機関が発行した「技術検査証明書」に基づいて許可される。この販売取引が「経済特区」内で行われた場合、関税と租税はすべて免除される。しかしながら、販売取引がラオス国内の「経済特区」外で行われた場合は、ラオスの法律と規則に従い、販売時点の評価価格に基づいて、すべての関税と租税を支払わなければならない。したがって、当該企業が販売した車両と交換するために車両を輸入した場合、「経済特区庁」は上記の 26.1 条と 26.2 条に規定された政策に従って輸入を許可することになる。

26.5. 車両に関する禁止事項

上記の 26.1 条と 26.2 条で規定された関税免除政策に従って輸入された車両、重機、重量物運搬車については、「経済特区」登録企業が「経済特区庁」の許可を得ることなく他の業者と交換・売買・譲渡などの取引をすることは禁止されている。

26.6. 「経済特区」から外国へ輸出される生産物

「経済特区」から外国に輸出されるすべての生産物と商品は、輸出関税と他のあらゆる税金を免除される。

26.7. 「経済特区」外の国内市場に販売される「経済特区」生産物

「経済特区」外のラオス市場に販売されることを許可された「経済特区」の生産物は、「経済特区庁」の証明と認可に基づいて申請すると、生産のために輸入されている原材料と半製品のうち、国内調達が可能であるが「経済特区庁」／関係機関の証明及び認可に基づいて生産用に投入される部分についてのみ、関税法の関税定率表に従って輸入関税を支払えばよい。国内では調達不可能であることを「経済特区庁」が認めた輸入原材料・半製品又は国内原材料・半製品を使用して

製造され、「経済特区」外のラオス国内に販売されることを認可された「経済特区」の生産物は、輸入関税を免除される。

外国から「経済特区」内に輸入され、「経済特区」外のラオス国内に販売することを認められた商品は、関税法の該当条項で定められた料率に従って輸入関税を支払わなければならない。

第 27 条：利潤の再投資

年間利潤を「経済特区」内の事業に再投資する「経済特区」登録事業者は、「経済特区庁」が指定した機関の適正な監査と認可を受けた上で、(年間利潤／再投資)の率に比例して利潤税の軽減を受けることができる。

第 28 条：当期赤字の繰越控除に関する政策

本首相令の第 25 条で定められた利潤税の免除期間終了後、「経済特区」登録企業は当期赤字を次年度の利潤から控除する権利を有する。ただし、「経済特区庁」指定の機関によって当該企業の財務会計システムが適正に監査され、真正なことが証明されることが必要である。この赤字企業を支援する政策は、最初に赤字となった年から最大 5 年間のみ適用される。

第 29 条：土地賃借期間

投資家は「経済特区」内の土地を最長 75 年賃借できる。この賃借期間は投資の認可期間又はその残余期間に等しいが、「経済特区庁」の承認により延長できる。賃借期間を延長するには、当該要請書を少なくとも賃借期限の 6 か月前に「経済特区庁」に提出する必要がある。

「経済特区庁」は、投資分野ごとに土地賃借の規則・条件・基準・期間に関する規則を發布する。

第 30 条：土地賃借の賃貸料に関する政策

「経済特区」内の土地を 30 年以上賃借する投資家は、「経済特区」内の土地賃借について「経済特区庁」が定めた賃貸料を 12 年間分減額される。

「経済特区」内の投資家は、以下の中から土地賃貸料の支払方法を選ぶことができる。

- 認可された賃借期間の初日に土地賃借の全期間にわたる賃貸料の 100%を前払いする方法（賃借期間が 30 年以上の場合は 12 年間分の賃貸料が減額される）。
- 認可された賃借期間の初日に土地賃借の全期間にわたる賃貸料の 50%を前払いし、残りの賃貸料は年率 6%の金利で 6 年間に半年分ずつ 12 回払いする方法。
- 「経済特区庁」（又は「経済特区インフラ開発企業」）の定めたその他の支払手続及び賃貸者と賃借者が合意した共通の決定に従って支払う方法。

宿泊や他の事業活動に土地を利用する個人・法人・組織は、ラオスの法令に従った土地税を免除される。

第 31 条：事業利潤の本国送金

「経済特区」内で事業活動をしている外国投資家は、「経済特区」登録企業で働いている外国人と同様に、関税や租税を払った上で、「経済特区」登録銀行かラオス国内の銀行を通じて利潤と個人所得を本国や第三国に送金することができる。

第 4 章 商品の輸出・輸入・再輸出及び国境取引

第 32 条：輸出入

「経済特区」に搬入又は搬出されるすべての商品・機材・輸送車両・生産手段・所持品には、規則に従って「経済特区庁」指定の機関による緩い規制が適用される。

すべての「経済特区」登録企業は、国家の禁止した商品を除いて、事業活動に関係した商品・付帯品・所持品を輸出入することができる。

「貿易地域」の交易センターやスーパーマーケット、「経済特区」の見本市で購入した商品を除いて、「経済特区庁」の事前認可を得ないで生産物を「経済特区」（特に工業・輸出加工区）から搬出することは禁止されている。

第 33 条：ラオス国内市場への商品販売

「経済特区」登録企業がラオス国内市場へ商品販売できるのは、以下の場合に限られる。

33.1. 「経済特区」内の事業活動のため、以前に企業が外国から輸入した機械・機材・生産手段の販売、プロジェクト終了後の販売取引、在庫商品又は「経済特区庁」が関税表のために認可した特殊な商品に関わる販売取引。

33.2. 「経済特区」登録企業の売れ残り商品と減価償却済み商品のうち、残存価値を有している商品の販売。

33.3. 「経済特区庁」による販売許可の申請があった、上記以外の商品の販売。この販売許可が下りると、当該企業は本首相令とラオスの法令が要求するすべての義務と納税を果たさなければならない。

第 34 条：商品の再輸出

外国又はラオス国内から「経済特区」に輸入された商品は、第三国に再輸出することができる。

第 35 条：「経済特区」内の商品の廃棄

「経済特区」登録企業が「経済特区」内に所有する未使用の生産物や商品を廃棄することを「経済特区庁」に要請した場合、あるいは「経済特区庁」が上記の生産物や商品を当該企業に廃棄させることが必要と判断し、その旨を当該企業に通知した場合、「経済特区庁」は別に定める原則と手続に従い、当該生産物や商品の廃棄作業を進める特別の機関を設立しなければならない。廃棄された生産物や商品については、上記の

原則と手続きに従って、関税や租税は免除され、あるいは既に支払われた料金・関税・租税は還付される。

第 36 条：禁止商品・携行品の範疇

「経済特区」内では、ラオス政府が禁止した商品や携行品の輸出入・加工・配布は禁止されている。

第 5 章「経済特区」の入場・退出規則

第 37 条：入場と退出

個人の「経済特区」への入場と退出は、特別に定めた門を通して行なわれる。「経済特区庁」は個人の「経済特区」入場・退出に関する詳しい規則を別に発布する。

第 38 条：外国投資家、企業職員、労働者の入場・退出・居住

外国投資家と労働者は、その国籍にかかわらず、入場・退出カードか、「経済特区庁」が指定した機関が発行した証明書を提示して「経済特区」へ定期的に入場し、退出することができる。「経済特区」内での一時的あるいは長期の滞在については、「経済特区庁」が詳しい規則を発布する。

第 39 条：一般国民の入場と退出

「経済特区」登録企業でもなく、その従業員でもない一般国民の入場と退出は、「経済特区庁」が発布する規則に基づいて、「経済特区庁」が指定する機関によって許可される。

第 40 条：外国人に対する身分証明書と労働許可証の発行

10 万米ドル以上の登録資本をもって、「経済特区」内への投資を許可された外国投資家は、その配偶者と子供（21 歳未満）とともにラオス国内に 1 年以上居住することができる身分証明書及び 1 年以上の複数出入国が有効なビザ（これは要請により更新できる）を得る特権が与えられる。

「経済特区」内で働く外国籍の経営者・従業員・技術者・技術専門家には、「経済特区庁」が別に定める規則に基づいて、1 年以上有効で更新が容易な労働許可証を得る特権が与えられる。

1,000 万米ドル以上の登記資本を投資した外国投資家については、「経済特区庁」は外務省と協調して外国人居住許可証と複数出入国が可能な 1 年以上のビザを与えなければならない。当該投資家は、「経済特区」における日々の生活と事業活動を円滑に行ない、ラオスからの出入国を行なうために必要と判断して申請すれば、ラオスのパスポートを入手することができる。

第 6 章 企業職員と労働者

第 41 条：企業職員と労働者の管理

労働関係と労働管理は基本的にラオスの労働法の規定に従う必要があるが、本首相令と「経済特区庁」が別に発布する規則で特に定められた事例は例外である。

「経済特区」登録企業に雇用された企業職員と労働者は、ラオスの労働法で定められた基準よりも低い給与・利益・労働条件を与えられることはないが、別に発布される「経済特区庁」の規則により定められた事例は例外である。

「経済特区」登録企業に人材採用と労働争議の解決を支援するために、「経済特区庁」は「労働サービスセンター」を設立し、労働保護措置を実施しなければならない。

第 42 条：労働契約の締結

「経済特区庁」は、「経済特区」登録企業で働く労働者の労働契約が締結される際、労働社会厚生省と協調して動かなければならない。賃金に関しては、「経済特区」登録企業における労働者の給与・賃金とその他の報酬は当該企業によって決定されるが、労働法と「経済特区」関連規則で定められた金額よりも低くてはならない。労働契約の条件においては、健康被害に対する予防、労災に対する予防と安全措置に関する強制的措置が採られなければならない。労災が起きた場合、「経済特区」登録企業・経営者は労災被害者の治療費を適正に補償しなければならない。

第 43 条：雇用拡大

「経済特区庁」は、現地労働者の雇用拡大に関する「経済特区」のサービス開発のために、近隣の地方政府と協調し、労働社会厚生省と協力して適切な基準と計画を策定しなければならない。

第 44 条：訓練の促進

- 「経済特区」登録企業が「経済特区」内のラオス人労働者を教育・訓練に派遣し、その費用を書類で提出して公的に証明された場合、その費用は利潤税から控除することができる。
- すべての「経済特区」登録企業は、職業訓練を組織し、ラオス人労働者への技術・ノウハウの移転を促進することによって、外国人スタッフの数を減らす努力をしなければならない。「経済特区庁」は、「経済特区」登録企業に対して職業訓練と技術移転に関する事業計画を提出するよう求めることができる。

第 45 条：外国人労働者の雇用

「経済特区」登録企業がフル稼働するために、経営者・アドバイザー・コンサルタント・技術専門家などの欠員を外国人の雇用で埋める場合、その比率は全労働者の 30%を超えてはならない。外国人の雇用については「経済特区庁」の許可が必要であるが、労働社会厚生省の許可は必要としない。

本条項で定められた外国人労働者の比率は、各時点のラオス労働者の供給に関する状況に基づいて「経済特区庁」が 3 年ごとに改定しなければならない。

第7章 財務・会計システム

第46条：関税・租税その他の納税義務

「経済特区」内に投資した投資家は、本首相令に従って、関税、租税、その他の納税義務を果たさなければならない。

第47条：会計システムの使用

「経済特区」登録企業・個人投資家の用いる会計システムは、ラオスの企業会計法で定めたものでなければならない。しかしながら、財務省の指定した官庁又は財務省が認めた別の会計システムを用いることは可能である。

第48条：通貨単位

「経済特区」内の売買・支払取引は、ラオス通貨のキープを基本単位とする必要があるが、取引日の市場為替レートに基づいて外国通貨で自由かつ合法的に行うことができる。

第49条：外国通貨の流通と使用

「経済特区」登録企業が商品の販売、サービス活動、その他の取引によって受け取った外国通貨収入は、「経済特区」登録銀行又はラオス登録銀行に開設された企業口座に振り込まなければならない。

「経済特区」を出入りする外国通貨の移動は、外国通貨の流通管理に関する法規定、「経済特区」関連規則及びラオスの法令に従って行わなければならない。

第50条：「経済特区」内の銀行と金融機関に関する法規定の適用

50.1. 外国と迅速かつ自由に金融業を執り行えるオフショアの地位を「経済特区」に与えるために、「経済特区」の規則が明示され、別に発布されなければならない。それは「経済特区」登録銀行、金融機関、投資事業体が下記の権益及びラオス中央銀行による協力から便益が得られるという観点から、銀行業務、金融と高額資産に関して、外国通貨の両替、（商業銀行と非商業銀行の）銀行口座への振込と引出し、外債の取扱い、投資・預金取引に携わる銀行と金融機関による事業活動の自由を保証するものである。

50.2. ラオスの銀行法は、外国通貨の両替と高額資産購入の管理に関する規則と同様に、ラオスの経済特区に関する法規定及び別に定める銀行業務・金融・高額資産に関する「経済特区」規則と矛盾しない範囲で、「経済特区」登録企業に適用されなければならない。

第8章「経済特区」の組織と管理

第51条：「経済特区」管理機関

サワン・セノ経済特区庁（「経済特区庁」と略記）は、「経済特区」活動の管理を担当する最高の国家機関であり、その指導当局である首相府に対して直接に責任を負う。「経済特区庁」の機能には、「経済特

区」における投資の促進と管理，「経済特区」発展の計画・監督・実施，雇用機会と学習機会の創出，新技術の移転，漸進的工業化と近代化に必要な前提条件と種々の創造が含まれる。

第 52 条：「経済特区庁」の権利と義務 Rights and duties of the SEZA

52.1. 「経済特区庁」の権利は以下の範囲にわたる。

- 内外投資の検討と認可，開業及び事業運営に関する許可証の発行，生産・商業・サービス・観光などの事業活動の認可，営業取決めや覚書の署名，事業範囲拡大の認可，投資認可期間の延長，（投資家が「経済特区」の規則やラオスの法律条項を守らない場合）契約の取消しや「経済特区」への投資許可証の取消し。これらをワンストップサービス手続により実施すること。
- ラオス政府や「経済特区庁」が定期的に発布・署名する規則，法令，命令，告示・発表，契約，決定の執行を管理すること。
- 「経済特区庁」内の職員の管理・採用・任命・訓練並びに慶事証明証の発行，昇進・昇給・賃金・保険・年金の供与及び懲戒措置を国内法規と「経済特区」規則に従って実施すること。
- ラオスと「経済特区」の規則に従って，「経済特区」の金融と資産の用途を管理すること。
- 最も優れた投資家に対して優遇政策を与え，あるいは「経済特区庁」管轄内の事業活動において法令や規則に違反した投資家に対して懲罰措置を採るために，「経済特区」登録企業の業績を審査すること。
- 「経済特区庁」管轄下の活動に関する会議の開催，告知の発表，助言，説明及び広告。
- 政府の事前許可を得た上で，内外投資家の法人（すなわち，会社，国有企業，私有企業）との合弁事業に関する契約を交渉し，締結すること。
- 「経済特区」内の土地開発，公共施設・住宅建設のために，開始時期において一定額の国家予算を使用するとともに，内外民間部門の基金，「経済特区」の資本と他の収入を動員すること。
- 財務省及び「経済特区」の規則に従って「経済特区」内の自己収入源を創り出し，活用すること。
- 「経済特区」の基本的インフラ開発に使用するために政府から低金利で資金を借り入れること。
- 各時点において政府から与えられたその他の権利を行使すること。

52.2. 「経済特区庁」の義務

- 「経済特区」の包括的な投資計画と政策について研究し，立案すること。
- 「経済特区」内の事業活動と管理に関する規則を詳しく詰め，投資の検討と認可に関する手続と措置を定め，内外投資を助成し促進すること。

- 投資支援活動として、調査・設計・開発計画・土地造成・土地開発・インフラ建設に関する事業を実施するために、資金と投資家を動員すること及び建設プロジェクトを監視し管理すること。
- 「経済特区」内の住宅・施設・国家資産の賃貸を管理し、「経済特区」登録企業のためにビザの発行、商品の輸出入、労働者の管理と供給に便宜を図ること。
- 「経済特区」内の投資データを収集し、「経済特区」に関するデータと政策について公的情報を提供するシステムを組織し、「経済特区」への投資促進と誘致のために手続と法的規則を制定すること。
- ラオス人に対してビジネス管理技術の移転と雇用創出により利益を得る機会を提供し、訓練活動により技能と能力を高める条件を創り、促進すること。
- 「経済特区」内の生産・サービス活動の監視・管理・在庫管理・宣伝・促進・助成及び中央政府と地方行政当局に対する定期的な報告の実施。
- 財務省の定めた規則と手続に従って予算（賃金基金）を管理し、支出すること。
- 土地法に従って政府に提案するため、サワナケット県の行政当局と協力して「経済特区」開発計画地域の土地収用と再定住の問題について検討すること。
- 中央・地方政府の諸機関と協力して、内外投資が最高の実績を達成できるように奨励政策を決定すること。
- 多様な事業活動の中から比較優位・競争優位を持つ事業活動を発見し、「経済特区」に投資家を誘致・奨励する産業を提案すること。
- 環境問題や、他の「経済特区」認可活動、社会・国家安全保障への影響を考慮して、「経済特区」において投資が禁止される事業活動を確定すること。
- 「経済特区」における公共施設の保護と基礎的インフラの維持、安全保障と環境、洪水被害の予防のために必要な規則の制定と監視。
- 「経済特区」管理活動から得られる料金・手数料・その他の料金を定め、徴収すること。
- 原料・生産物・機械の種類と数量に関する証明書と原産地証明書の確認と発行。「経済特区」の工業区や「輸出加工区」(EPZ)から輸出入される商品の場合は、「経済特区庁」が定めたサービス料を徴収する際に必要なその他の義務的な証明書の確認と発行。
- 「経済特区」内の永住者のために仲裁者を任命し、監査役を選定すること。
- 「経済特区」内の労働者の生活条件をモニターすること。
- 「経済特区庁」の年間予算・支出・財務見通しを研究し、計画すること。「経済特区庁」が行うべきサービス活動、「経済特区」でのインフラ開発、「経済特区」で適当と思われる活動に対する投資の資金源や融資源を探すこと。
- 本首相令で認められた土地が将来の発展に不十分と判断された場合、政府の認可を得るために、「経済特区」用地拡張の必要性に関する計画を設計すること。

- 中央官庁及びサワナケット県庁レベルの行政サービスと協力して「経済特区」に関連した活動を実施すること。
- 「経済特区」の月間・四半期・年次事業計画の実施状況について、政府とサワナケット県行政当局に対して定期的に要約し、報告すること。
- 政府によって与えられるその他の職務を遂行すること。

第 53 条：「経済特区庁」の法人格

「経済特区庁」は法人格を有し、公印を所有する国家行政官庁である。また、固有の銀行口座、法廷で原告及び被告となる権利と義務、第 1 級の予算的地位、政府の承認を得て使用・管理できる「経済特区」からの財源も有する。

第 54 条：「経済特区庁」の資金源

「経済特区庁」の資金源は、以下のとおりである。

1. 国家予算の配分
2. 本首相令に記された「経済特区」管理活動による料金・手数料・その他の収入
3. 国内及び外国の援助から得られた資金と資産

第 55 条：ワンストップサービス

「経済特区」内の事業活動を効率的にするため、営利企業の登録、輸出許可証・輸入許可証・投資許可証並びにその他の許可証の発行及び事業に係る手数料の徴収を円滑にするために、「経済特区庁」は「ワンストップサービス局」を設立しなければならない。

事業の登録、証明書の発行、事業手数料の徴収に関わるすべての政府機関は、完全な「ワンストップサービス局」を設立する観点から「経済特区」に代表者を任命し、協力しなければならない。

第 56 条：職場における労働協調の促進

「経済特区」内の事業活動における調和を図る目的で、以下の三者の代表者から構成される機関が創設されなければならない。労働社会厚生省又は「経済特区庁」の代表者（労働者の社会厚生又は労働組合の問題を担当する「経済特区庁」の構成員）、労働者の代表者、「経済特区」登録企業（特に産業部門）の代表者の三者である。この三者機関の職務は、「経済特区」内の平和と秩序を守ることであり、本首相令の条項が適用された後に設置される。

第 57 条：「経済特区庁」と政府開発計画との関係

「経済特区庁」は、国家の政策・目的・社会経済開発計画における「経済特区」開発の目的を提示しなければならない。「経済特区」のインフラ建設を担当する民間部門と国家との合弁事業体（が本首相令の第 60 条に従って創設された場合、この事業体）だけでなく「経済特区庁」は、中央政府と県行政当局の社会開発計画全体に取り込むために、「経済特区」の開発計画とプロジェクト（プロジェクトを「経済特区庁」が認可した場合）を中央政府と県行政当局に提示しなければならない。

第 58 条：地方行政官庁との関係

「経済特区庁」は、その業務につき地方行政官庁と合意の上で活動するべく国家管理の原則に従って、地方行政当局と緊密に連携しなければならない。

第 59 条：民間部門との関係

「インフラ建設合弁事業体」と民間部門の企業は、それぞれの事業運営について独立し、「経済特区」における「投資取決め」に記された目的を自主的に遂行しなければならない。「経済特区庁」は、投資促進政策の実施と民間事業活動に関する進捗を監視する権利を有する。

第 60 条：「経済特区」インフラの建設・維持や「経済特区」内のサービスに投資する企業

本首相令に記載された「経済特区」インフラの建設に関する上記の第 12 条に従い、政府が内外民間企業に「経済特区」インフラ・施設の開発への投資を政府との合弁事業投資という形で認めた場合、当該合弁事業体が国家と民間部門との間の「投資取決め」に基づいて設立され、「経済特区」の公共施設の建設と維持のための投資に責任を負うとともに、その建設・維持にかかる投資費用を補填するために「経済特区」開発地域の土地貸借による料金及び「経済特区」内の土地を賃借する「経済特区」登録企業からその他の利用料を徴収する責任を負う。この合弁事業体の権利と義務の詳細は、両者の間で締結される「合弁事業投資取決め」の中で定められる。

第 9 章 安全保持，表彰，紛争の調停

第 61 条：安全保持

「経済特区」における安全の保持と予防は、「経済特区庁」と連携して政府が遂行する。

「経済特区」の安全を確保する責めを負う警備隊は「経済特区」の内政問題に関与することはなく、また当該警備隊の「経済特区」への駐留と活動に係るすべての支出は政府の責任でなされる。

「経済特区庁」は安全を確保するために、独自の警備隊と消防隊を「経済特区」内に設立することができる。

第 62 条：表彰

「経済特区」において運営と開発の分野で傑出した業績を挙げた個人・機関・企業は、「経済特区庁」又は政府から表彰される。その規則と手続きは別に定める。

第 63 条：紛争の解決

「経済特区」内の生産・商業・サービス活動において紛争が生じた場合は、説明・説得、仲裁、妥協・協定を含むあらゆる形態で当事者間の調整が進められる。

第 64 条：仲裁と告訴

上記の紛争に関する仲裁が失敗した場合、又は紛争の当事者が第 63 条で定められた調停の形態に異議を唱えた場合、その当事者は「経済特区

庁」又は「経済紛争調停局」による仲裁を求めるか、あるいはラオスの法律と国際法に従って裁判所に告訴して紛争の決着を図ることができる。

第 10 章 違反した場合の措置

第 65 条：「経済特区」内の個人や投資家が規則に違反した場合の措置

「経済特区」の内外を問わず規則や法律に違反した個人と法人は、本首相令、他の「経済特区」規則及びラオス国内法に従って違反の責任を取らなければならない。

65.1. 関税や納税の義務を果たさない場合に取りられる措置

会計監査を通して「経済特区」の投資家が本首相令の第 46 条を遵守していないことが判明した場合、当該投資家は事業を取り止め、「経済特区」の規則及びラオスの法律に従って罰金を支払わなければならない。

65.2. 建築規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の 18.2 条を守らない投資家は、500 ドルに相当するキープ又は外国通貨を罰金として支払い、「経済特区庁」の決定が出るまで事業活動を取り止めなければならない。

65.3. 「経済特区」からの商品・生産物の搬出に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の第 32 条第 3 項の禁令に背いた個人や「経済特区」登録企業は、6 か月以下の拘留、2,000 ドル相当の罰金又は罰金と拘留の両方を課される。

65.4. 車両の販売に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の 26.5 条に定められた車両の販売・譲渡に関する禁令に背いた個人や「経済特区」登録企業は、5,000 ドル相当及び当該車両の価格を罰金として支払わなければならない。

65.5. 「経済特区」への入退出に関する規則に違反した場合に取りられる措置

本首相令の第 37～39 条に違反した個人は、50 ドル相当の罰金、1 か月以内の拘留又は罰金と拘留の両方を課される。

65.6. 「経済特区庁」の機関による管理活動を妨害した場合に採られる措置

本首相令の第 22 条第 3 項と第 7 項に違反した個人や「経済特区」登録企業は、200 ドル相当の罰金を支払わなければならない。

65.7. 「経済特区」や「経済特区庁」の名前を乱用した場合に取りられる措置

本首相令の第 67 条を遵守しない個人や「経済特区」登録企業は、200 ドル相当の罰金及び違反の程度に従って別に規定される措置を課される。

第 11 章 最終条項

第 66 条：本首相令の執行

「経済特区庁」，サワナケット県行政当局，「経済特区」の投資家，従業員，労働者及び他の当事者は，本首相令に同意し，これを厳格に執行しなければならない。

第 67 条：「経済特区」や「経済特区庁」の名称の使用

「経済特区庁」以外の個人・法人は，ラオス語・外国語を問わず「経済特区庁」の認可を得ない限り，「サワン・セノ経済特区」や「サワン・セノ経済特区庁」を意味する名称を公印，看板，レターヘッド，通知書，その他の書類に用いることは禁止されている。

第 68 条：例外

本首相令の条項は特別の規定である。本首相令の条項と他の法令との間に矛盾がある場合でも，本首相令が「経済特区」という限定された地域内だけで「経済特区」についてのみ適用される限りにおいて，本首相令は有効である。

第 69 条：効力

この首相令は署名日から効力を発する。以前に発布された条項・規則・法令のうち，この首相令に反するものはすべて破棄される。

Bounnhang Vorachith 首相

「経済特区」での投資が禁止されている事業のリスト

No.	ISIC 番号	活動
		農業、狩猟、その他の関連サービス活動部門
1		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない作物の栽培
2		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない各種樹木の栽培
3		農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない動物の飼育
4	0500	農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していない水産業とその他の水産関連サービス
5	0502	農産物加工産業にも「経済特区」内での科学研究にも関係していないメコン川とその支流での漁業
		工業・工芸部門
6	2927	あらゆる種類の軍事兵器と火薬の製造
7	2429	あらゆる種類の（非合法的な）常習性薬物の製造
8	3698	国家の良き伝統と文化に偏見を抱かせる有害な文化的製品の製造
9		人命や環境に極めて有害な産業廃棄物と化学品の製造
10		製材業
		陸上・水上輸送部門
11	6010	「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない鉄道輸送
12		「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない陸上輸送
13		「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していないパイプラインによる輸送
14	6110	「経済特区」や東西経済回廊に沿ったサービス活動に関係していない水上輸送
15		「経済特区」の活動に有益でもなく関係もない内水輸送
		保険と厚生基金を除く金融仲介活動
16	6511	中央銀行活動
		その他の事業活動
17	7492	調査・保安活動
18		「経済特区」外の技術系契約の締結
		一般社会行政・保安活動
19	7521	外交活動

20	7522	国防活動
21	7523	一般社会の保安活動
		<u>未登録の組織に関わる活動</u>
22	9192	様々な政治団体活動
		<u>その他のサービス活動</u>
23	9303	葬儀サービス関連の活動
		<u>教育</u>
24		教育上の訓練及び宗教教育
25		国防・保安技術の特殊訓練
		<u>商業</u>
26		非合法の常習性薬物取引
27		野生動物の取引
		<u>駐在員事務所</u>
28		保険業の駐在員事務所

ハイテク製品事業の定義と事例

ハイテク製品の定義

ハイテク製品とは、革新的技術に結びついた材料や方法の創造的利用によって生産される製品であり、あらゆる部門の効率を高めるために利用できるものである。

これには医療・建設・工業・電子・輸送部門と航空機研究等における近代技術を利用した最終財の製造・組立、部品の製造が含まれる。

ハイテク製品事業の事例

1. コンピュータ部品の製造・組立
2. 電子機器部品の製造・組立
3. 精密機器の製造・組立
4. 医療設備・機器の製造・組立
5. 自動車・列車・ボート・飛行機・宇宙船などの製造・組立
6. コンピュータのソフトウェア生産

～国際協力の現場から～

～私の国際協力日記（石の上にも7年？）～

武蔵野区検察庁統括検務官（前統括国際協力専門官）植 田 廉太郎

○ 故郷の訛りなつかし・・・

本年4月の人事異動により国際協力部をあとにして、はや4か月あまりが経ちました。現在の職場は検察の現場であり、私の周りでは「現逮、とか柄（身柄）は？」とか、何となく物騒な言葉が飛び交っています。POとかTORとか、やたらと横文字の多かった国際協力部時代とは180度違った雰囲気の中で仕事をしていますが、私にとってはなんと17年ぶりの現場勤務であり、日々??と!!!の連続です。

その意味では充実した毎日ではありますが、最近、理由は自分でもよくわからないまま、「何か足りないなあ」と感じていたところ、ある日通勤の雑踏の中にロシア語（らしき）会話が聞こえてきたとたん、何とも言えぬ懐かしさが込み上げて来、「ああ、これか」と一人で納得してしまいました。故郷の訛りはともかく、理解もできない外国語が懐かしく感じられるあたり、「これも自分なりの国際感覚か」と可笑しさが込み上げてきたものです。

法務総合研究所に勤務して、過ぎてみればあっという間の7年間、自分は一体何をしてきたのだろうと振り返ると・・・。

○ 1998年某月

国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所へ配置換えとなる。走り回っている研修担当者を横目で見ながら、国際協力って何？と、ボーッと過ごした1年間。

○ 1999年某月

ある日突然、大阪に法整備支援を専門に行う組織の立ち上げ要求作業をやれと命ぜられる。4人の仲間と共にPTを組み、「何故今法整備支援なのか」「何故大阪なのか」という議論と勉強、理論構成と準備に明け暮れる毎日。

○ 2000年某月

いよいよ要求本番。準備万端と思いきや、いきなり査定当局からカウンターパンチ。組織・予算・人の要求の難しさを思い知らされ、よれよれになりながらも何とか走り続ける。

○ 2001年某月

どうにか国際協力部は立ち上がった。大阪への移転とともに、後は法整備支援の実行あるのみ。試行錯誤の毎日だが、日々充実。

○ 2002年某月

とにかく走り続けていないと倒れそうな自転車操業。新しい組織の運営と、法整備支援

の難しさが身にしみる。法整備支援って何？と、自問自答ひとしきり。

○ 2003年某月

日本の法整備支援も、徐々に目に見える成果が現れてきた。国際協力部も着実に実績を積み上げ、ようやく安定の兆し。とはいえ、やたらと成果主義が標榜され、難しい時代。

○ 2004年某月

JICAプロジェクトも拡大し、ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援、カンボジア司法官職養成校支援のプロジェクト化も決まる。ベトナム、カンボジアへの立法支援もいよいよ大詰め。ラオス法整備支援もこれからが正念場。かたや自分はといえはそろそろお役ご免の時期。改めて自分にとっての国際協力とは？あるいは法整備支援の行き先を考える日々。

○ 思い起こせば・・・

日記風に綴るとこんな感じでしょうか。私が国際協力に業務として従事するようになったのは、今から7年前に、法務総合研究所が運営管理する、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）に勤務を命ぜられたことがそのきっかけですが、当時は専ら予算の要求や執行管理等の事務に当たっていたものですから、正直言って、国際協力の何たるかはもとより、研修の趣旨や目的もよく理解しないまま、いわば人ごとのように、走り回っている研修担当者を眺めていたものでした。

ところが、どういういきさつか、ある日突然上司から、大阪に、開発途上国に対する民商事関係の法整備支援を行う組織を作る作業をしろと命ぜられ、民商事？、法整備支援？と、ここに至って初めて「法整備支援」という言葉を耳にしたのです。

それからの2年間は、同様に集められた4人の仲間と共に、要求のための理論構築や経費の積算作業などに明け暮れ、「何故今法整備支援なのか」、「何故大阪なのか」という命題？と格闘する日々が続きました。

折しも当時は行政改革の真っ直中にあり、各省庁とも組織の再編・縮小や定員の削減が求められていたところ、敢えて新しい組織を立ち上げ、人や予算を獲得しようというのですから、まさしく逆風の中での要求作業だったわけですが、時の法総研幹部の並々ならぬ努力の結果、国際協力部の立ち上げ要求について、法務省内でも最高位の優先順位に置いてもらうなど、全省的な協力と官房各課の強力なバックアップにより、平成13年4月、「法整備支援事業に対する基礎調査・研究から法務省が行う法整備支援事業全体の企画立案、国際研修の実施まで行う法整備支援事業の総合センター」という位置付けの下に、無事国際協力部が立ち上がるころには、「法整備支援とは、開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援すること」とか、「開発途上国等が行う立法や法曹の育成を支援すること」とか、寝言でも言えるようになっていた（寝言でも言っていた？）ものです。特に、「何故大阪なのか」という点については、「多極分散化社会の実現」という政策レベルものから、「何と云っても大阪はアジアに近い！」と、ほとんどやけくそに近いものまで、およそ考えつく限りの理由付けを並べ立てて検討したのですが、最後にものを言ったのは、大阪（関西）には、「関西アジア民商事法研究会」の学者や実務家の先生

方を始めとする法整備支援のための強力なバックアップ体制ができており、これらの先生方や関係機関の御協力を得て、既に過去数年にわたり、支援対象国に対する研修を大阪で実施し、そのための施設（大阪中之島合同庁舎）も建設中であるという、いわば既成事実であったと言えます。

○ 千里の道も・・・

しかし、一口に既成事実とはいっても、法務省内において、大阪に法整備支援を専門に行う組織を立ち上げるという構想が初めて出た平成5年ころから、実際に組織が立ち上がる平成13年までの間、その既成事実を作るために着実に実績を積み上げてきた幹部や諸先輩方の御苦勞は、並々ならぬものがあったことと思います。なにしろ、法整備支援という言葉すら一般的に知られていない上、支援対象国からのニーズも今後どの程度伸びていくかも判らない、そして何よりも、実際にそのような組織ができるという保証はどこにもないまま、既存の業務を行う傍ら、特にJICAや大阪方面の関係機関、関係者の方々の間を走り回って御協力を求めると同時に、実施機関として着実に研修の実績を積み上げてきたわけですから、手前味噌で恐縮ですが、本当に法務省というところは、着実・堅実かつ真面目な役所であると言っていいと思います。

が、それにも増して思うことは、いかに日本が明治以来、諸外国の法制度を採り入れてこれを独自に発展させてきた知識・経験があるとはいえ、これを現代において、未だ未知数の多い開発途上国の法整備支援のために役立て、これら諸国のために一肌も二肌も脱ごうという我が国学会、法曹界の大先達が、まだまだ多いとは言えないまでも、相当数いらっしゃるということです。これまで本誌に掲載された報告等にも何度かこれらの先生方の御苦勞の一端が紹介されていますが、ほとんどボランティアベースにも関わらず、勞を厭わず、むしろ喜々として各種の部会・研究会、講義や現地セミナー等に御協力・御活躍いただいている先生方の熱意には、ただただ頭が下がるばかりであり、これらの方々や関係機関の御協力なくして、現在の国際協力部はなかったと言っても過言ではありません。

○ 国際協力専門官

さて、後半の4年間は国際協力部に勤務させていただき、事務部門の運営に関する万便利屋を自認していた私ですが、実際に研修業務にタッチさせていただいたのは国際協力部立ち上げ当初、見習いのつもりで担当した1回こっきりでした（これでも一応職名は国際協力専門官です）。このため、研修実施のノウハウやスキルに関しては、若手専門官に及ぶべくもなく、専門官から聞く研修実施の苦勞話にいつも教えられるばかりでしたが、それでも、かつて自分が担当した研修員が数年後に来日し、「お互い白髪が増えましたねえ」と笑い合える関係は、研修担当ならではのものだと思います。この点、またまた手前味噌で恐縮ですが、国際協力部の専門官の専門官たる所以は、何といたっても研修員との相互理解・信頼関係につながるひたむきさ、あるいは研修担当としての真摯な取り組みにあると思っています。若い専門官からよく聞かされたのが、不手際があつて部長等上司に注意を

受けることがあると、研修員から、「お前、ボスに怒られたろう？でも、気にするなよ。」と慰められるというものです。引率やイベント実施などのため汗だくで走り回りつつも、研修員の日常を注視し、グループ内で孤立していないか、体調を崩していないか、講義中寝てないか(?)等々、常にひとりひとりの研修員に気を配り、決して上手くはない英語で、あるときはいたわりの言葉をかけ、あるときは注意をしながらコミュニケーションをとり(中には日本語で意思疎通をしてしまうというベテラン専門官もいます)、すべての研修員に平等に接するという専門官のスタンスが評価されているものと思いますが、このスタンスこそが外国人研修員と接するための最も重要な要素であると、教えられることしきりの毎日でした。

○ 法整備支援ってなに？

国際協力部在勤中、ひとつだけ苦勞したことがあります。それはこの小見出し記載の「法整備支援とは何か？あるいは何故法整備支援が必要なのか」ということを、関係者以外の人達に、如何に理解していただくかという問題です。

何故日本が、あるいは法務省法務総合研究所がこれをやらなければならないのか？という問いに対しては、司法制度改革審議会の答申や新ODA大綱を持ち出すまでもなく、日本が国是としてやらなければならないことだと確信をもって言うことができますし、既に日本の支援によりカンボジアには民法、民事訴訟法草案(本年6月24日に閣議決定されたと聞いている。)ができたし、ベトナムには民事訴訟法、破産法が成立したという揺るぎない実績も摘示することができます。しかし、これらの事実をもって、支援対象国にどのような利益がもたらされたか、あるいはそれによって日本国民にどのように利益がもたらされるのか、客観的・定量的な目標設定をし、かつその到達度を測定せよ、という話になると考え込んでしまいます。私も一応は役人の端くれですので、それなりに行政のアカウンタビリティの重要性は理解しているつもりですが、実際に評価の結果を出せと言われると、いつも四苦八苦しなながら書類とにらめっこし、「確立した評価方法があったら・・・」とぼやいていたものでした。

法整備支援に関する評価の方法は、まだその歴史が浅いこともあり、確立された評価方法はないと聞いていますが、「日本は法整備支援とって、こんなことをやっているんですよ」と説明したときに、「ああ、それはいいことをやってらっしゃいますねえ」とまでは、ほとんどすべての人に言ってもらえるものの、「でも、それがどうしたの？」と言われて黙り込んでしまっはもともともありません。この点、開発援助の分野においては、DAC5項目の評価概念を利用してプログラム評価などを行う方法を学問的に研究している研究者グループもあると聞いていますし、学術研究機関の中では法整備支援を最も積極的に推進している名古屋大学においては、法整備支援を学問的に研究する「法整備支援学(仮称)」を立ち上げようとする構想もあると聞いています。また、JICAも2002年8月から2003年2月までの間に法整備支援関係者を招集して、法整備支援戦略会議を開催し、これまでの協力内容や成果、問題点の分析等を行っており、更に、国際協力部においても、

本年3月以降、同様の議論、検討が続けられていますので、これらの活動が更に継続・発展し、ひいては我が国法整備支援の理念、戦略、方法論、評価の在り方が確立されることを心待ちにしています。

○ 最後に

振り返ってみればあつという間の7年間であり、特に国際協力部（国際協力事務部門）に在籍した4年間は、国際協力専門官の名を冠しながら、どれほどの国際協力ができたのか、甚だ心許ないものがあります。いわばすべてにおいて手探り状態のまま、ただ闇雲に走り回っていたか、ひたすら電卓片手に書類とにらめっこしていただけで、何事かなし得たという達成感よりも、何事も中途半端だったなあという思いの方が強いのが正直なところ です。

しかし、わずかな期間とはいえ、法整備支援関係者の末席に名を連ね、この間に会った多くの方々、自国の法整備にかける研修員の熱意、途上国の法整備支援にかける関係者の皆様の熱い思いと並々ならぬ御努力を目の当たりにできるという貴重な経験をさせていただいたことは、極めて大仰な言い方をすると、何か、ひとつの歴史が作られていく現場に偶々立ち会うことができたような、ささやかな充足感があることも事実です。

私自身、今後業務として国際協力を行う機会はずまいだろうと思っはいますが、それでも国際協力の現場で得た数々の経験、特に、「知恵出せ、汗出せ、心出せ（国際協力三原則）」、を今後の仕事の中でも体現していきたいなあ、と密かに思う今日この頃です。

以上、とりとめのない文章に貴重な誌面を割いていただいた国際協力部の編集担当者に感謝します。

最後になりましたが、JICAを始め、国内関係機関の皆様、部会・研究会等の先生方、各国に滞在する現地専門家の皆様、これまで各位にいただきました御支援・御協力に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

○ 2005年某月

法整備支援のさらなる充実・発展を祈念して。



法務省法務総合研究所国際協力部発足（2001年4月）

— 編 集 後 記 —

最近よく耳にする言葉がクールビズ (Cool BIZ) です。環境省地球局のホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/info/coolbiz/>) では、地球温暖化防止「国民運動」として、具体的に6項目が上げられています。私も子を持つ父親としていつまでも美しい地球であり、戦争のない平和な世の中であって欲しいと節に願っています。

さて、本号は前号までのベトナム民事訴訟法成立の勢いを Cool ダウンしたわけではなく、別の角度から国際協力部の活動を御紹介いたしました。当部では支援対象国を中心に毎年十数人の外国人の専門家を招へいしております。数字的には少ない印象を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、中身の濃い活動を実施しております。本号掲載の2つの講演会の議事録等を御覧いただければ、御講演いただいた方々がこの夏の暑さにも負けないくらいの熱弁を振るっていただいたことが紙面を通じて伝わってくるかと存じます。

続いて、巻頭言を高松高等検察庁検事長 (前法務総合研究所長) 大塚清明氏から、「国際協力の現場から」を武蔵野区検察庁統括検務官 (前統括国際協力専門官) の植田廉太郎氏から頂戴いたしました。大塚前所長におかれましては、法総研所長在職中のカンボジア出張について玉稿を賜りました。カンボジアの様子をまるでビデオ映像で見ているようで、人々の息づかいまで伝わってきそうな錯覚に陥りました。また、植田前統括におかれましても、長年、法整備支援の現場に携わり、多くの知識を後輩達に「遺産」として伝えていただきました。そのためか、今なお、ここ大阪の当部で執務されている気がして仕方がありません。上記お二方とも Cool な方々です。

次に、神戸大学大学院国際協力研究科の松永宣明教授から、ラオス人民民主共和国「サワン・セノ経済特区」首相令を御紹介いただくとともに、ラオス経済の現在及び将来性について、Hot な情報をいただきました。昨年度から、神戸大学大学院国際協力研究科におかれては「法整備支援論」を新規開講し、当部教官も講師として、将来ある若い方々に講義をさせていただいております。このように海外だけでなく、国内でも関係機関と太い絆ができ、更に若い方々が講義を受けて法整備支援に興味を持ち、今後、法曹会、学者あるいは民間の立場から法整備支援を担っていただけるような人材がたくさん輩出されるようになれば素晴らしいことだと思います。

今後の当部の予定ですが、9月から、行事が目白押しです。ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン及びインドネシアの法整備支援研修が実施され、そのほかにも専門家招へいやシンポジウムも開催される予定です。小さな世帯ですが、職員が一丸と熱くなって、乗り切っていきたいと存じます。

最後に、法整備支援は、「Hot な気持ち」を持った Cool な方々に支えられているように思います。この「Hot な気持ち」が Cool ダウンすることなく今後も続き、多くの方々に伝播して、問題が生じてもその熱意で解かし、我が国にとっても、支援対象国にとっても、幸せが訪れるようになってもらいたいと思います。

主任国際協力専門官 中 川 浩 徳